# 野村北米REIT投信(通貨選択型)

# 毎月分配型/年2回決算型

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型/年2回決算型 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型/年2回決算型 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型/年2回決算型 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型/年2回決算型 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型/年2回決算型 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型/年2回決算型

追加型投信 海外 不動産投信

# 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2024年6月15日)

この目論見書により行なう野村北米REIT投信(通貨選択型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社 (委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月14日に関東財務局長に 提出しており、2024年6月15日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】 : 野村アセットマネジメント株式会社 【代表者の役職氏名】 : CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 : 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【縦覧に供する場所】 : 該当事項はありません。

# NOMURA 野村アセットマネジメント

# 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	4
(3)【発行(売出)価額の総額】	4
(4)【発行(売出)価格】	4
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	5
(7)【申込期間】	5
(8)【申込取扱場所】	5
(9)【払込期日】	5
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	
第二部【ファンド情報】	8
第1【ファンドの状況】	8
1【ファンドの性格】	8
2【投資方針】	. 19
3【投資リスク】	. 34
4 【手数料等及び税金】	. 44
5【運用状況】	. 48
第2【管理及び運営】	. 96
1【申込(販売)手続等】	. 96
2 【換金(解約)手続等】	. 97
3【資産管理等の概要】	. 97
4【受益者の権利等】	101
第3【ファンドの経理状況】	103
1【財務諸表】	103
2【ファンドの現況】	195
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	199
第三部【委託会社等の情報】	200
第1【委託会社等の概況】	200
1【委託会社等の概況】	200
2 【事業の内容及び営業の概況】	202
3【委託会社等の経理状況】	203
4【利害関係人との取引制限】	254
5【その他】	254
	255

# 第一部【証券情報】

# (1)【ファンドの名称】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

本書では、ファンドの名称を下記の通り簡略化して表記しております。

不自 いは、	ファンドの名称を下記の通り間略化して表記   毎日八町刊		
	毎月分配型	年2回決算型	
正式名称	野村北米 REIT 投信(円コース)	野村北米 REIT 投信(円コース)	
	毎月分配型	年2回決算型	
本書における表記	円コース(毎月分配型)	円コース(年 2 回決算型)	
本首に切りる女品	円=	ュース	
T + 4 11.	野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)	野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)	
正式名称	毎月分配型	年2回決算型	
t. ++.> . > . > > > + -+. →	豪ドルコース(毎月分配型)	豪ドルコース(年2回決算型)	
本書における表記	豪ドル	ノコース	
	野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)	野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)	
正式名称	毎月分配型	年2回決算型	
	ブラジルレアルコース(毎月分配型)	ブラジルレアルコース(年2回決算型)	
本書における表記	ブラジルレアルコース		
	野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)	野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)	
正式名称	毎月分配型	年2回決算型	
	南アフリカランドコース(毎月分配型)	南アフリカランドコース(年2回決算型)	
本書における表記		ランドコース	
	1147 - 277		
	野村北米 REIT 投信(米ドルコース)	野村北米 REIT 投信(米ドルコース)	
正式名称	毎月分配型	年2回決算型	
	米ドルコース(毎月分配型)	米ドルコース(年2回決算型)	
本書における表記	米ドルコース		
	野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)	野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)	
正式名称	毎月分配型	年2回決算型	
1. +0	メキシコペソコース(毎月分配型)	メキシコペソコース(年2回決算型)	
本書における表記		ペソコース	
	1 ' ' ' '		

※これらを総称して「野村北米REIT投信(通貨選択型)」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「毎月分配型」の各ファンドを総称して「毎月分配型」、「年2回決算型」の各ファンドを総称して「年2回決算型」という場合があります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。) なお、当初元本は1口当り1円です。

#### ■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、 もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3) 【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了した ものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (5)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に 3.3% (税抜 3.0%) 以内\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位※

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (7)【申込期間】

2024年6月15日から2024年9月12日まで

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (9)【払込期日】

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が 別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお 問い合わせ下さい。

> 野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12)【その他】

#### ①申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

②取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

#### ③スイッチング

「野村北米REIT投信(通貨選択型)」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位\*でスイッチングができます。

※全額をご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は1口単位とします。

スイッチングとは、「野村北米REIT投信(通貨選択型)」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村北米REIT投信(通貨選択型)」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご留意下さい。(詳しくは「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」をご覧下さい。)

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

#### ④申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(申込不可日といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

○申込日当日が、以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合。

「円コース」、「豪ドルコース」、「南アフリカランドコース」、「米ドルコース」、「メキシコペソコース」

- ニューヨークの銀行
- ・ニューヨーク証券取引所

「ブラジルレアルコース」

- ニューヨークの銀行
- ・ニューヨーク証券取引所
- サンパウロの銀行
- ・ブラジル商品先物取引所

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### ⑤振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振 替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関

の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# (参考)

- ◆投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、
- ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米国およびカナダの金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。以下同じ。)されているREIT (不動産投資信託証券)を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

※円建ての外国投資信託「ノムラ・ファンド・シリーズ-ノース・アメリカン・リート・ファンド」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

◆「野村北米REIT投信(通貨選択型)」は、投資する外国投資信託における為替取引手法の異なるコースから構成されるファンドです。

円コース	外貨建資産を原則として対円で為替ヘッジを行なう外国投資
(毎月分配型)/(年2回決算型)	信託に投資を行ないます。
声じゅっっつ	外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかか
豪ドルコース	る通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行なう外国投資信託
(毎月分配型)/(年2回決算型)	に投資を行ないます。
ブラジルレアルー・フ	外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかか
ブラジルレアルコース	る通貨を売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行なう外国
(毎月分配型)/(年2回決算型)	投資信託に投資を行ないます。
<b>キャッルカニンド・・・</b>	外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかか
南アフリカランドコース	る通貨を売り、南アフリカランドを買う為替取引を行なう外
(毎月分配型)/(年2回決算型)	国投資信託に投資を行ないます。
米ドルコース	外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行なわ
(毎月分配型)/(年2回決算型)	ない外国投資信託に投資を行ないます。
	外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかか
メキシコペソコース	る通貨を売り、メキシコペソを買う為替取引を行なう外国投
(毎月分配型)/(年2回決算型)	資信託に投資を行ないます。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

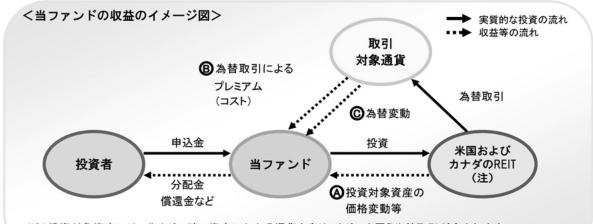
- ◆分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。
  - ○毎月分配型

毎月原則15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、毎期分配します。

○年2回決算型

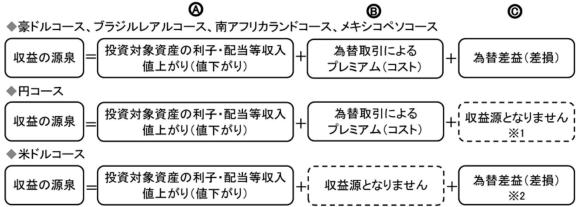
年2回、原則として3月および9月の各15日(当該日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、毎期分配します。

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。

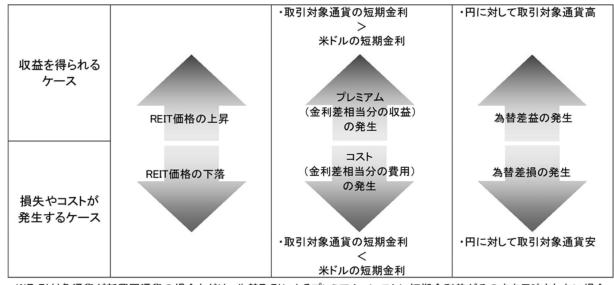


(注)投資対象資産には、非米ドル建て資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引が含まれます。 ※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

●各コースの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。(括弧内は、損失やコストの発生要因を表します。)



- ※1 円コースでは、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
- ※2 米ドルコースでは、原則として対円で為替へッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。



- ※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム/コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。
- ※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

# ■信託金の限度額■

各ファンドの信託金限度額は、各々7,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

# <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域 投資対象地域 (収益の源泉)	
	国内	株式
単 位 型 	海 外	債 券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
	年 4 回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年 6 回			(フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年 12 回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券				
(不動産投信))		中近東		
·~ ^		(中東)		
資産複合				
		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

# 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型	海外	債 券 不動産投信
追加型	/ <del>ii</del>	その他資産
	内 外	( )
		資産複合

# 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
	年 4 回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年 6 回			(フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年 12 回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券				
(不動産投信))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

(野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型)

(野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型)

(野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型)

(野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型)

(野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型)

#### 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株 式
単 位 型	E 171	債 券
	海  外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
	年 4 回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年 6 回			( )
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年 12 回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			<u></u>
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券				
(不動産投信))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

(野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型)

(野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型)

(野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型)

(野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型)

(野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型)

#### 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域 投資対象地域 (収益の源泉)	
	国内	株 式
単 位 型	— F 7	債 券
	海外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ( )
		資産複合

#### 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年 2 回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年 6 回			( )
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年 12 回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券				
(不動産投信))		中近東		
		(中東)		
資産複合				
( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(不動産投信)とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

#### <商品分類表定義>

「単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### [投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる 資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF 及び MMF の運営に関する規則(以下「MRF 等規則」という。) に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF 等規則に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き で付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特に クレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え 「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものを いう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

# 「為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

# [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの をいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

# (2)【ファンドの沿革】

2009年10月21日 「円コース」「豪ドルコース」「ブラジルレアルコース」「南アフリカランド

コース」「マネープールファンド」につき信託契約締結、ファンドの設定

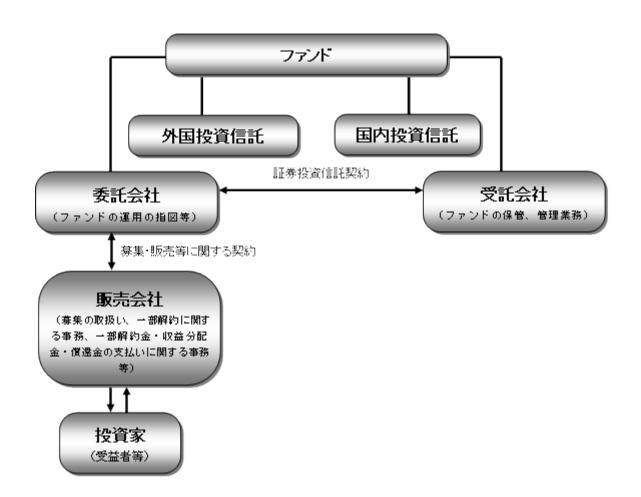
日、運用開始

2014年6月9日 「米ドルコース」「メキシコペソコース」につき信託契約締結、ファンドの

設定日、運用開始

2019年9月17日 「マネープールファンド」の償還

# (3) 【ファンドの仕組み】

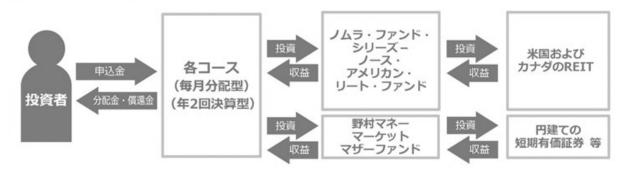


ファンド	外国投資信託	国内投資信託
野村北米 REIT 投信(円コース)	ノムラ・ファンド・シリーズー ノース・アメリカン・リート・	野村マネーマーケット
毎月分配型	ノース・アメリカン・リート・	マザーファンド

野村北米 REIT 投信(円コース)	ファンドー クラスJPY	
年2回決算型		
野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)		
毎月分配型	ノムラ・ファンド・シリーズー   ノース・アメリカン・リート・	
野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)	ファンドー クラスAUD	
年2回決算型		
野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)		
毎月分配型	ノムラ・ファンド・シリーズー  - ノース・アメリカン・リート・	
野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)	ファンドー クラスBRL	
年2回決算型		
野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)		
毎月分配型	ノムラ・ファンド・シリーズー	
野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)	- ノース・アメリカン・リート・ - ファンドー クラスZAR	
年2回決算型		
野村北米 REIT 投信(米ドルコース)		
毎月分配型	ノムラ・ファンド・シリーズー   ノース・アメリカン・リート・	
野村北米 REIT 投信(米ドルコース)	- / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
年2回決算型		
野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)		
毎月分配型	ノムラ・ファンド・シリーズー  - ノース・アメリカン・リート・	
野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)	ファンドー クラスMXN	
年2回決算型		

委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	株式会社りそな銀行
	(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)

# ●各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



- ■委託会社の概況(2024年4月末現在)■
  - ・名称 野村アセットマネジメント株式会社
  - ・資本金の額 17,180 百万円

#### ・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5, 150, 693 株	100%

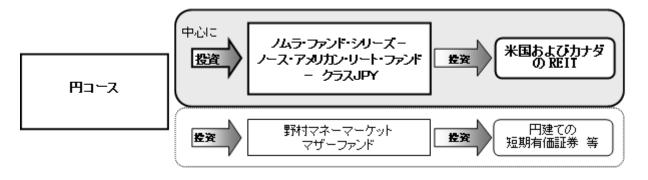
#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

# <円コース (毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスJPY」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスJPY」受益証券への投資を中心とします\*。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスJPY」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスJPY」は、米国およびカナダの REIT に投資を行ないます。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として対円で為替ヘッジを行な います。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

#### <豪ドルコース(毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスAUD」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスAUD」受益証券への投資を中心とします\*。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当フ

アンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスAUD」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスAUD」は、米国およびカナダの REIT に投資を行ないます。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として実質的に当該資産にかか る通貨を売り、豪ドルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

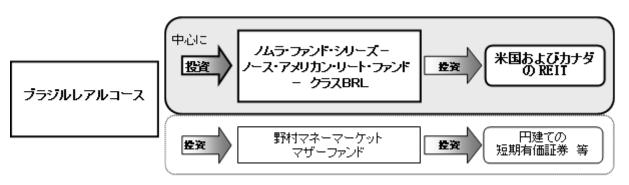
・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

### くブラジルレアルコース(毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスBRL」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスBRL」受益証券への投資を中心とします\*\*。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスBRL」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスBRL」は、米国およびカナダの REITに投資を行ないます。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として実質的に当該資産にかか る通貨を売り、ブラジルレアルを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

#### <南アフリカランドコース(毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR」 受益証券および 「野村マネーマーケット マザーファンド」 受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR」 受益証券への投資を中心とします\*\*。 また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR」は、米国およびカナダの REIT に投資を行ないます。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として実質的に当該資産にかか る通貨を売り、南アフリカランドを買う為替取引を行ないます。
  - 詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。
  - 詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

# <米ドルコース (毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券への投資を中心とします\*\*。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

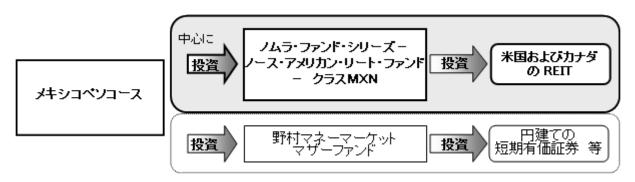


- ・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」は、米国およびカナダの REITに投資を行ないます。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。 詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。

#### <メキシコペソコース (毎月分配型)/(年2回決算型)>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券への投資を中心とします※。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の状況においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



・「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」は、米国およびカナダの REIT に投資を行ないます。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として実質的に当該資産にかか る通貨を売り、メキシコペソを買う為替取引を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。

・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図る ことを目的として運用を行ないます。

詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# (2)【投資対象】

米国およびカナダの金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている REIT (不動産投資信託 証券) を実質的な主要投資対象\*とします。

※円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマーケット マザーファンド」を主要投資 対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合がありま す。

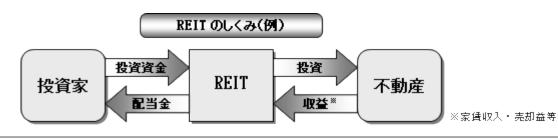
ファンド名	投資対象
円コース (毎月分配型)/(年2回決算型)	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY
	野村マネーマーケット マザーファンド
豪ドルコース (毎月分配型)/(年2回決算型)	ノムラ・ファンド・シリーズ-ノース・アメリカン・リート・ファンド- クラス AUD 野村マネーマーケット マザーファンド
ブラジルレアルコース (毎月分配型)/(年 2 回決算型)	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 野村マネーマーケット マザーファンド

南アフリカランドコース	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR
(毎月分配型)/(年 2 回決算型)	野村マネーマーケット マザーファンド
米ドルコース (毎月分配型)/(年 2 回決算型)	ノムラ・ファンド・シリーズ-ノース・アメリカン・リート・ファンド- クラス USD 野村マネーマーケット マザーファンド
メキシコペソコース	ノムラ・ファンド・シリーズ-ノース・アメリカン・リート・ファンド- クラス MXN
(毎月分配型) / (年 2 回決算型)	野村マネーマーケット マザーファンド

- ◆デリバティブの直接利用は行ないません。
- ■「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY/AUD/BRL/ZAR/USD/MXN」の主要投資対象■
- ◆米国およびカナダの金融商品取引所に上場されている REIT を主要投資対象とします。
- ◆外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。
- ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ◆詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

#### ■REIT について■

◆REIT (Real Estate Investment Trust) とは、「不動産 (Real Estate)」に投資する「投資信託 (Investment Trust)」のことです。



- ■「野村マネーマーケット マザーファンド」の主要投資対象
  - ◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。
  - ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。
  - ◆運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。
- ①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### ②有価証券の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧願います。

(田) 工品(が) 中になって、の国が150	Livy
「円コース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リー
	ト・ファンドー クラス JPY
「豪ドルコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リー
	ト・ファンドー クラス AUD
「ブラジルレアルコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リー
	ト・ファンドー クラス BRL
「南アフリカランドコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リー
	ト・ファンドー クラス ZAR
「米ドルコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・
	ファンドー クラス USD
「メキシコペソコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・
	ファンドー クラス MXN

# ③金融商品の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(上記②に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

# (参考)投資対象とする外国投資信託について

ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド

(クラス JPY/クラス AUD/クラス BRL/クラス ZAR/クラス USD/クラス MXN)

(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

The state of the s	
<運用の基本方針>	
主要投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所に上場されている REIT
投資方針	・収益性・成長性等を勘案して選定した REIT に分散投資を行ない、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指します。
	・主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプロー
	チ」により投資銘柄を選定することを基本とします。
	・REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。ただ
	し、信託財産の純資産総額の 10%以内の範囲で、米国およびカナダの不動産

	関連の株式に投資する場合があります。
	・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として、当該資産にか
	かる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。
	クラス JPY、クラス AUD、クラス BRL、クラス ZAR、クラス MXN については、
	クラスごとに、組入資産について、原則として、米ドルを売り、各クラスの
	通貨を買う為替取引を行なうことで、各通貨への投資効果を追求します。ク
	ラス USD については、対円で為替ヘッジを行なわず、米ドルへの投資効果を
	追求します。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
	・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の
	5%以内とします。
	・投資信託証券(上場投資信託証券を除く。)への投資割合は、信託財産の純
	資産総額の5%以内とします。
	・同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%
	以内とします。
	・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断によ
Discoura de com	り、分配を行なう方針です。
償還条項	ファンドの全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファン
	ドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、そ
/ <del>- 1. 11   1   1   1   1   1   1   1   1  </del>	れぞれ償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
<管理報酬等>	A by Verstra A) her exposure (fronts). With the
信託報酬	純資産総額の 0.67% (年率) **程度
	※但し、信託報酬のうち、管理事務代行会社報酬および保管銀行報酬には年間最低報
	酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の報酬率を上回る場
カスナギが	合があります。
申込手数料	なし
信託財産留保額	1 口につき純資産価格の 0.3% (当初 1 口=1 万円)
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の
	処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管など
	に要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。
	ファンドの設立に係る費用(5年を超えない期間にわたり償却)。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

\*上記は2024年6月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# ■「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド」の REIT の運用体制等について■

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド」の REIT の運用は主として 副投資顧問会社であるハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーが行ない ます。

#### <REIT の運用体制>

ポートフォリオ運用チームはハイトマン・グループ(ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーと親会社を共にし、不動産投資に関する各種サービスを提供している資産運用子会社群を指します。)内の不動産リサーチチーム、実物不動産投資チーム、モーゲージチームからの情報を運用に活用しています。また、高い経営規範に則って業務を遂行すべく、不動産証券専属のコンプライアンスオフィサーを配置しています。

#### <REIT 投資の考え方>

REIT 運用に関わる信念は、「REIT の長期投資収益は、各 REIT 銘柄が所有する不動産のパフォーマンスを反映する」というものです。従って、REIT の分析には個々の不動産からもたらされる収益を吟味することが重要であると考えています。また、次の点に着目して不動産からもたらされる収益を分析しています。

- ◆物件ポートフォリオのグレード、テナント需要との適合性
- ◆不動産市況サイクルの中での、現在及び1年半から2年先の物件ポートフォリオのポジション
- ◆REIT 経営陣の物件運用能力

銘柄選択に際しては GARP (Growth At a Reasonable Price / 適正価値における成長銘柄投資) 戦略による運用を行ない、より高い収益成長性を持ちながら、相対的に割安な価格で取引されている銘柄に焦点をあてています。

#### <REIT の運用プロセス>

ボトムアップによる銘柄選択を重視して運用を行ないます。

#### ◆銘柄ファンダメンタルズ分析

ハイトマン・グループ内の不動産リサーチチームや実物不動産投資チームなどの協力を得て、各不動産市場(セクター別、地域別)の需給状況、価格情報などの把握や市場予想を行ないます。この不動産市場分析の結果を踏まえ、各 REIT 銘柄の不動産ポートフォリオ分析、マネジメント(経営)能力分析、および資本構造分析を行ないます。

- ①不動産ポートフォリオ分析:各 REIT 銘柄の保有物件のグレード、競争力、需給状況などを把握することを目的に、REIT が所有する代表的な物件を視察・分析します。この結果は、各銘柄のキャッシュフロー予測の基礎となります。
- ②マネジメント(経営)能力分析:経営陣の能力や見識を吟味することを目的に積極的な企業 訪問を行なっています。
- ③資本構造分析:資本構造の強み、柔軟性などに加えて、収益成長のための資金調達能力や資本コストを把握します。

#### ◆銘柄評価

銘柄ファンダメンタルズ分析の結果を基に定性分析、資本市場分析、不動産価格分析を行ないます。

- ①定性分析:不動産運用能力、物件買収・売却能力、不動産開発能力、資金調達能力・バランスシートの柔軟性、株主・経営陣間の信頼度合い・利益相反の有無(程度)、経営戦略などを勘案して、経営陣の能力を評価します。
- ②資本市場分析:各銘柄のキャッシュフロー成長率を予測し、それに各要因により調整を加え、最終的に各銘柄の期待収益率の算出を行ないます。
- ③不動産価格分析(NAV分析):不動産のキャッシュフローをベースに、適切な資本化率(キャップレート)を使って現在の不動産価格を求め、これに負債の控除などの調整を行なった後、不動産価値を算出します。この不動産価値を現在のREITの価格と比較し、割安度を求めます。

#### ◆ポートフォリオの構築

ポートフォリオ運用ミーティングにおいて、売買候補銘柄が議論されます。売買候補銘柄が決定された後は、リスク管理上等のチェックを実施し、更にファンド毎のガイドラインを準拠するよう、ポートフォリオを構築します。

#### (参考)マザーファンドの概要

「野村マネーマーケット マザーファンド」

#### 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

# 2. 運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

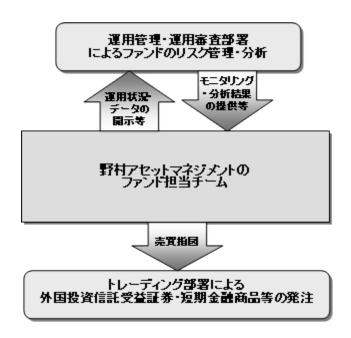
- (2)投資態度
  - ①本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用 を行ないます。
  - ②残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
  - ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3)投資制限
  - ①株式への投資は行ないません。
  - ②外貨建資産への投資は行ないません。
  - ③有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。
  - ④スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。
  - ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を 超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行 ないません。
  - ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に 従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### ■「野村マネーマーケット マザーファンド」の運用体制等について

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

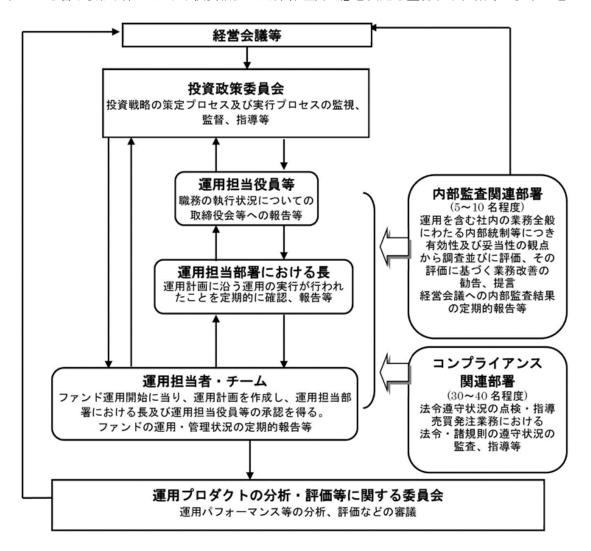
# (3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



≪委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①<毎月分配型/年2回決算型>

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額と します。

②<毎月分配型(「米ドルコース(毎月分配型)」、「メキシコペソコース(毎月分配型)」を除く)> 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に安定 分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定 分配とならない場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が 決定する額を付加して分配する場合があります。

※投資信託約款上「原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なう」方針としていますが、これは、 運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではあり ません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意く ださい。

<「米ドルコース(毎月分配型)」、「メキシコペソコース(毎月分配型)」>

収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

#### <年2回決算型>

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
  - ※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
  - ※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- \*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### ◆ファンドの決算日

<毎月分配型>

原則として毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

<年2回決算型>

原則として**毎年3月および9月の各15日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### ◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。※1

「分配金を再投資する契約の場合」

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。※2

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日

から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

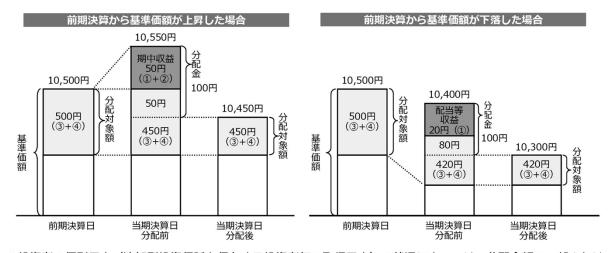
※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

# ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



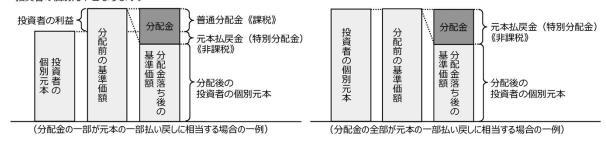
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
  - ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。
  - ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
  - 分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合 には分配金の全額が普通分配金となります。	
元本払戻金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本	
(特別分配金)	払戻金(特別分配金)となります。	

◆投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の 投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③デリバティブの利用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) デリバティブの直接利用は行ないません。
  - ※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行ないません。
- ④株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥公社債の借入れ(約款第19条)
  - (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、 当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうも のとします
  - (ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一 部を返還するための指図をするものとします。
  - (iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。
- ⑦資金の借入れ(約款第25条)
  - (i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
  - (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - (iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日まで とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - (iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑧前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原 則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則

#### 3【投資リスク】

#### ≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します</u>。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、</u> 損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

#### [REIT の価格変動リスク]

REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。 ファンドは REIT に実質的に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

#### [為替変動リスク]

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

#### <円コース>

・投資対象である外国投資信託の組入資産について、原則として為替へッジにより為替変動リスクの低減 を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、当該組入資産にかかる 通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

#### <米ドルコース>

- ・投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドルベース)\*について、原則として対円で為替ヘッジを 行ないませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。
  - ※米ドル建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引を行なった場合も含みます。

#### <上記以外の各コース>

- ・投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドルベース)※について、原則として米ドルを売り、各コースの通貨を買う為替取引を行ないますので、各コースの通貨の対円での為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産(米ドルベース)※の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円での為替変動の影響も受けることとなります。
- ※米ドル建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引を行なった場合も含みます。
- ・一部のコースが対象とする新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能 性が高く、その結果、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

各コース(円コースを除く)において、米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないますが、当該資産の額と当該資産にかかる通貨の売りの額は必ずしも一致しないため、当該資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合もあります。

各コース(米ドルコースを除く)の通貨の金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、為替取引

によるコスト(金利差相当分の費用)がかかるため、基準価額の変動要因となります。

#### [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を 行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### ≪その他の留意点≫

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能 性があります。
- ●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などに は、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ●各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還 させます。
- ●ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ●REIT に関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REIT の価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ●各コースは、外国投資信託を通じて米国およびカナダの金融商品取引所に上場されている REIT に実質的に投資を行ないます。当該外国投資信託が籍を置くケイマン諸島は、米国、カナダいずれの国との間においても租税条約がなく軽減税率が適用されないため、外国投資信託が収受する REIT の配当金について米国では30%、カナダでは25%の源泉税が差し引かれます。
  - ※これらの記載は、2024年4月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。
- ●外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由 化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドは NDF\*\* (ノン・デリバラブ ル・フォワード) を用いる場合があります。

NDF の取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があり、その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDF が利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルま

たはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

●店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

#### ≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

#### リスク管理関連の委員会

#### ◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を 行ないます。

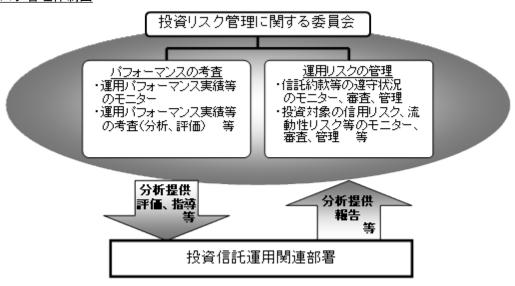
#### ◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

#### リスク管理体制図

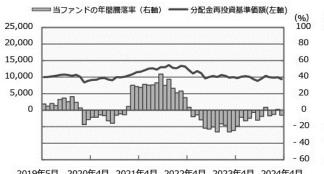


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

# **■ リスクの定量的比較** (2019年5月末~2024年4月末:月次)

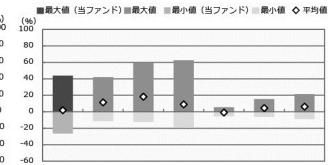
### ■円コース(毎月分配型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



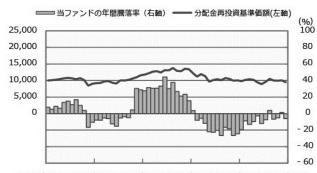
先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント"

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	43.7	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 26.5	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	1.9	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

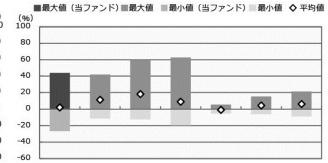
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■円コース(年2回決算型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月



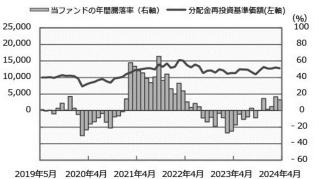
日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファンド

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.0	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 26.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	2.1	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

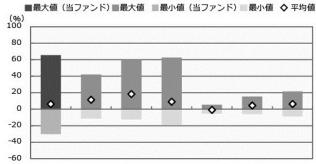
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### **||豪ドルコース(毎月分配型)**

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



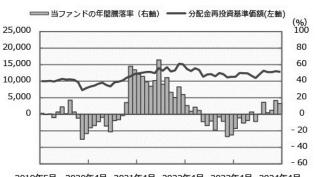
日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	65.5	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 30.3	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	6.3	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

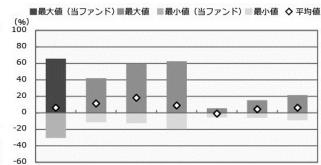
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■豪ドルコース(年2回決算型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月



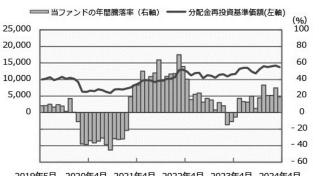
当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	65.7	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 30.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	6.3	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

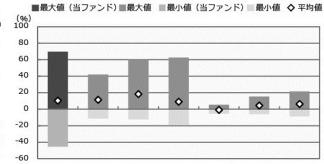
# **■ブラジルレアルコース(毎月分配型)**

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



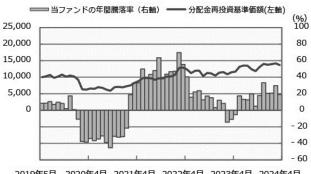
日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	69.8	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 45.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	10.4	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

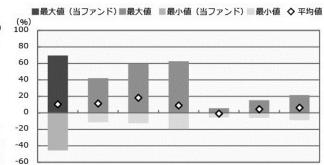
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### **■ブラジルレアルコース(年2回決算型)**

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月



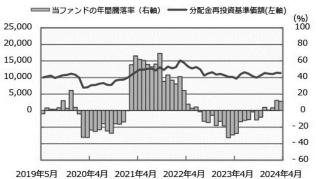
当ファント゛ 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	69.6	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 45.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	10.4	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

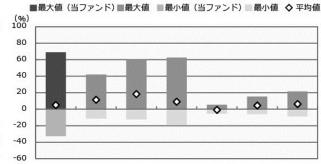
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

# **||南アフリカランドコース(毎月分配型)**

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



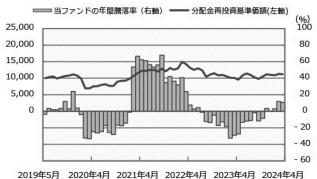
日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント

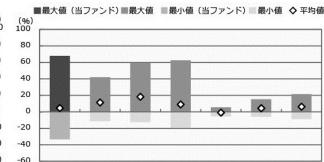
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	69.1	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 32.8	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	5.0	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
  - \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
  - \*決算日に対応した数値とは異なります。
  - \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ■南アフリカランドコース(年2回決算型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移





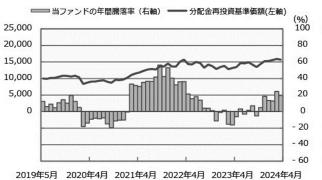
当ファント゛ 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	67.9	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 33.4	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	4.7	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

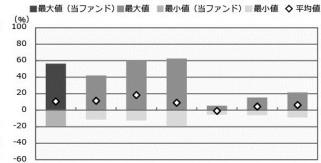
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ▮米ドルコース(毎月分配型)

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



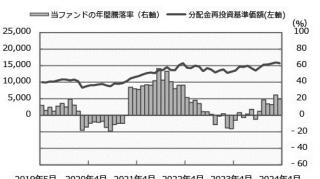
日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	56.3	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 19.5	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	10.6	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

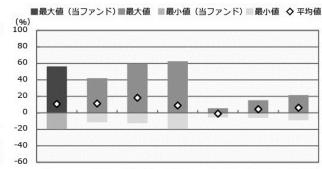
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ||米ドルコース(年2回決算型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年5月 2020年4月 2021年4月 2022年4月 2023年4月 2024年4月



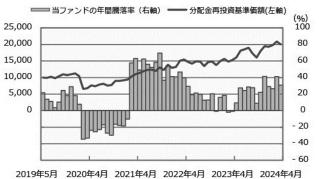
当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	56.4	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 19.3	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	10.8	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

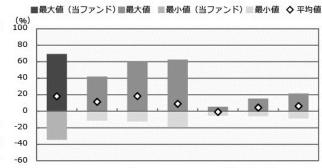
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### 【メキシコペソコース(毎月分配型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファント

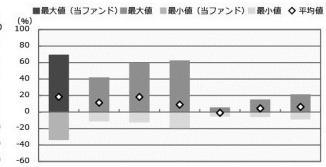
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	69.4	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 34.5	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	18.1	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### ■メキシコペソコース(年2回決算型)

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移





当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	69.6	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小値(%)	△ 33.9	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値(%)	18.5	11.4	18.3	8.9	△ 0.9	4.5	6.3

- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年5月末を10,000として指数 化しております。
- \*年間騰落率は、2019年5月から2024年4月の5年間の各月末にお ける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2019年5月から2024年4月の5年間の各月末における1年間の騰 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数> ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

○日本杯:東証休伽념致(TOPIX)(配当込み) ○先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) ○新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○日本国債:NOMURA-BPI国債 ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

○新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社」PX総研又は株式会社」PX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

てもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を見いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時に統額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCが向しています。

Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

OJPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・「JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサー」は一切の表明または保証、或いは伝達ま

ログタト」といてより、いたがは、からない、味噌はには歌かれた壁では、エグダいはない。 はいは付にプログタトやが見かがない。 また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。 指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。 指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。 指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。 JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC他)

#### 4 【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内\*\*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価 として、購入時に頂戴するものです。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、年 0.968% (税抜年 0.88%) の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分は次の通り(税抜)とします。

 <委託会社>
 <販売会社>
 <受託会社>

 年 0.35%
 年 0.50%
 年 0.03%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終 了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

#### (参考)投資対象とする外国投資信託の信託報酬

	外国投資信託の名称	信託報酬率 (年率)
ノムラ・フ	ァンド・シリーズ-ノース・アメリカン・リート・ファンド	0.67%*程度

- \* 但し、信託報酬のうち、管理事務代行会社報酬および保管銀行報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産 総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。
- ◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、外国投資信託の設立に係る費用は当該外国投資信託が負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。
- ◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状況においてはノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド受益証券の各クラスへの投資比率は、概ね90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

なお、ファンドが実質的な投資対象とする REIT は市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示し

#### ておりません。

実質的な信託報酬率 (税込・年率) の概算値

#### 1.638%程度

#### ≪支払先の役務の内容≫

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

#### (4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借 入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の 負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当 する金額は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
  - ※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託 財産に繰り入れられます。
- \*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

- ■個人、法人別の課税について■
- ◆個人の投資家に対する課税
  - <収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

#### ≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま す

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 (注1) の利子	特定公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の	・上場株式の配当
・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収	・譲渡益	・公募株式投資信託の収益
益分配金	・譲渡損	分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、 別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA (少額投資非課税制度) の適用対象となります。ファンドは、NISA の対象ではありません。

#### ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収\*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。 ※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### ■換金(解約)時および償還時の課税について■

「個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益\*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。 ※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### [法人の投資家の場合]

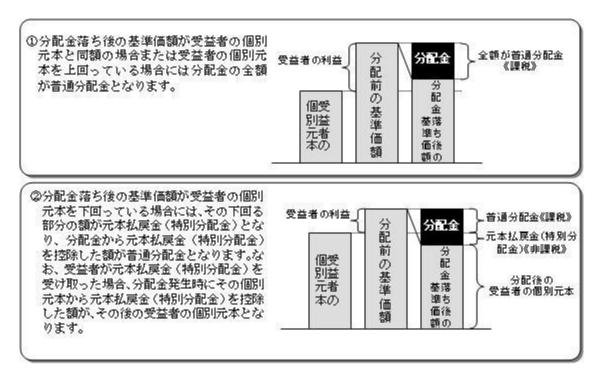
換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。 なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

#### ■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は2024年4月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

		V	120	100	(丰位: 707
	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運 用管理費用の比 率	②ファンドのそ の他費用の比率	③投資先ファンドの運用管理費 用の比率	④投資先ファンドの運用管理費 用以外の比率
円コース(毎月分配型)	2.23	0.96	0.00	1.19	0.08
円コース(年2回決算型)	2.25	0.96	0.00	1.21	0.08
豪ドルコース(毎月分 配型)	2.24	0.96	0.00	1.20	0.08
豪ドルコース(年2回決 算型)	2.24	0.96	0.00	1.20	0.08
ブラジルレアルコース (毎月分配型)	2.26	0.96	0.00	1.20	0.10
ブラジルレアルコース (年2回決算型)	2.26	0.96	0.00	1.20	0.10
南アフリカランドコー ス(毎月分配型)	2.25	0.96	0.00	1.20	0.09
南アフリカランドコー ス(年2回決算型)	2.26	0.96	0.02	1.19	0.09
米ドルコース(毎月分 配型)	2.29	0.96	0.00	1.22	0.11
米ドルコース(年2回決 算型)	2.29	0.96	0.00	1.22	0.11
メキシコペソコース (毎月分配型)	2.28	0.96	0.00	1.22	0.10
メキシコペソコース (年2回決算型)	2.28	0.96	0.00	1.22	0.10

(2023年9月16日~2024年3月15日)

- \*総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料 及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均 基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
- \*ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
- \*ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
- \*投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。
- \* 各比率は、年率換算した値です。
- \*投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等(マザーファンドを除く。)です。
- \*ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。
- \*ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
- \*ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- \*投資先ファンドの運用管理費用については年間最低報酬額が適用される場合があるため、純資産総額によっては目論見書等に記載のある報酬率を上回る場合があります。
- \*投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。
- \*投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。
- \*上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- \*最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

#### 5【運用状況】

以下は2024年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1)【投資状況】

### 野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	308, 894, 880	96. 80
親投資信託受益証券	日本	6, 347, 084	1. 98
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	3, 847, 626	1. 20
合計(純資産総額)		319, 089, 590	100.00

### 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	242, 159, 568	98. 12
親投資信託受益証券	日本	1, 405, 476	0. 56
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	3, 213, 578	1. 30
合計 (純資産総額)		246, 778, 622	100.00

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	393, 827, 022	95. 83
親投資信託受益証券	日本	7, 323, 907	1.78
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	9, 784, 839	2. 38
合計 (純資産総額)		410, 935, 768	100.00

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	36, 081, 342	97. 38
親投資信託受益証券	日本	508, 928	1. 37
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	458, 334	1. 23
合計 (純資産総額)		37, 048, 604	100.00

### 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1, 919, 788, 003	97. 73
親投資信託受益証券	日本	26, 143, 975	1. 33
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	18, 310, 406	0. 93
合計 (純資産総額)		1, 964, 242, 384	100.00

# 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	109, 854, 843	97. 77
親投資信託受益証券	日本	1, 598, 571	1. 42
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	_	895, 940	0. 79

合計(純資産総額) 112,349,354 100.00
------------------------------

# 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	15, 883, 296	96. 92
親投資信託受益証券	日本	116, 958	0.71
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	387, 703	2. 36
合計 (純資産総額)		16, 387, 957	100.00

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1, 544, 829	97. 09
親投資信託受益証券	日本	13, 237	0.83
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_		2. 07
合計 (純資産総額)	1, 591, 004	100. 00	

### 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	201, 064, 212	98. 75
親投資信託受益証券	日本	9, 980	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	2, 527, 990	1.24
合計 (純資産総額)	203, 602, 182	100.00	

### 野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	127, 371, 420	99. 06
親投資信託受益証券	日本	9, 980	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)	— 1, 1		0. 93
合計 (純資産総額)	128, 579, 618	100.00	

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	194, 963, 376	98. 65
親投資信託受益証券	日本	9, 980	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	2, 647, 515	1. 33
合計 (純資産総額)	197, 620, 871	100.00	

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券	ケイマン諸島	170, 638, 620	98. 70	

親投資信託受益証券	日本	9, 980	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	2, 220, 500	1. 28
合計(純資産総額)		172, 869, 100	100.00

### (参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
特殊債券	日本	25, 034, 518	57. 55
現金・預金・その他資産(負債控除後)	_	18, 465, 597	42. 44
合計 (純資産総額)	43, 500, 115	100.00	

### (2)【投資資産】

# ①【投資有価証券の主要銘柄】

### 野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
	1	益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス JPY	43, 190	7, 263	313, 688, 970	7, 152	308, 894, 880	96. 80
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	6, 330, 625	1. 0026	6, 347, 084	1. 0026	6, 347, 084	1. 98

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96. 80
親投資信託受益証券	1.98
合 計	98. 79

### 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス JPY	33, 859	7, 513	254, 382, 667	7, 152	242, 159, 568	98. 12
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	1, 401, 832	1. 0026	1, 405, 476	1. 0026	1, 405, 476	0. 56

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98. 12
親投資信託受益証券	0. 56
合 計	98. 69

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

順位	国/ 種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	-------	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

	益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス AUD	50, 067	7, 658	383, 413, 086	7, 866	393, 827, 022	95. 83
2	 0-0-12-1111-11	野村マネーマーケット マザーフ ァンド	7, 304, 915	1. 0026	7, 323, 907	1. 0026	7, 323, 907	1. 78

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95. 83
親投資信託受益証券	1.78
合 計	97. 61

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス AUD	4, 587	7, 781	35, 691, 447	7, 866	36, 081, 342	97. 38
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	507, 609	1. 0026	508, 928	1. 0026	508, 928	1. 37

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97. 38
親投資信託受益証券	1. 37
合 計	98. 76

### 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス BRL	419, 993	4, 476	1, 879, 888, 668	4, 571	1, 919, 788, 003	97. 73
2	1		野村マネーマーケット マザーフ ァンド	26, 076, 177	1. 0026	26, 143, 975	1. 0026	26, 143, 975	1. 33

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97. 73
親投資信託受益証券	1. 33
合 計	99. 06

### 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
1		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス BRL	24, 033	4, 584	110, 167, 272	4, 571	109, 854, 843	97. 77
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	1, 594, 426	1. 0026	1, 598, 571	1. 0026	1, 598, 571	1. 42

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97. 77
親投資信託受益証券	1.42
合 計	99. 20

## 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
	l .	益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドー クラス ZAR	2, 848	5, 457	15, 541, 536	5, 577	15, 883, 296	96. 92
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	116, 655	1. 0026	116, 958	1. 0026	116, 958	0.71

# 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96. 92
親投資信託受益証券	0.71
合 計	97. 63

# 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス ZAR		5, 480	1, 518, 100	5, 577	1, 544, 829	97. 09
2			野村マネーマーケット マザーファ ンド	13, 203	1. 0026	13, 237	1. 0026	13, 237	0.83

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97. 09
親投資信託受益証券	0.83
合 計	97. 92

# 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドークラス USD	10, 679	18, 457	197, 102, 303	18, 828	201, 064, 212	98. 75
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	9, 955	1. 0026	9, 980	1. 0026	9, 980	0.00

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98. 75
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98. 75

### 野村北米REIT投信 (米ドルコース) 年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
	l .	益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドークラス USD	6, 765	18, 329	123, 995, 685	18, 828	127, 371, 420	99. 06
2			野村マネーマーケット マザーフ アンド	9, 955	1. 0026	9, 980	1. 0026	9, 980	0.00

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99. 06
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99. 06

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
	l .	益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドークラス MXN	12, 808	15, 393	197, 153, 544	15, 222	194, 963, 376	98. 65
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	9, 955	1. 0026	9, 980	1. 0026	9, 980	0.00

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98. 65
親投資信託受益証券	0.00
슴 計	98. 66

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
		益証券	ノムラ・ファンド・シリーズーノ ース・アメリカン・リート・ファ ンドークラス MXN	11, 210	15, 194	170, 324, 740	15, 222	170, 638, 620	98. 70
2			野村マネーマーケット マザーフ ァンド	9, 955	1. 0026	9, 980	1. 0026	9, 980	0.00

### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98. 70
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98. 71

### (参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本		日本高速道路保 有・債務返済機		100. 15	13, 020, 340	100. 15	13, 020, 340	0. 601	2024/7/31	29. 93

		1	構債券 政府保 証債第222回							
2	日本	1	政保 地方公共 団体金融機構債 券 第62回	100. 11	12, 014, 178	100. 11	12, 014, 178	0. 601	2024/7/16	27. 61

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	57. 55
合 計	57. 55

### ②【投資不動産物件】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型該当事項はありません。

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド 該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型 該当事項はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型該当事項はありません。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型該当事項はありません。

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド 該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

# ①【純資産の推移】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014年9月16日)	4, 877	4, 916	1. 2430	1. 2530
第 11 特定期間	(2015年3月16日)	3, 227	3, 251	1. 3438	1. 3538
第 12 特定期間	(2015年9月15日)	2, 491	2, 512	1. 1799	1. 1899
第 13 特定期間	(2016年3月15日)	2, 374	2, 393	1. 2230	1. 2330
第 14 特定期間	(2016年9月15日)	2, 453	2, 473	1. 2125	1. 2225
第 15 特定期間	(2017年3月15日)	2, 206	2, 220	1. 1257	1. 1327
第 16 特定期間	(2017年9月15日)	1, 692	1, 703	1. 1273	1. 1343
第 17 特定期間	(2018年3月15日)	1, 274	1, 283	0. 9952	1. 0022
第 18 特定期間	(2018年9月18日)	1,074	1, 078	1. 0675	1. 0715
第 19 特定期間	(2019年3月15日)	951	955	1. 0740	1. 0780
第 20 特定期間	(2019年9月17日)	1, 679	1, 686	1. 0865	1. 0905
第 21 特定期間	(2020年3月16日)	1, 157	1, 162	0. 9322	0. 9362
第 22 特定期間	(2020年9月15日)	1, 058	1, 060	0. 9732	0. 9752
第 23 特定期間	(2021年3月15日)	956	958	1.0760	1. 0780
第 24 特定期間	(2021年9月15日)	794	795	1. 2329	1. 2349
第 25 特定期間	(2022年3月15日)	703	705	1. 2288	1. 2308
第 26 特定期間	(2022年9月15日)	538	539	1. 0594	1. 0614
第 27 特定期間	(2023年3月15日)	462	463	0. 9489	0. 9509
第 28 特定期間	(2023年9月15日)	418	419	0. 9395	0. 9415
第 29 特定期間	(2024年3月15日)	342	343	0. 9123	0. 9143
	2023年 4月末日	454	_	0. 9477	_
	5月末日	436	_	0. 9211	_
	6月末日	450	_	0. 9595	
	7月末日	453	_	0. 9724	
	8月末日	433	_	0. 9512	_
	9月末日	390	_	0.8774	

10 月末日	346		0.8294	_
11 月末日	367		0.8932	_
12 月末日	396	_	0. 9704	_
2024年 1月末日	366	_	0. 9259	_
2月末日	360	_	0.9165	_
3月末日	347		0. 9248	_
4月末日	319		0.8674	_

# 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014年9月16日)	336	336	1. 9709	1. 9719
第 11 計算期間	(2015年3月16日)	261	261	2. 2245	2. 2255
第 12 計算期間	(2015年9月15日)	165	165	2. 0472	2. 0482
第 13 計算期間	(2016年3月15日)	247	248	2. 2279	2. 2289
第 14 計算期間	(2016年9月15日)	394	394	2. 3037	2. 3047
第 15 計算期間	(2017年3月15日)	534	534	2. 2225	2. 2235
第 16 計算期間	(2017年9月15日)	315	315	2. 3108	2. 3118
第 17 計算期間	(2018年3月15日)	261	261	2. 1201	2. 1211
第 18 計算期間	(2018年9月18日)	147	147	2. 3318	2. 3328
第 19 計算期間	(2019年3月15日)	138	138	2. 4002	2. 4012
第 20 計算期間	(2019年9月17日)	388	388	2. 4930	2. 4940
第 21 計算期間	(2020年3月16日)	432	432	2. 1957	2. 1967
第 22 計算期間	(2020年9月15日)	453	453	2. 3373	2. 3383
第 23 計算期間	(2021年3月15日)	491	491	2. 6158	2. 6168
第 24 計算期間	(2021年9月15日)	469	469	3. 0289	3. 0299
第 25 計算期間	(2022年3月15日)	449	449	3. 0468	3. 0478
第 26 計算期間	(2022年9月15日)	354	354	2. 6512	2. 6522
第 27 計算期間	(2023年3月15日)	287	288	2. 4013	2. 4023
第 28 計算期間	(2023年9月15日)	277	277	2. 4075	2. 4085
第 29 計算期間	(2024年3月15日)	260	260	2. 3679	2. 3689
	2023 年 4 月末日	288	_	2. 4035	_
	5月末日	280	_	2. 3403	_
	6月末日	293	_	2. 4437	
	7月末日	296	_	2. 4825	
	8月末日	280	_	2. 4334	_
	9月末日	259	_	2. 2460	
	10 月末日	245		2. 1262	

11 月末日	265	 2. 2981	_
12 月末日	286	 2. 5057	_
2024年 1月末日	272	 2. 3940	_
2月末日	270	 2. 3748	_
3月末日	262	 2. 4007	_
4月末日	246	 2. 2548	_

# 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1 口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間	(2014年9月16日)	4, 975	5, 051	1. 2975	1. 3175
第 11 特定期間	(2015年3月16日)	5, 688	5, 776	1. 3043	1. 3243
第 12 特定期間	(2015年9月15日)	4, 170	4, 252	1.0187	1. 0387
第 13 特定期間	(2016年3月15日)	4, 606	4, 699	0. 9964	1. 0164
第 14 特定期間	(2016年9月15日)	3, 988	4, 034	0.8572	0.8672
第 15 特定期間	(2017年3月15日)	3, 149	3, 166	0. 9057	0. 9107
第 16 特定期間	(2017年9月15日)	2, 229	2, 236	0. 9468	0. 9498
第 17 特定期間	(2018年3月15日)	1, 492	1, 498	0.8172	0.8202
第 18 特定期間	(2018年9月18日)	1, 235	1, 238	0. 8586	0.8606
第 19 特定期間	(2019年3月15日)	1,024	1, 026	0. 8693	0.8703
第 20 特定期間	(2019年9月17日)	805	806	0.8516	0.8526
第 21 特定期間	(2020年3月16日)	550	551	0. 6570	0. 6580
第 22 特定期間	(2020年9月15日)	588	589	0. 7752	0. 7762
第 23 特定期間	(2021年3月15日)	622	622	0. 9375	0. 9385
第 24 特定期間	(2021年9月15日)	610	611	1.0241	1. 0251
第 25 特定期間	(2022年3月15日)	613	613	1. 0794	1. 0804
第 26 特定期間	(2022年9月15日)	545	545	1. 0670	1. 0680
第 27 特定期間	(2023年3月15日)	422	422	0. 9042	0. 9052
第 28 特定期間	(2023年9月15日)	432	432	0. 9693	0. 9703
第 29 特定期間	(2024年3月15日)	409	409	0. 9939	0. 9949
	2023年 4月末日	415	_	0.8989	_
	5月末日	413	_	0. 8983	_
	6月末日	454		0. 9887	_
	7月末日	452	_	0. 9838	
	8月末日	439	_	0. 9763	
	9月末日	404	_	0. 9176	
	10 月末日	380	_	0. 8639	
	11 月末日	397	_	0. 9569	_

12 月末日	427	_	1. 0352	_
2024年 1月末日	413		0. 9997	
2月末日	411		0. 9985	
3月末日	418		1. 0200	_
4月末日	410		1. 0029	_

# 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014年9月16日)	384	384	2. 2035	2. 2045
第 11 計算期間	(2015年3月16日)	570	570	2. 4152	2. 4162
第 12 計算期間	(2015年9月15日)	303	303	2. 0843	2. 0853
第 13 計算期間	(2016年3月15日)	320	320	2. 2956	2. 2966
第 14 計算期間	(2016年9月15日)	305	305	2. 1670	2. 1680
第 15 計算期間	(2017年3月15日)	243	243	2. 3951	2. 3961
第 16 計算期間	(2017年9月15日)	194	195	2. 5577	2. 5587
第 17 計算期間	(2018年3月15日)	101	101	2. 2574	2. 2584
第 18 計算期間	(2018年9月18日)	96	96	2. 4051	2. 4061
第 19 計算期間	(2019年3月15日)	96	96	2. 4587	2. 4597
第 20 計算期間	(2019年9月17日)	78	78	2. 4247	2. 4257
第 21 計算期間	(2020年3月16日)	45	45	1.8814	1.8824
第 22 計算期間	(2020年9月15日)	45	45	2. 2366	2. 2376
第 23 計算期間	(2021年3月15日)	53	53	2. 7264	2. 7274
第 24 計算期間	(2021年9月15日)	58	58	2. 9958	2. 9968
第 25 計算期間	(2022年3月15日)	61	61	3. 1748	3. 1758
第 26 計算期間	(2022年9月15日)	58	58	3. 1548	3. 1558
第 27 計算期間	(2023年3月15日)	48	48	2. 6884	2. 6894
第 28 計算期間	(2023年9月15日)	35	35	2. 9012	2. 9022
第 29 計算期間	(2024年3月15日)	36	36	2. 9925	2. 9935
	2023年 4月末日	48	_	2. 6755	_
	5月末日	48	_	2. 6765	_
	6月末日	36	_	2. 9519	_
	7月末日	36	_	2. 9403	_
	8月末日	35	_	2. 9203	
	9月末日	33	_	2. 7463	_
	10 月末日	31	_	2. 5887	
	11 月末日	35	_	2. 8699	
	12 月末日	38	_	3. 1087	_

2024年 1月末日	36	_	3. 0049	_
2月末日	36	_	3. 0041	_
3月末日	37	_	3. 0711	_
4月末日	37		3. 0226	_

# 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり純	1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第 10 特定期間	(2014年9月16日)	16, 962	17, 174	0. 9589	0. 9709	
第 11 特定期間	(2015年3月16日)	12, 968	13, 148	0.8628	0. 8748	
第 12 特定期間	(2015年9月15日)	8, 898	9, 062	0. 6543	0. 6663	
第 13 特定期間	(2016年3月15日)	8, 497	8, 645	0. 6926	0. 7046	
第 14 特定期間	(2016年9月15日)	8, 241	8, 338	0. 6812	0. 6892	
第 15 特定期間	(2017年3月15日)	8, 913	9, 006	0. 7663	0. 7743	
第 16 特定期間	(2017年9月15日)	7, 690	7, 771	0. 7640	0. 7720	
第 17 特定期間	(2018年3月15日)	5, 476	5, 546	0. 6237	0. 6317	
第 18 特定期間	(2018年9月18日)	4, 054	4, 091	0. 5568	0. 5618	
第 19 特定期間	(2019年3月15日)	4, 057	4, 077	0. 6107	0. 6137	
第 20 特定期間	(2019年9月17日)	3, 559	3, 577	0. 5787	0. 5817	
第 21 特定期間	(2020年3月16日)	2, 325	2, 342	0. 4161	0. 4191	
第 22 特定期間	(2020年9月15日)	1, 846	1, 851	0. 3705	0. 3715	
第 23 特定期間	(2021年3月15日)	1, 802	1, 806	0. 4002	0. 4012	
第 24 特定期間	(2021年9月15日)	2, 038	2, 042	0. 4934	0. 4944	
第 25 特定期間	(2022年3月15日)	2, 098	2, 101	0. 5611	0. 5621	
第 26 特定期間	(2022年9月15日)	2, 165	2, 168	0. 6135	0. 6145	
第 27 特定期間	(2023年3月15日)	1, 863	1, 867	0. 5457	0. 5467	
第 28 特定期間	(2023年9月15日)	2, 157	2, 160	0. 6712	0. 6722	
第 29 特定期間	(2024年3月15日)	2, 003	2, 006	0. 6765	0. 6775	
	2023年 4月末日	1, 970		0. 5769	_	
	5月末日	1, 979	_	0. 5843	_	
	6月末日	2, 180	_	0. 6588	_	
	7月末日	2, 194	_	0. 6739	_	
	8月末日	2, 165	_	0. 6720	_	
	9月末日	1, 938	_	0. 6171		
	10 月末日	1, 819	_	0. 5878	_	
	11 月末日	1, 996	_	0. 6499		
	12 月末日	2, 096	_	0. 6933	_	
	2024年1月末日	2, 037	_	0. 6804	_	

2月末日	2, 048	_	0. 6896	_
3月末日	2, 066	_	0. 6991	_
4月末日	1, 964		0. 6735	_

# 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり糾	道資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間	(2014年9月16日)	856	856	1. 9231	1. 9241
第 11 計算期間	(2015年3月16日)	757	757	1. 8556	1.8566
第 12 計算期間	(2015年9月15日)	524	524	1. 5326	1. 5336
第 13 計算期間	(2016年3月15日)	477	477	1.8054	1.8064
第 14 計算期間	(2016年9月15日)	533	533	1. 9219	1. 9229
第 15 計算期間	(2017年3月15日)	647	648	2. 3081	2. 3091
第 16 計算期間	(2017年9月15日)	447	447	2. 4525	2. 4535
第 17 計算期間	(2018年3月15日)	344	344	2. 1443	2. 1453
第 18 計算期間	(2018年9月18日)	204	204	2. 0120	2. 0130
第 19 計算期間	(2019年3月15日)	185	186	2. 2892	2. 2902
第 20 計算期間	(2019年9月17日)	167	167	2. 2421	2. 2431
第 21 計算期間	(2020年3月16日)	111	111	1. 6643	1. 6653
第 22 計算期間	(2020年9月15日)	96	96	1. 5316	1. 5326
第 23 計算期間	(2021年3月15日)	97	97	1. 6802	1. 6812
第 24 計算期間	(2021年9月15日)	111	111	2. 0958	2. 0968
第 25 計算期間	(2022年3月15日)	112	112	2. 4097	2. 4107
第 26 計算期間	(2022年9月15日)	122	122	2. 6606	2. 6616
第 27 計算期間	(2023年3月15日)	109	109	2. 3913	2. 3923
第 28 計算期間	(2023年9月15日)	128	128	2. 9690	2. 9700
第 29 計算期間	(2024年3月15日)	117	117	3. 0184	3. 0194
	2023年 4月末日	115	_	2. 5330	_
	5月末日	114	_	2. 5700	_
	6月末日	128	_	2. 9012	
	7月末日	132	_	2. 9727	
	8月末日	128	_	2. 9692	
	9月末日	118	_	2. 7291	_
	10 月末日	111	_	2. 6048	_
	11 月末日	123	_	2. 8839	_
	12 月末日	123	_	3. 0807	_
	2024年1月末日	121	_	3. 0280	_
	2月末日	120	_	3. 0732	_

3月末日	121	 3. 1195	_
4月末日	112	 3. 0095	

# 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1口当たり紅	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 特定期間 (2014 年 9 月 1	6 目)	56	57	1. 0097	1. 0197
第 11 特定期間 (2015 年 3 月 1	6 日)	60	60	1. 1109	1. 1209
第 12 特定期間 (2015 年 9 月 1	5日)	66	67	0. 9127	0. 9227
第 13 特定期間 (2016 年 3 月 1	5日)	39	39	0. 7986	0. 8086
第 14 特定期間 (2016 年 9 月 1	5 日)	35	35	0. 7854	0. 7914
第 15 特定期間 (2017 年 3 月 1	5 日)	28	28	0. 9084	0. 9144
第 16 特定期間 (2017 年 9 月 1	5 日)	26	27	0. 9009	0. 9069
第 17 特定期間 (2018 年 3 月 1	5 目)	23	23	0.8774	0. 8834
第 18 特定期間 (2018 年 9 月 1	8日)	20	20	0. 7904	0. 7964
第 19 特定期間 (2019 年 3 月 1	5 日)	21	21	0.8169	0. 8209
第 20 特定期間 (2019 年 9 月 1	7日)	21	21	0.8105	0. 8145
第 21 特定期間 (2020 年 3 月 1	6 目)	15	15	0. 6176	0. 6216
第 22 特定期間 (2020 年 9 月 1	5 目)	15	15	0. 5999	0. 6019
第 23 特定期間 (2021 年 3 月 1	5 目)	17	17	0. 7536	0. 7556
第 24 特定期間 (2021 年 9 月 1	5 目)	21	21	0. 9048	0. 9068
第 25 特定期間 (2022 年 3 月 1	5 日)	20	20	0. 9265	0. 9285
第 26 特定期間 (2022 年 9 月 1	5 日)	19	19	0. 8473	0. 8493
第 27 特定期間 (2023 年 3 月 1	5 日)	15	15	0. 6944	0. 6964
第 28 特定期間 (2023 年 9 月 1	5 日)	16	16	0. 7260	0. 7280
第 29 特定期間 (2024 年 3 月 1	5 日)	16	16	0. 7278	0. 7298
2023 年 4月	末日	15	-	0. 6864	_
5 月	末日	14		0. 6470	_
6 月	末日	16		0. 7346	_
7月	末日	17	_	0. 7737	_
8月	末日	16	_	0.7409	_
9月	末日	15	_	0. 6904	_
10 月	末日	14	_	0. 6571	_
11 月	末日	15	_	0. 7027	_
12 月	末日	16	_	0. 7456	_
2024年 1月	末日	16		0. 7316	
2 月	末日	16		0. 7222	_
3 月	末日	16	_	0. 7475	_

4月末日	16 -	0. 7376	
------	------	---------	--

# 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	(百万円)	1口当たり紅	上資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 10 計算期間 (2014 年 9 月 16 日)	2	2	1. 6725	1. 6735
第 11 計算期間 (2015 年 3 月 16 日)	2	2	1. 9315	1. 9325
第 12 計算期間 (2015 年 9 月 15 日)	2	2	1. 6760	1. 6770
第 13 計算期間 (2016 年 3 月 15 日)	2	2	1. 5793	1. 5803
第 14 計算期間 (2016 年 9 月 15 日)	2	2	1. 6472	1. 6482
第 15 計算期間 (2017 年 3 月 15 日)	2	2	1. 9874	1. 9884
第 16 計算期間 (2017 年 9 月 15 日)	2	2	2. 0490	2. 0500
第 17 計算期間 (2018 年 3 月 15 日)	2	2	2. 0904	2. 0914
第 18 計算期間 (2018 年 9 月 18 日)	2	2	1. 9664	1. 9674
第 19 計算期間 (2019 年 3 月 15 日)	2	2	2. 1040	2. 1050
第 20 計算期間 (2019 年 9 月 17 日)	2	2	2. 1498	2. 1508
第 21 計算期間 (2020 年 3 月 16 日)	3	3	1. 6864	1. 6874
第 22 計算期間 (2020 年 9 月 15 日)	1	1	1. 6684	1. 6694
第 23 計算期間 (2021 年 3 月 15 日)	2	2	2. 1417	2. 1427
第 24 計算期間 (2021 年 9 月 15 日)	2	2	2. 5985	2. 5995
第 25 計算期間 (2022 年 3 月 15 日)	2	2	2. 6918	2. 6928
第 26 計算期間 (2022 年 9 月 15 日)	2	2	2. 5050	2. 5060
第 27 計算期間 (2023 年 3 月 15 日)	1	1	2. 0885	2. 0895
第 28 計算期間 (2023 年 9 月 15 日)	1	1	2. 2103	2. 2113
第 29 計算期間 (2024 年 3 月 15 日)	1	1	2. 2513	2. 2522
2023年 4月末日	1		2. 0697	
5月末日	1	_	1. 9573	
6月末日	1	_	2. 2242	
7月末日	1	_	2. 3447	
8月末日	1		2. 2516	
9月末日	1	_	2. 1025	
10 月末日	1	_	2. 0070	
11 月末日	1		2. 1524	
12 月末日	1	_	2. 2894	
2024年 1月末日	1	_	2. 2528	_
2月末日	1		2. 2299	_
3月末日	1	_	2. 3117	
4月末日	1	_	2. 2889	_

# 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1 口当たり純	 [資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2014年9月16日)	466	467	1. 0495	1. 0505
第2特定期間	(2015年3月16日)	1, 445	1, 447	1. 3258	1. 3268
第3特定期間	(2015年9月15日)	1, 077	1, 078	1. 2051	1. 2061
第4特定期間	(2016年3月15日)	746	747	1. 2509	1. 2519
第5特定期間	(2016年9月15日)	641	642	1. 1792	1. 1802
第6特定期間	(2017年3月15日)	611	611	1. 2782	1. 2792
第7特定期間	(2017年9月15日)	450	450	1. 2867	1. 2877
第8特定期間	(2018年3月15日)	335	336	1. 1365	1. 1375
第9特定期間	(2018年9月18日)	442	442	1. 3342	1. 3352
第 10 特定期間	(2019年3月15日)	420	420	1. 3848	1. 3858
第 11 特定期間	(2019年9月17日)	476	476	1. 4005	1. 4015
第 12 特定期間	(2020年3月16日)	255	255	1. 2236	1. 2246
第 13 特定期間	(2020年9月15日)	264	264	1. 2676	1. 2686
第 14 特定期間	(2021年3月15日)	273	273	1. 4612	1. 4622
第 15 特定期間	(2021年9月15日)	309	309	1. 6940	1. 6950
第 16 特定期間	(2022年3月15日)	338	338	1. 8324	1. 8334
第 17 特定期間	(2022年9月15日)	360	360	1. 9773	1. 9783
第 18 特定期間	(2023年3月15日)	275	275	1. 7306	1. 7316
第 19 特定期間	(2023年9月15日)	203	204	1. 9671	1. 9681
第 20 特定期間	(2024年3月15日)	199	199	2. 0115	2. 0125
	2023年 4月末日	218	_	1. 7381	_
	5月末日	200	_	1. 7767	_
	6月末日	205	_	1. 9369	_
	7月末日	203	_	1. 9171	_
	8月末日	208	_	1. 9621	_
	9月末日	193	_	1.8680	_
	10 月末日	178	_	1. 7730	_
	11 月末日	191	_	1. 8976	_
	12 月末日	201	_	2. 0041	_
	2024年1月末日	201	_	2. 0130	_
	2月末日	203	_	2. 0486	_
	3月末日	206	_	2. 0907	_
	4月末日	203	_	2. 0627	_

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額	(百万円)	1 口当たり糾	近資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2014年9月16日)	389	390	1. 0427	1. 0437
第2計算期間	(2015年3月16日)	904	905	1. 3312	1. 3322
第3計算期間	(2015年9月15日)	550	551	1. 2126	1. 2136
第4計算期間	(2016年3月15日)	563	564	1. 2688	1. 2698
第5計算期間	(2016年9月15日)	656	656	1. 2024	1. 2034
第6計算期間	(2017年3月15日)	538	538	1. 3089	1. 3099
第7計算期間	(2017年9月15日)	386	387	1. 3213	1. 3223
第8計算期間	(2018年3月15日)	248	248	1. 1725	1. 1735
第9計算期間	(2018年9月18日)	253	254	1. 3727	1. 3737
第 10 計算期間	(2019年3月15日)	168	168	1. 4323	1. 4333
第 11 計算期間	(2019年9月17日)	415	415	1. 4573	1. 4583
第 12 計算期間	(2020年3月16日)	295	295	1. 2744	1. 2754
第 13 計算期間	(2020年9月15日)	212	213	1. 3313	1. 3323
第 14 計算期間	(2021年3月15日)	209	210	1. 5410	1. 5420
第 15 計算期間	(2021年9月15日)	176	176	1. 7924	1. 7934
第 16 計算期間	(2022年3月15日)	231	231	1. 9463	1. 9473
第 17 計算期間	(2022年9月15日)	223	223	2. 1062	2. 1072
第 18 計算期間	(2023年3月15日)	195	196	1. 8492	1. 8502
第 19 計算期間	(2023年9月15日)	123	123	2. 1093	2. 1103
第 20 計算期間	(2024年3月15日)	126	127	2. 1622	2. 1632
	2023年 4月末日	197	_	1. 8579	_
	5月末日	187	_	1. 9003	_
	6月末日	125	_	2. 0747	_
	7月末日	124	_	2. 0544	_
	8月末日	124	_	2. 1038	
	9月末日	117	_	2. 0032	
	10 月末日	111	_	1. 9025	_
	11 月末日	119	_	2. 0367	_
	12 月末日	126	_	2. 1519	_
	2024年 1月末日	126	_	2. 1625	_
	2月末日	129	_	2. 2020	_
	3月末日	130	_	2. 2473	_
	4月末日	128	_	2. 2186	

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額	(百万円)	1口当たり約	屯資産額(円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間 (2014年9月16日)	458	460	1. 0166	1. 0196
第 2 特定期間 (2015 年 3 月 16 日)	161	162	1. 1137	1. 1167
第 3 特定期間 (2015 年 9 月 15 日)	43	43	0. 9241	0. 9271
第 4 特定期間 (2016 年 3 月 15 日)	36	36	0. 9120	0. 9150
第 5 特定期間 (2016 年 9 月 15 日)	32	32	0. 7929	0. 7959
第 6 特定期間 (2017 年 3 月 15 日)	67	67	0. 8447	0. 8477
第7特定期間 (2017年9月15日)	63	63	0. 9496	0. 9526
第8特定期間 (2018年3月15日)	54	54	0. 8063	0. 8093
第 9 特定期間 (2018 年 9 月 18 日)	11	11	0. 9397	0. 9427
第 10 特定期間 (2019 年 3 月 15 日)	10	10	0. 9584	0. 9614
第 11 特定期間 (2019 年 9 月 17 日)	227	227	0. 9739	0. 9769
第 12 特定期間 (2020 年 3 月 16 日)	228	229	0. 7434	0. 7464
第 13 特定期間 (2020 年 9 月 15 日)	337	338	0. 7590	0. 7620
第 14 特定期間 (2021 年 3 月 15 日)	295	296	0. 8865	0. 8895
第 15 特定期間 (2021 年 9 月 15 日)	308	309	1. 0743	1. 0773
第 16 特定期間 (2022 年 3 月 15 日)	291	292	1. 1182	1. 1212
第 17 特定期間 (2022 年 9 月 15 日)	310	310	1. 2880	1. 2910
第 18 特定期間 (2023 年 3 月 15 日)	284	284	1. 2204	1. 2234
第 19 特定期間 (2023 年 9 月 15 日)	330	331	1. 5339	1. 5369
第 20 特定期間 (2024 年 3 月 15 日)	198	198	1. 6207	1. 6237
2023 年 4 月末日	290		1. 2685	_
5月末日	297	_	1. 3284	_
6月末日	328	_	1. 4947	
7月末日	334	_	1. 5264	
8月末日	341	_	1. 5611	_
9月末日	304	_	1. 4121	
10 月末日	282	_	1. 3109	
11 月末日	292		1. 4759	
12 月末日	274	_	1. 5862	
2024年 1月末日	224		1. 5722	_
2月末日	216		1. 6077	_
3月末日	207		1. 6929	
4月末日	197		1. 6193	

野村北米REIT投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

2024年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(百万円)	1口当たり純資産額(円)
--	------------	--------------

	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2014年9月16	3) 211	212	1. 0344	1. 0354
第 2 計算期間 (2015 年 3 月 16	3) 214	214	1. 1589	1. 1599
第 3 計算期間 (2015 年 9 月 15	138	138	0. 9816	0. 9826
第 4 計算期間 (2016 年 3 月 15	113	113	0. 9857	0. 9857
第 5 計算期間 (2016 年 9 月 15	∃) 43	43	0. 8759	0. 8759
第6計算期間 (2017年3月15	3) 64	64	0. 9476	0. 9476
第7計算期間 (2017年9月15	192	192	1. 0912	1. 0922
第8計算期間 (2018年3月15	155	155	0. 9499	0. 9499
第 9 計算期間 (2018 年 9 月 18	3) 77	77	1. 1297	1. 1307
第 10 計算期間 (2019 年 3 月 15	3) 73	73	1. 1760	1. 1770
第 11 計算期間 (2019 年 9 月 17	116	116	1. 2311	1. 2321
第 12 計算期間 (2020 年 3 月 16	∃) 131	131	0. 9578	0. 9578
第 13 計算期間 (2020 年 9 月 15	141	141	1. 0079	1. 0079
第 14 計算期間 (2021 年 3 月 15	159	159	1. 2028	1. 2038
第 15 計算期間 (2021 年 9 月 15	3) 185	185	1. 4826	1. 4836
第 16 計算期間 (2022 年 3 月 15	193	193	1. 5670	1. 5680
第 17 計算期間 (2022 年 9 月 15	3) 222	223	1. 8303	1. 8313
第 18 計算期間 (2023 年 3 月 15	195	195	1. 7612	1. 7622
第 19 計算期間 (2023 年 9 月 15	3) 204	204	2. 2422	2. 2432
第 20 計算期間 (2024 年 3 月 15	179	180	2. 3956	2. 3966
2023 年 4 月末	日 204	_	1. 8353	_
5 月 末	206		1. 9264	_
6 月 オ	227		2. 1727	_
7月末	日 214		2. 2231	_
8 月 月	日 212		2. 2785	_
9 月 ヲ	日 185	_	2. 0637	_
10 月末	日 163	_	1. 9196	_
11 月末	日 173		2. 1660	_
12 月末	日 186		2. 3328	_
2024年 1月末	日 174	_	2. 3164	_
2 月末	178	_	2. 3732	_
3 月末	日 187	_	2. 5025	_
4 月 オ	172	_	2. 3979	_

# ②【分配の推移】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

計算期間	1口当たりの分配金
------	-----------

第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0600円
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	0.0600円
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0600円
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0600円
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0600円
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0.0480円
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0. 0420 円
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0. 0420 円
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0. 0240 円
第 19 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0. 0240 円
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0. 0240 円
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	0. 0240 円
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0180円
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0120円
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0120円
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0. 0120 円
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0. 0120 円
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0. 0120 円
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0120円
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0120円

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

# 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0010円
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	0.0010円
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010円
第 13 計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0010円
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0010円
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0.0010円
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010円
第 17 計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0.0010円
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010円
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	0.0010円
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010円
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	0.0010円
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0010円
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0010円
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010円
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.0010円
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010円

第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0010円
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010円
第 29 計算期間	2023年 9月 16日~2024年 3月 15日	0.0010円

# 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0. 1200 円
第 11 特定期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0. 1200 円
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0. 1200 円
第 13 特定期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0. 1200 円
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0900円
第 15 特定期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0400 円
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0. 0200 円
第 17 特定期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0180円
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0120円
第 19 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0080 円
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0060 円
第 21 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0060 円
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0060 円
第 23 特定期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	0.0060 円
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0060 円
第 25 特定期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.0060 円
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0060 円
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0060 円
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0060 円
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0060 円

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0010円
第 11 計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0010円
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010円
第 13 計算期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.0010円
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0010円
第 15 計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010円
第 17 計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0010円
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010円
第 19 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0010円

第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0010円
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0010円
第 23 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	0.0010円
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010円
第 25 計算期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.0010円
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010円
第 27 計算期間	2022年 9月 16日~2023年 3月 15日	0.0010円
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010 円
第 29 計算期間	2023年 9月 16日~2024年 3月 15日	0.0010円

# 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0720 円
第 11 特定期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0720 円
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0720 円
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0720 円
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0600円
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0. 0480 円
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0. 0480 円
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0.0480 円
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0300円
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	0. 0220 円
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0180円
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	0.0180円
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0120円
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0060 円
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0060 円
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.0060 円
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0060 円
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0060円
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0060円
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0060 円

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

# 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0010 円
第 11 計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0010円
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010円

第 13 計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0010円
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0010円
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0.0010円
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010円
第 17 計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0010円
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010円
第 19 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0010円
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010円
第 21 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0010円
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0010円
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0010円
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010円
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.0010円
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010円
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0010円
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010円
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0010円

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0600円
第 11 特定期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0600円
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0600円
第 13 特定期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.0600円
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0480 円
第 15 特定期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0360円
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0360円
第 17 特定期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0360円
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0360円
第 19 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0280円
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0240 円
第 21 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0240 円
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0180円
第 23 特定期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	0.0120円
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0120円
第 25 特定期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.0120円
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0120円
第 27 特定期間	2022年 9月 16日~2023年 3月 15日	0.0120円
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0120円
第 29 特定期間	2023年 9月 16日~2024年 3月 15日	0.0120円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	0.0010円
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	0.0010円
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010 円
第 13 計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0010 円
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0010 円
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0.0010 円
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010 円
第17計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0.0010 円
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010 円
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	0.0010 円
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010 円
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	0.0010 円
第22計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0010 円
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0010 円
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010 円
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.0010 円
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010円
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0010円
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010円
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0010円

### 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	0.0030 円
第2特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	0.0060円
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0060円
第4特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.0060 円
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0060 円
第6特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	0.0060 円
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0060 円
第8特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0.0060 円
第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0060 円
第 10 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0060 円
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0060 円
第 12 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0060 円
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0060円
第 14 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	0.0060 円
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0060 円

第 16 特定期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.0060 円
第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0060 円
第 18 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0060 円
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0060 円
第 20 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0060 円

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

### 野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	0.0010円
第2計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0010円
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010 円
第4計算期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.0010 円
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0010 円
第6計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0010 円
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010円
第8計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0010円
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010円
第 10 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0010 円
第 11 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010 円
第 12 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0010円
第 13 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0010円
第 14 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月15日	0.0010円
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010円
第 16 計算期間	2021年 9月 16日~2022年 3月15日	0.0010 円
第 17 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010 円
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0010 円
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010 円
第 20 計算期間	2023年 9月16日~2024年 3月15日	0.0010 円

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	0.0090円
第2特定期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0180円
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0180円
第4特定期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.0180円
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0180円
第6特定期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0180 円
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0180円
第8特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	0.0180円

第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0180円
第 10 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0. 0180 円
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0. 0180 円
第 12 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0.0180円
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0.0180円
第 14 特定期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	0.0180円
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0180円
第 16 特定期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.0180 円
第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0180円
第 18 特定期間	2022年 9月 16日~2023年 3月 15日	0.0180円
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0180円
第 20 特定期間	2023年 9月 16日~2024年 3月 15日	0.0180円

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	0.0010円
第2計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	0.0010円
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	0.0010 円
第4計算期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.0000円
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	0.0000円
第6計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	0.0000円
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	0.0010円
第8計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	0.0000円
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	0.0010 円
第 10 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	0.0010 円
第 11 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	0.0010円
第 12 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	0. 0000 円
第 13 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	0. 0000 円
第 14 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	0.0010円
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	0.0010円
第 16 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.0010 円
第 17 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	0.0010 円
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	0.0010 円
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.0010 円
第 20 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	0.0010 円

### ③【収益率の推移】

### 野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

計算期間	収益率
------	-----

第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	5. 7%
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	12.9%
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△7.7%
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	8.7%
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	4.0%
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	△3. 2%
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	3.9%
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	△8.0%
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	9.7%
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	2.9%
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	3.4%
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	△12.0%
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	6.3%
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	11.8%
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	15. 7%
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	0.6%
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	△12.8%
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△9.3%
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.3%
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	△1.6%

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

### 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	5. 7%
第 11 計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	12.9%
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△7.9%
第13計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	8.9%
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	3.4%
第 15 計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	△3. 5%
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	4.0%
第17計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	△8. 2%
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	10.0%
第 19 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	3.0%
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	3.9%
第 21 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△11.9%
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	6.5%
第 23 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	12.0%

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	15.8%
第 25 計算期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	0.6%
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	△13. 0%
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△9. 4%
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	0.3%
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	△1.6%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	12.9%
第 11 特定期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	9.8%
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△12.7%
第 13 特定期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	9.6%
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△4.9%
第 15 特定期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	10.3%
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	6.7%
第 17 特定期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	△11.8%
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	6. 5%
第 19 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	2. 2%
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	△1.3%
第 21 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△22.1%
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	18.9%
第 23 特定期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	21.7%
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	9.9%
第 25 特定期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	6.0%
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	△0.6%
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△14. 7%
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	7.9%
第 29 特定期間	2023年 9月 16日~2024年 3月 15日	3. 2%

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	13.5%
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	9.7%
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△13.7%

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

第 13 計算期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	10.2%
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△5. 6%
第 15 計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	10.6%
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	6.8%
第 17 計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	△11.7%
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	6.6%
第 19 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	2.3%
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	△1.3%
第 21 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△22. 4%
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	18.9%
第 23 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	21.9%
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	9.9%
第 25 計算期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	6.0%
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	△0.6%
第 27 計算期間	2022年 9月 16日~2023年 3月 15日	△14. 8%
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	8.0%
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	3. 2%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

### 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	18.0%
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	△2.5%
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△15.8%
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	16.9%
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	7.0%
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	19.5%
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	6.0%
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	△12.1%
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	△5.9%
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	13.6%
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	△2.3%
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	△25.0%
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	△8.1%
第23特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	9.6%
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	24. 8%
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	14.9%
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	10.4%
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△10.1%

第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	24. 1%
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	1.7%

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

### 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	18.3%
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	△3.5%
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△17.4%
第13計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	17.9%
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	6.5%
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	20.1%
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	6.3%
第17計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	△12.5%
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	△6.1%
第 19 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	13. 8%
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	△2.0%
第 21 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△25. 7%
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	△7.9%
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	9.8%
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	24. 8%
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	15.0%
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	10.5%
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△10.1%
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	24. 2%
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	1.7%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

	計算期間	収益率
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	10.9%
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	16.0%
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△12.4%
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	△5.9%
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	4. 4%
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	20. 2%
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	3.1%

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

2017年9月16日~2018年3月15日	1.4%
2018年3月16日~2018年9月18日	△5.8%
2018年9月19日~2019年3月15日	6.9%
2019年3月16日~2019年9月17日	2.2%
2019年9月18日~2020年3月16日	△20.8%
2020年3月17日~2020年9月15日	0.0%
2020年9月16日~2021年3月15日	27.6%
2021年3月16日~2021年9月15日	21.7%
2021年9月16日~2022年3月15日	3.7%
2022年3月16日~2022年9月15日	△7.3%
2022年9月16日~2023年3月15日	△16.6%
2023年3月16日~2023年9月15日	6.3%
2023年9月16日~2024年3月15日	1.9%
	2018年3月16日~2018年9月18日 2018年9月19日~2019年3月15日 2019年3月16日~2019年9月17日 2019年9月18日~2020年3月16日 2020年3月17日~2020年9月15日 2021年3月16日~2021年3月15日 2021年9月16日~2022年3月15日 2022年3月16日~2022年9月15日 2022年3月16日~2023年3月15日

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	13.0%
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	15. 5%
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△13. 2%
第 13 計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	△5. 7%
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	4.4%
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	20.7%
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	3.1%
第 17 計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	2.1%
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	△5.9%
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	7.0%
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	2. 2%
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	△21.5%
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	△1.0%
第23計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	28.4%
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	21.4%
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	3.6%
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	△6.9%
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△16.6%
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	5.9%
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	1.9%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落 の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	5.3%
第2特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	26.9%
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△8.7%
第4特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	4.3%
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△5.3%
第6特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	8.9%
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	1.1%
第8特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	△11.2%
第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	17.9%
第 10 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	4.2%
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	1.6%
第 12 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	△12.2%
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	4.1%
第 14 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	15.7%
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	16.3%
第 16 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	8.5%
第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	8.2%
第 18 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△12.2%
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	14.0%
第 20 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	2.6%

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

### 野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	4. 4%
第2計算期間	2014年 9月 17日~2015年 3月 16日	27.8%
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△8.8%
第4計算期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	4.7%
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△5. 2%
第6計算期間	2016年 9月 16日~2017年 3月 15日	8.9%
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	1.0%
第8計算期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	△11.2%
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	17. 2%
第 10 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	4.4%

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

第 11 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	1.8%
第 12 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△12.5%
第 13 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	4.5%
第 14 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	15. 8%
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	16. 4%
第 16 計算期間	2021年 9月 16日~2022年 3月 15日	8.6%
第 17 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	8.3%
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△12. 2%
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	14. 1%
第 20 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	2.6%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

### 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	2.6%
第2特定期間	2014年 9月17日~2015年 3月16日	11.3%
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△15.4%
第4特定期間	2015年 9月 16日~2016年 3月 15日	0.6%
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△11.1%
第6特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	8.8%
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	14.5%
第8特定期間	2017年 9月 16日~2018年 3月 15日	△13. 2%
第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	18.8%
第 10 特定期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	3.9%
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	3.5%
第 12 特定期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△21.8%
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	4.5%
第 14 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	19. 2%
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	23. 2%
第 16 特定期間	2021年 9月16日~2022年 3月15日	5.8%
第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	16.8%
第 18 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△3.9%
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	27. 2%
第 20 特定期間	2023年 9月16日~2024年 3月15日	6.8%

<sup>※</sup>各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

<sup>※</sup>各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を 乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 6月 9日~2014年 9月 16日	3.5%
第2計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	12.1%
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	△15. 2%
第4計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	0.4%
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	△11.1%
第6計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	8. 2%
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	15. 3%
第8計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	△12.9%
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	19.0%
第 10 計算期間	2018年 9月 19日~2019年 3月 15日	4. 2%
第 11 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	4.8%
第 12 計算期間	2019年 9月 18日~2020年 3月 16日	△22. 2%
第 13 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	5. 2%
第 14 計算期間	2020年 9月 16日~2021年 3月 15日	19.4%
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	23. 3%
第 16 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	5. 8%
第 17 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	16.9%
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	△3.7%
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	27.4%
第 20 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	6.9%

<sup>※</sup>各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

### (4)【設定及び解約の実績】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	838, 985, 043	1, 769, 515, 669	3, 923, 913, 827
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	89, 161, 019	1, 611, 040, 464	2, 402, 034, 382
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	288, 696, 904	579, 438, 190	2, 111, 293, 096
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	421, 299, 587	591, 146, 348	1, 941, 446, 335
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	660, 034, 190	578, 021, 333	2, 023, 459, 192
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	253, 636, 433	316, 889, 546	1, 960, 206, 079
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	17, 588, 029	476, 165, 976	1, 501, 628, 132
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	9, 902, 452	230, 740, 073	1, 280, 790, 511
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	6, 189, 646	280, 764, 345	1, 006, 215, 812
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	4, 294, 890	124, 250, 750	886, 259, 952
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	735, 864, 145	75, 958, 062	1, 546, 166, 035
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	29, 148, 849	333, 165, 070	1, 242, 149, 814
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	5, 689, 444	159, 943, 325	1, 087, 895, 933

第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	1, 894, 725	200, 513, 336	889, 277, 322
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	1, 607, 826	246, 701, 176	644, 183, 972
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	9, 722, 132	81, 069, 422	572, 836, 682
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	2, 919, 867	67, 471, 313	508, 285, 236
第27特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	6, 863, 572	27, 447, 707	487, 701, 101
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	1, 627, 009	43, 959, 805	445, 368, 305
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	1, 365, 248	71, 382, 342	375, 351, 211

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	44, 515, 292	205, 144, 690	170, 774, 383
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	1, 140, 975	54, 384, 392	117, 530, 966
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	275, 555	36, 786, 164	81, 020, 357
第13計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	33, 610, 147	3, 334, 083	111, 296, 421
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	98, 236, 350	38, 159, 686	171, 373, 085
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	134, 845, 006	65, 659, 603	240, 558, 488
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	4, 691, 835	108, 603, 759	136, 646, 564
第 17 計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	199, 659	13, 354, 288	123, 491, 935
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	94, 662	60, 309, 860	63, 276, 737
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	50, 663	5, 501, 723	57, 825, 677
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	101, 327, 941	3, 380, 185	155, 773, 433
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	58, 759, 690	17, 610, 363	196, 922, 760
第22計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	2, 033, 646	5, 036, 886	193, 919, 520
第23計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	181, 087	6, 140, 405	187, 960, 202
第24計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	264, 896	33, 257, 945	154, 967, 153
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	134, 333	7, 610, 403	147, 491, 083
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	468, 918	14, 146, 127	133, 813, 874
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	631, 403	14, 518, 009	119, 927, 268
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	2, 216, 426	6, 757, 093	115, 386, 601
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	89, 537	5, 541, 337	109, 934, 801

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	1, 753, 151, 291	1, 106, 709, 771	3, 834, 449, 861
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	1, 423, 400, 928	896, 110, 888	4, 361, 739, 901
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	697, 409, 247	965, 257, 688	4, 093, 891, 460
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	1, 175, 551, 719	646, 008, 401	4, 623, 434, 778
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	968, 022, 362	938, 530, 283	4, 652, 926, 857

第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	239, 093, 353	1, 415, 033, 199	3, 476, 987, 011
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	16, 507, 138	1, 138, 661, 964	2, 354, 832, 185
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	8, 082, 929	535, 915, 061	1, 827, 000, 053
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	6, 215, 918	393, 721, 623	1, 439, 494, 348
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	3, 342, 788	263, 812, 883	1, 179, 024, 253
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	2, 195, 922	235, 173, 558	946, 046, 617
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	1, 704, 344	109, 986, 641	837, 764, 320
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	1, 663, 892	80, 500, 310	758, 927, 902
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	1, 234, 295	96, 520, 216	663, 641, 981
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	784, 858	67, 831, 593	596, 595, 246
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	923, 629	29, 502, 243	568, 016, 632
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	1, 064, 949	57, 953, 984	511, 127, 597
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	751, 578	45, 063, 063	466, 816, 112
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	671, 500	21, 463, 093	446, 024, 519
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	540, 034	34, 988, 429	411, 576, 124

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	70, 094, 812	59, 781, 156	174, 629, 550
第11計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	85, 226, 638	23, 717, 679	236, 138, 509
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	803, 806	91, 479, 191	145, 463, 124
第13計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	3, 525, 760	9, 561, 303	139, 427, 581
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	18, 999, 925	17, 345, 691	141, 081, 815
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	405, 195	39, 960, 147	101, 526, 863
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	240, 376	25, 548, 531	76, 218, 708
第 17 計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	579, 208	31, 684, 112	45, 113, 804
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	456, 437	5, 599, 721	39, 970, 520
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	291, 707	1, 068, 521	39, 193, 706
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	16, 085	6, 978, 634	32, 231, 157
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	28, 987	7, 989, 666	24, 270, 478
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	11, 580	3, 966, 051	20, 316, 007
第23計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	146, 884	931, 868	19, 531, 023
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	215, 810	171, 849	19, 574, 984
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	371, 713	456, 360	19, 490, 337
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	6, 619	877, 198	18, 619, 758
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	6, 329	466, 834	18, 159, 253
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	7, 107	5, 917, 595	12, 248, 765
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	5, 024		12, 253, 789

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	2, 578, 996, 219	3, 718, 361, 892	17, 689, 887, 658
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	761, 751, 378	3, 421, 580, 665	15, 030, 058, 371
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	458, 569, 239	1, 887, 216, 996	13, 601, 410, 614
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	357, 530, 230	1, 689, 255, 988	12, 269, 684, 856
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	1, 251, 626, 215	1, 422, 169, 290	12, 099, 141, 781
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	1, 319, 231, 900	1, 786, 716, 401	11, 631, 657, 280
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	185, 686, 919	1, 751, 178, 750	10, 066, 165, 449
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	138, 594, 391	1, 423, 343, 681	8, 781, 416, 159
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	93, 308, 418	1, 591, 559, 894	7, 283, 164, 683
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	48, 633, 122	687, 221, 880	6, 644, 575, 925
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	54, 965, 525	549, 778, 785	6, 149, 762, 665
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	125, 622, 729	686, 436, 671	5, 588, 948, 723
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	40, 476, 270	646, 315, 832	4, 983, 109, 161
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	20, 878, 028	500, 193, 891	4, 503, 793, 298
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	14, 662, 204	385, 994, 515	4, 132, 460, 987
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	11, 097, 658	403, 853, 639	3, 739, 705, 006
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	11, 353, 847	221, 539, 167	3, 529, 519, 686
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	10, 595, 135	124, 746, 531	3, 415, 368, 290
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	6, 395, 052	207, 335, 772	3, 214, 427, 570
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	5, 368, 600	258, 527, 228	2, 961, 268, 942

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	157, 952, 772	372, 400, 807	445, 163, 469
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	29, 613, 327	66, 771, 984	408, 004, 812
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	44, 562, 092	110, 446, 231	342, 120, 673
第 13 計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	4, 474, 186	82, 155, 655	264, 439, 204
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	67, 395, 852	54, 152, 105	277, 682, 951
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	40, 484, 689	37, 444, 841	280, 722, 799
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	280, 495	98, 667, 655	182, 335, 639
第 17 計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	70, 935	21, 973, 175	160, 433, 399
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	148, 926	59, 042, 683	101, 539, 642
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	46, 560	20, 362, 647	81, 223, 555
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	34, 421, 979	40, 879, 392	74, 766, 142
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	141, 861	7, 895, 378	67, 012, 625
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	630, 889	4, 830, 806	62, 812, 708
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	121, 206	5, 171, 716	57, 762, 198
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	455, 441	4, 905, 824	53, 311, 815

第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	58, 662	6, 579, 963	46, 790, 514
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	386, 788	1, 217, 416	45, 959, 886
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	333, 536	505, 954	45, 787, 468
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	16, 483	2, 402, 578	43, 401, 373
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	12, 793	4, 410, 594	39, 003, 572

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 特定期間	2014年3月18日~2014年9月16日	384, 369	132, 574	55, 944, 806
第 11 特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	1, 968, 120	3, 613, 828	54, 299, 098
第 12 特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	23, 018, 399	3, 926, 878	73, 390, 619
第 13 特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	1, 250, 285	25, 715, 090	48, 925, 814
第 14 特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	844, 026	4, 395, 780	45, 374, 060
第 15 特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	604, 838	15, 043, 019	30, 935, 879
第 16 特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	1, 411, 703	2, 436, 782	29, 910, 800
第 17 特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	1, 561, 524	5, 122, 047	26, 350, 277
第 18 特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	701, 487	1, 403, 101	25, 648, 663
第 19 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	333, 757	244, 707	25, 737, 713
第 20 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	864, 833	53, 481	26, 549, 065
第 21 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	582, 967	1, 751, 238	25, 380, 794
第 22 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	365, 678		25, 746, 472
第 23 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	142, 302	2, 185, 465	23, 703, 309
第 24 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	148, 138	583, 728	23, 267, 719
第 25 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	242, 692	1, 018, 737	22, 491, 674
第 26 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	147, 807	62, 203	22, 577, 278
第 27 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	163, 077	672, 644	22, 067, 711
第 28 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	254, 482	113, 046	22, 209, 147
第 29 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	117, 530	148, 577	22, 178, 100

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2014年3月18日~2014年9月16日	560, 897	16, 205, 551	1, 633, 754
第 11 計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	58, 285	174, 712	1, 517, 327
第 12 計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	156, 122	35, 327	1, 638, 122
第13計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	61, 372	_	1, 699, 494
第 14 計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	982	409, 289	1, 291, 187
第 15 計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	5, 434		1, 296, 621
第 16 計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	533	227, 860	1, 069, 294

第17計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	133, 768	25, 240	1, 177, 822
第 18 計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	146, 350		1, 324, 172
第 19 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	23, 885	206, 345	1, 141, 712
第 20 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	27, 553	119, 024	1, 050, 241
第 21 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	906, 048	22, 435	1, 933, 854
第 22 計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	36, 659	887, 714	1, 082, 799
第 23 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	5, 676	22, 961	1, 065, 514
第 24 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	273, 151	270, 205	1, 068, 460
第 25 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	333, 854	466, 935	935, 379
第 26 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	728	500	935, 607
第 27 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	305	205, 462	730, 450
第 28 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	289	36, 152	694, 587
第 29 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	256	_	694, 843

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年6月9日~2014年9月16日	447, 631, 167	2, 809, 855	444, 821, 312
第2特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	840, 316, 972	194, 522, 018	1, 090, 616, 266
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	98, 025, 965	294, 601, 579	894, 040, 652
第4特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	101, 636, 534	398, 867, 045	596, 810, 141
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	92, 313, 506	145, 097, 322	544, 026, 325
第6特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	45, 570, 205	111, 396, 452	478, 200, 078
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	81, 109, 409	209, 566, 241	349, 743, 246
第8特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	19, 774, 198	74, 105, 173	295, 412, 271
第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	154, 507, 739	118, 438, 349	331, 481, 661
第 10 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	3, 343, 753	31, 041, 548	303, 783, 866
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	55, 595, 755	19, 252, 635	340, 126, 986
第 12 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	48, 296, 364	179, 379, 241	209, 044, 109
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	11, 814, 739	11, 974, 342	208, 884, 506
第 14 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	1, 184, 059	23, 153, 789	186, 914, 776
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	3, 202, 616	7, 663, 757	182, 453, 635
第 16 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	3, 010, 201	738, 929	184, 724, 907
第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	2, 868, 449	5, 359, 262	182, 234, 094
第 18 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	3, 754, 475	26, 949, 701	159, 038, 868
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	213, 559	55, 563, 996	103, 688, 431
第 20 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	133, 621	4, 809, 291	99, 012, 761

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年6月9日~2014年9月16日	373, 960, 776		373, 960, 776
第2計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	327, 508, 243	21, 784, 948	679, 684, 071
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	17, 593, 594	243, 145, 676	454, 131, 989
第4計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	106, 244, 587	116, 187, 325	444, 189, 251
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	210, 243, 548	108, 523, 906	545, 908, 893
第6計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	24, 335, 828	159, 086, 987	411, 157, 734
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	635, 408	119, 070, 515	292, 722, 627
第8計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	382, 663	81, 108, 218	211, 997, 072
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	4, 070, 844	31, 034, 905	185, 033, 011
第 10 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	885, 617	68, 563, 777	117, 354, 851
第 11 計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	172, 002, 547	4, 526, 607	284, 830, 791
第 12 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	15, 853, 036	68, 835, 084	231, 848, 743
第13計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	7, 794, 631	79, 676, 362	159, 967, 012
第 14 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	409, 108	24, 152, 846	136, 223, 274
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	4, 490, 294	42, 285, 384	98, 428, 184
第 16 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	35, 951, 156	15, 264, 420	119, 114, 920
第 17 計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	880, 442	14, 090, 465	105, 904, 897
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	5, 503, 963	5, 425, 067	105, 983, 793
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	317, 797	47, 691, 729	58, 609, 861
第 20 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	245, 425	141, 871	58, 713, 415

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

### 野村北米REIT投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年6月9日~2014年9月16日	451, 405, 845	43, 875	451, 361, 970
第2特定期間	2014年9月17日~2015年3月16日	8, 805, 435	315, 034, 051	145, 133, 354
第3特定期間	2015年3月17日~2015年9月15日	2, 739, 866	100, 814, 894	47, 058, 326
第4特定期間	2015年9月16日~2016年3月15日	312, 991	7, 112, 214	40, 259, 103
第5特定期間	2016年3月16日~2016年9月15日	2, 169, 150	1, 485, 549	40, 942, 704
第6特定期間	2016年9月16日~2017年3月15日	51, 339, 295	12, 833, 850	79, 448, 149
第7特定期間	2017年3月16日~2017年9月15日	12, 808, 777	25, 789, 202	66, 467, 724
第8特定期間	2017年9月16日~2018年3月15日	18, 161, 626	17, 211, 411	67, 417, 939
第9特定期間	2018年3月16日~2018年9月18日	384, 920	55, 312, 998	12, 489, 861
第 10 特定期間	2018年9月19日~2019年3月15日	116, 986	1, 719, 853	10, 886, 994
第 11 特定期間	2019年3月16日~2019年9月17日	225, 124, 596	2, 705, 896	233, 305, 694
第 12 特定期間	2019年9月18日~2020年3月16日	82, 968, 258	8, 638, 268	307, 635, 684
第 13 特定期間	2020年3月17日~2020年9月15日	146, 557, 058	10, 098, 907	444, 093, 835
第 14 特定期間	2020年9月16日~2021年3月15日	3, 319, 557	114, 196, 175	333, 217, 217
第 15 特定期間	2021年3月16日~2021年9月15日	1, 072, 148	46, 735, 062	287, 554, 303
第 16 特定期間	2021年9月16日~2022年3月15日	2, 178, 902	29, 212, 664	260, 520, 541

第 17 特定期間	2022年3月16日~2022年9月15日	742, 421	20, 553, 003	240, 709, 959
第 18 特定期間	2022年9月16日~2023年3月15日	17, 191, 373	25, 089, 785	232, 811, 547
第 19 特定期間	2023年3月16日~2023年9月15日	1, 791, 315	18, 918, 388	215, 684, 474
第 20 特定期間	2023年9月16日~2024年3月15日	437, 534	93, 842, 731	122, 279, 277

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年6月9日~2014年9月16日	204, 893, 629	_	204, 893, 629
第2計算期間	2014年9月17日~2015年3月16日	80, 978, 020	100, 517, 044	185, 354, 605
第3計算期間	2015年3月17日~2015年9月15日	25, 069, 723	69, 210, 226	141, 214, 102
第4計算期間	2015年9月16日~2016年3月15日	2, 331, 413	28, 881, 627	114, 663, 888
第5計算期間	2016年3月16日~2016年9月15日	140, 702	64, 749, 009	50, 055, 581
第6計算期間	2016年9月16日~2017年3月15日	23, 547, 114	5, 820, 102	67, 782, 593
第7計算期間	2017年3月16日~2017年9月15日	201, 059, 448	92, 575, 451	176, 266, 590
第8計算期間	2017年9月16日~2018年3月15日	9, 236, 065	21, 501, 074	164, 001, 581
第9計算期間	2018年3月16日~2018年9月18日	121, 565	95, 891, 401	68, 231, 745
第 10 計算期間	2018年9月19日~2019年3月15日	131, 990	5, 726, 957	62, 636, 778
第11計算期間	2019年3月16日~2019年9月17日	32, 665, 355	507, 975	94, 794, 158
第 12 計算期間	2019年9月18日~2020年3月16日	44, 488, 168	2, 036, 040	137, 246, 286
第13計算期間	2020年3月17日~2020年9月15日	6, 377, 533	3, 703, 935	139, 919, 884
第 14 計算期間	2020年9月16日~2021年3月15日	152, 063	7, 416, 646	132, 655, 301
第 15 計算期間	2021年3月16日~2021年9月15日	788, 265	8, 320, 437	125, 123, 129
第 16 計算期間	2021年9月16日~2022年3月15日	378, 522	2, 318, 209	123, 183, 442
第17計算期間	2022年3月16日~2022年9月15日	686, 940	2, 051, 930	121, 818, 452
第 18 計算期間	2022年9月16日~2023年3月15日	83, 389	10, 918, 621	110, 983, 220
第 19 計算期間	2023年3月16日~2023年9月15日	689, 800	20, 521, 089	91, 151, 931
第 20 計算期間	2023年9月16日~2024年3月15日	45, 772	16, 067, 142	75, 130, 561

<sup>※</sup>本邦外における設定及び解約の実績はありません。

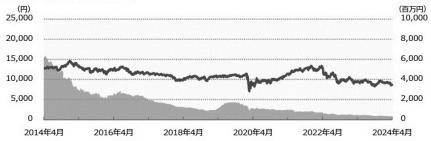


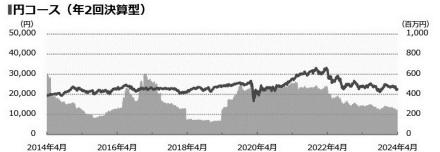
# 運用実績 (2024年4月30日現在)

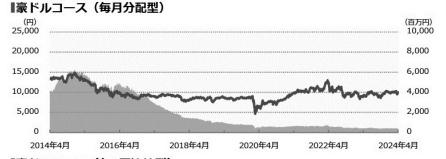
### 基準価額・純資産の推移(日次)

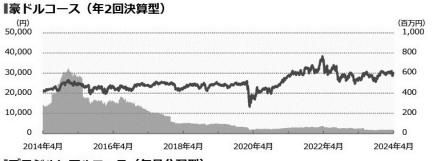
■基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸) ■■■ 純資産総額(右軸)

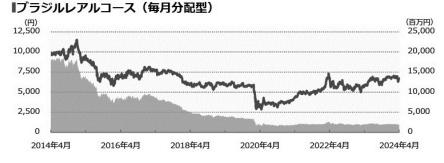
## ■円コース(毎月分配型) (円) 25,000 20,000











### ▶ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

#### ■円コース (毎日分配型)

20	円		
20	円		
240	円		
10,810	円		
	20 20 20 20 20 20 240		

### ■円コース(年2回決算型)

2024年3月	10	円
2023年9月	10	円
2023年3月	10	円
2022年9月	10	円
2022年3月	10	円
設定来累計	290	円

### ▮豪ドルコース(毎月分配型)

2024年4月	10	円
2024年3月	10	円
2024年2月	10	円
2024年1月	10	円
2023年12月	10	円
直近1年間累計	120	円
設定来累計	12,850	円

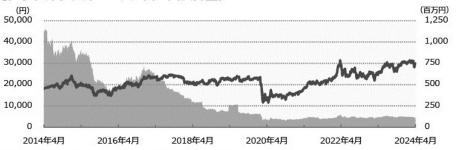
#### ∥豪ドルコース(年2回決算型)

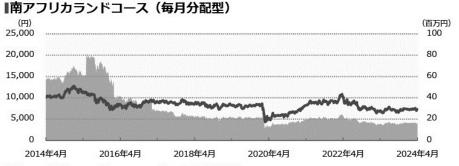
	,
2024年3月	10 円
2023年9月	10 円
2023年3月	10 円
2022年9月	10 円
2022年3月	10 円
設定来累計	290 円

## ■ブラジルレアルコース (毎日分配型)

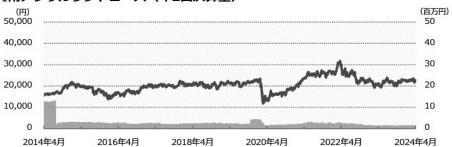
(母月万能空)		Maria San
2024年4月	10	円
2024年3月	10	円
2024年2月	10	円
2024年1月	10	円
2023年12月	10	円
直近1年間累計	120	円
設定来累計	12,520	円

### ■ブラジルレアルコース(年2回決算型)

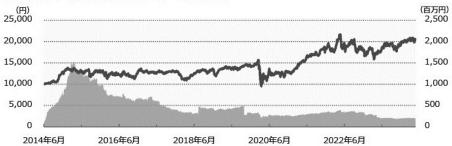




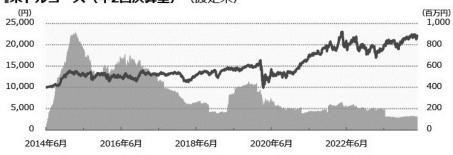
### ■南アフリカランドコース(年2回決算型)



#### ▮米ドルコース(毎月分配型) (設定来)



#### ■米ドルコース(年2回決算型) (設定来)



### **■**ブラジルレアルコース (年2回決算型)

10	円
10	円
290	円
	10 10 10 10

### ▮南アフリカランドコース (毎月分配型)

20	円
20	円
240	円
11,250	円
	20 20 20 20 20 240

### ||南アフリカランドコース (年2回決算型)

2024年3月	10	円
2023年9月	10	円
2023年3月	10	円
2022年9月	10	円
2022年3月	10	円
設定来累計	290	円

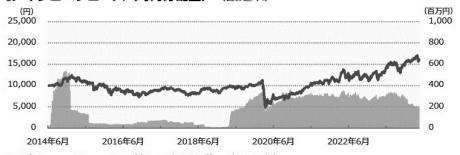
#### ■米ドルコース(毎月分配型)

10	円
10	円
120	円
1,180	円
	10 10 10 10 10

### ■米ドルコース(年2回決算型)

2024年3月	10	円
2023年9月	10	円
2023年3月	10	円
2022年9月	10	円
2022年3月	10	円
設定来累計	200	円

### ■メキシコペソコース(毎月分配型) (設定来)





### ■メキシコペソコース (毎月分配型)

2024年4月	30	円
2024年3月	30	円
2024年2月	30	円
2024年1月	30	円
2023年12月	30	円
直近1年間累計	360	円
設定来累計	3,540	円

### ■メキシコペソコース (年2回決算型)

2024年3月	10	円
2023年9月	10	円
2023年3月	10	円
2022年9月	10	円
2022年3月	10	円
設定来累計	140	円

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

### ||毎月分配型

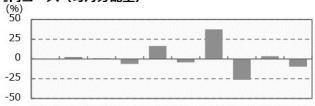
		投資比率(%)					
順位	銘柄	円	豪ト、ル	フ゛ラシ゛ルレアル	南アフリカランド	米ドル	λŧシ⊒Λ°Υ
		コース	J-X	コース	J-X	コース	コース
1	プロロジス	7.3	7.3	7.4	7.4	7.5	7.5
2	ウェルタワー	6.6	6.5	6.7	6.6	6.7	6.7
3	エクイニクス	5.7	5.6	5.8	5.7	5.8	5.8
4	デジタル・リアルティー・トラスト	5.2	5.1	5.2	5.2	5.3	5.3
5	アバロンベイ・コミュニティーズ	4.6	4.6	4.7	4.6	4.7	4.7
6	エクストラ・スペース・ストレージ	4.1	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1
7	サイモン・プロパティー・グループ	3.7	3.7	3.8	3.7	3.8	3.8
8	UDR	3.5	3.5	3.6	3.5	3.6	3.6
9	アイアンマウンテン	3.3	3.3	3.4	3.3	3.4	3.4
10	サン・コミュニティーズ	2.9	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9

### **■**年2回決算型

	投資比率(%)						
順位	銘柄	円	豪ドル	フ"ラシ"ルレアル	南アフリカランド	米ドル	χŧシ⊒Λ°Υ
		コース	コース	コース	J-X	コース	コース
1	プロロジス	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.5
2	ウェルタワー	6.7	6.7	6.7	6.6	6.8	6.7
3	エクイニクス	5.8	5.7	5.8	5.7	5.8	5.8
4	デジタル・リアルティー・トラスト	5.2	5.2	5.2	5.2	5.3	5.3
5	アバロンベイ・コミュニティーズ	4.7	4.7	4.7	4.6	4.7	4.7
6	エクストラ・スペース・ストレージ	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
7	サイモン・プロパティー・グループ	3.8	3.8	3.8	3.7	3.8	3.8
8	UDR	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
9	アイアンマウンテン	3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.4
10	サン・コミュニティーズ	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9

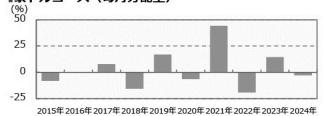
## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

### ■円コース(毎月分配型)

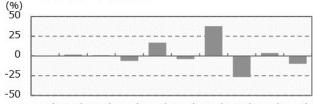


2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

### ||豪ドルコース(毎月分配型)

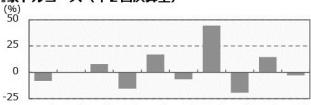


### ∥円コース(年2回決算型)

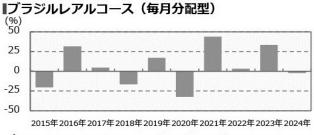


2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

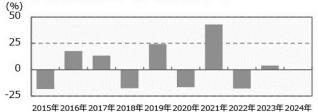
### ||豪ドルコース(年2回決算型)



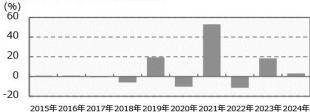
2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年



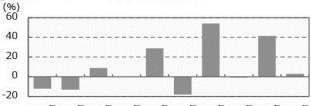




▮米ドルコース(毎月分配型)



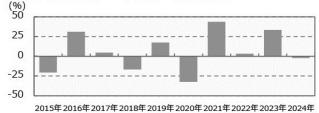
|メキシコペソコース(毎月分配型)



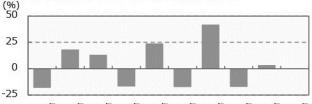
2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

#### ■ブラジルレアルコース(年2回決算型)

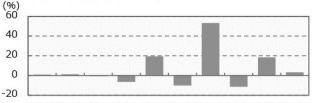


### **||南アフリカランドコース(年2回決算型)**



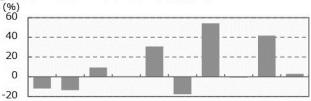
2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

### ||米ドルコース(年2回決算型)



2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

### ||メキシコペソコース(年2回決算型)



2015年2016年2017年2018年2019年2020年2021年2022年2023年2024年

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。 取得申込みの受付けについては、午後3時までに取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。 (申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位\*とします。

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、取得申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社に お問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、「野村北米 REIT 投信(通貨選択型)」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位でできます。なお、「毎月分配型」の各ファンド、または「年2回決算型」の各ファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

#### ■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約\*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、ファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、および 既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を 行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録 が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に 係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権につい て、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行 なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その 備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については 追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ない ます。

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。 ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

> 野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。

また、別途、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある ときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付け を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法		
加豆机次后头	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直		
外国投資信託   近)の純資産価格で評価します。			
公社債等	原則として、基準価額計算日**1 における以下のいずれかの価額で評価します。**2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額		

- ※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- ※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による 評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前 9 時~午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

- ・円コース、豪ドルコース、ブラジルレアルコース、南アフリカランドコース 2024年9月17日までとします(2009年10月21日設定)。
- ・米ドルコース、メキシコペソコース 2024年9月17日までとします(2014年6月9日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

<毎月分配型>

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

<年2回決算型>

原則として、毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

#### (a) ファンドの繰上償還条項

- (i)委託者は、各ファンドにつき、その主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii)委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたは やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる ことができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出 ます。

#### (b) 信託期間の終了

- (i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項(ii)」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ii)上記(i)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii)上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv)上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

#### (d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出

します。

#### (e) 信託約款の変更等

- (i)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と 合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人 に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことが できるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii)委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (iii)上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (v)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (vi)上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きには適用しません。
- (vii)上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

- (g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い
  - (i)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
  - (ii)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投

資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を 受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容
- (i)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の 一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- ① 収益分配金に対する請求権
  - ■収益分配金の支払い開始日■
    - <累積投資契約を結んでいない場合>

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

<累積投資契約を結んでいる場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日 (決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

- ② 償還金に対する請求権
  - ■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

- ③ 換金(解約)請求権
  - ■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

#### 第3【ファンドの経理状況】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2023年9月16日から2024年3月15日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 29 期計算期間 (2023 年 9 月 16 日から 2024 年 3 月 15 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 20 期計算期間 (2023 年 9 月 16 日から 2024 年 3 月 15 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

#### 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(円コース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(円コース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

### 【野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型】

### (1)【貸借対照表】

受託者報酬

	∆/. Un	(単位:円)
	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024 年 3 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7, 961, 558	11, 545, 958
投資信託受益証券	406, 808, 610	331, 706, 463
親投資信託受益証券	6, 347, 717	6, 347, 08
流動資産合計	421, 117, 885	349, 599, 50
資産合計	421, 117, 885	349, 599, 50
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	890, 736	750, 70
未払解約金	1, 433, 946	6, 122, 772
未払受託者報酬	11, 902	9, 38
未払委託者報酬	337, 251	266, 02
未払利息	8	
その他未払費用	1, 178	93
流動負債合計	2, 675, 021	7, 149, 82
負債合計	2, 675, 021	7, 149, 82
純資産の部		
元本等		
元本	445, 368, 305	375, 351, 21
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle$ 26, 925, 441	△32, 901, 52
(分配準備積立金)	35, 733, 890	26, 319, 99
元本等合計	418, 442, 864	342, 449, 68
純資産合計	418, 442, 864	342, 449, 68
負債純資産合計	421, 117, 885	349, 599, 50
(2)【損益及び剰余金計算書】		
		(単位:円)
	前期	当期
	自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
営業収益		
受取配当金	1, 707, 740	1, 451, 65
受取利息	5	
有価証券売買等損益	1,713,724	△8, 602, 88
営業収益合計	3, 421, 469	△7, 151, 23
営業費用		
支払利息	1, 331	52
巫→仁 ★ 和 黒田	74 901	C1 4C

74, 291

61, 469

委託者報酬	2, 104, 945	1, 741, 498
その他費用	7, 367	6, 092
営業費用合計	2, 187, 934	1, 809, 586
営業利益又は営業損失 (△)	1, 233, 535	△8, 960, 816
経常利益又は経常損失(△)	1, 233, 535	△8, 960, 816
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 233, 535	△8, 960, 816
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△637, 641	△1, 231, 188
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	$\triangle$ 24, 945, 389	$\triangle$ 26, 925, 441
剰余金増加額又は欠損金減少額	1, 833, 588	6, 729, 824
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	1, 833, 588	6, 729, 824
剰余金減少額又は欠損金増加額	84, 672	111, 052
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	84, 672	111, 052
分配金	5, 600, 144	4, 865, 230
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 26,925,441$	$\triangle 32,901,527$

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云川刀川に床の事項に関り	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	j.
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年 9月 16日から 2024年 3月 15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

### (貸借対照表に関する注記)

	前期		当期	
	2023 年 9月 15 日現在		2024年3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	1.	特定期間の末日における受益権の総数	
	445, 368, 305 F	ı		375, 351, 211 □
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1 定する額	項第 10 号に規
3.	元本の欠損 26,925,441 円 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3.	元本の欠損 特定期間の末日における1単位当たり。	32,901,527円
J .	1口当たり純資産額 0.9395円		1口当たり純資産額	0.9123円
	(10,000 口当たり純資産額) (9,395円)		(10,000 口当たり純資産額)	(9, 123 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

#### 1. 分配金の計算過程

2023年3月16日から2023年4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	363, 328, 016 円
分配準備積立金額	D	43, 395, 829 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	406, 723, 845 円
当ファンドの期末残存口数	F	479, 558, 792 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	8, 481 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	959, 117 円

2023年4月18日から2023年5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	280, 542 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	362, 310, 292 円
分配準備積立金額	D	42, 296, 553 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	404, 887, 387 円
当ファンドの期末残存口数	F	478, 185, 412 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 467 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	956, 370 円

2023年5月16日から2023年6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	271,603 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	357, 231, 336 円
分配準備積立金額	D	41, 026, 364 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	398, 529, 303 円
当ファンドの期末残存口数	F	471, 446, 751 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	8, 453 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	942, 893 円

2023年6月16日から2023年7月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	279, 516 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	355, 862, 059 円
分配準備積立金額	D	40, 184, 519 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	396, 326, 094 円
当ファンドの期末残存口数	F	469, 614, 156 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 439 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	939, 228 円

2023年7月19日から2023年8月15日まで

#### 1. 分配金の計算過程

2023年9月16日から2023年10月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	329, 208, 171 円
分配準備積立金額	D	34, 861, 275 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	364, 069, 446 円
当ファンドの期末残存口数	F	434, 368, 179 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	8, 381 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	868, 736 円

#### 2023年10月17日から2023年11月15日まで

項目		
英口		
費用控除後の配当等収益額	A	238, 111 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	311, 814, 494 円
分配準備積立金額	D	32, 231, 092 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	344, 283, 697 円
当ファンドの期末残存口数	F	411, 393, 967 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 368 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	822, 787 円

### 2023年11月16日から2023年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	243, 272 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	309, 162, 411 円
分配準備積立金額	D	31, 364, 730 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	340, 770, 413 円
当ファンドの期末残存口数	F	407, 871, 799 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	8, 354 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	815, 743 円

### 2023年12月16日から2024年1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	309, 338, 134 円
分配準備積立金額	D	30, 792, 259 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	340, 130, 393 円
当ファンドの期末残存口数	F	408, 082, 631 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 334 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	816, 165 円

2024年1月16日から2024年2月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	345, 489, 652 円
分配準備積立金額	D	38, 390, 515 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	383, 880, 167 円
当ファンドの期末残存口数	F	455, 900, 392 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 420 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	911,800円

#### 2023年8月16日から2023年9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	337, 526, 527 円
分配準備積立金額	D	36, 624, 626 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	374, 151, 153 円
当ファンドの期末残存口数	F	445, 368, 305 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8,400円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	890, 736 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	299, 852, 478 円
分配準備積立金額	D	29, 074, 135 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	328, 926, 613 円
当ファンドの期末残存口数	F	395, 548, 700 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 315 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	791, 097 円

#### 2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	203, 511 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	284, 556, 774 円
分配準備積立金額	D	26, 867, 189 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	311, 627, 474 円
当ファンドの期末残存口数	F	375, 351, 211 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 302 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	750, 702 円

#### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2023年 3月16日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月15日	至 2024年 3月15日

### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

同左

金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

## (2)金融商品の時価等に関する事項

⇒5.₩n	// <del> </del>
前期	当期
2023 年 9 月 15 日現在	2024 年 3 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$h_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

2 = 1 12 +21			
	前期	当期	
自 202	23年3月16日	自 2023 年 9 月 16 日	1
至 202	23 年 9月 15日	至 2024年 3月 15 日	1
期首元本額	487, 701, 101 円	期首元本額	445, 368, 305 円
期中追加設定元本額	1,627,009 円	期中追加設定元本額	1, 365, 248 円
期中一部解約元本額	43, 959, 805 円	期中一部解約元本額	71, 382, 342 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	△4, 104, 870	2, 693, 211	
親投資信託受益証券	△633	0	
合計	△4, 105, 503	2, 693, 211	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	り フェー・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY		331, 706, 463	
	小計	銘柄数:1	44, 151	331, 706, 463	
		組入時価比率:96.9%		98. 1%	
	合計			331, 706, 463	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	6, 330, 625	6, 347, 084	
	小計	銘柄数:1	6, 330, 625	6, 347, 084	
		組入時価比率:1.9%		1.9%	
	合計			6, 347, 084	
	合計			338, 053, 547	

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(円コース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 【野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

/ E	H	17	•	円	)
( <u>È</u>	赵	<u>''</u>		ΙJ	1

	(単位. )		
	第 28 期 (2023 年 9 月 15 日現在)	第 29 期 (2024 年 3 月 15 日現在)	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	3, 731, 547	3, 622, 124	
投資信託受益証券	274, 174, 199	256, 689, 158	
親投資信託受益証券	1, 405, 616	1, 405, 476	
流動資産合計	279, 311, 362	261, 716, 758	
資産合計	279, 311, 362	261, 716, 758	
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金	115, 386	109, 934	
未払受託者報酬	47, 701	44, 019	
未払委託者報酬	1, 351, 526	1, 247, 124	
未払利息	4	-	
その他未払費用	4,706	4, 340	
流動負債合計	1, 519, 323	1, 405, 417	
負債合計	1, 519, 323	1, 405, 417	
純資産の部			
元本等			
元本	115, 386, 601	109, 934, 801	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	162, 405, 438	150, 376, 540	
(分配準備積立金)	72, 168, 836	68, 633, 963	
元本等合計	277, 792, 039	260, 311, 341	
純資産合計	277, 792, 039	260, 311, 341	
負債純資産合計	279, 311, 362	261, 716, 758	

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日
	至 2023年9月15日	至 2024年3月15日
営業収益		
受取配当金	1, 109, 380	1, 070, 585
受取利息	1	_
有価証券売買等損益	1, 002, 636	△3, 925, 981
営業収益合計	2, 112, 017	△2, 855, 396
営業費用		
支払利息	959	238
受託者報酬	47, 701	44, 019
委託者報酬	1, 351, 526	1, 247, 124

その他費用	4, 706	4, 340
営業費用合計	1, 404, 892	1, 295, 721
営業利益又は営業損失(△)	707, 125	△4, 151, 117
経常利益又は経常損失(△)	707, 125	△4, 151, 117
当期純利益又は当期純損失 (△)	707, 125	△4, 151, 117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	29, 655	130, 399
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	168, 054, 272	162, 405, 438
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 215, 785	123, 409
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	3, 215, 785	123, 409
剰余金減少額又は欠損金増加額	9, 426, 703	7, 760, 857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	9, 426, 703	7, 760, 857
分配金	115, 386	109, 934
期末剰余金又は期末欠損金(△)	162, 405, 438	150, 376, 540

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な五百万里にかるず気に因う	DEPLOY
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 9月 16 日から 2024年
	3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 28 期			第 29 期	
	2023 年 9月 15 日現在			2024年3月15日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
	115,	386, 601 □			109, 934, 801 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資	産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	2. 4075 円		1口当たり純資産額	2.3679 円
	(10,000 口当たり純資産額) (	[24, 075 円]		(10,000 口当たり純資産額)	(23,679円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日			第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日			
1.分	1. 分配金の計算過程		1.	1.分配金の計算過程			
	項目			項目			
費	用控除後の配当等収益額	A	361, 845 円		費用控除後の配当等収益額	A	0円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	246, 875, 622 円
分配準備積立金額	D	71, 922, 377 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	319, 159, 844 円
当ファンドの期末残存口数	F	115, 386, 601 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	27, 660 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	115, 386 円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	235, 264, 694 円
分配準備積立金額	D	68, 743, 897 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	304, 008, 591 円
当ファンドの期末残存口数	F	109, 934, 801 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	27, 653 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	109, 934 円

## (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融間面の仏代に関する事項	
第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変	
動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに	
さらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	

## (2)金融商品の時価等に関する事項

組入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

第 28 期	第 29 期
2023 年 9 月 15 日現在	2024 年 3 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$\sim h_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

## 1 元本の移動

第 28 期		第 29 期	
自 2023 年 3 月 16 日		自 2023年 9月	16 日
至 2023年 9月 15日		至 2024年 3月	15 日
期首元本額	119, 927, 268 円	期首元本額	115, 386, 601 円
期中追加設定元本額	2,216,426円	期中追加設定元本額	89, 537 円
期中一部解約元本額	6, 757, 093 円	期中一部解約元本額	5, 541, 337 円

### 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	995, 234	△4, 031, 588
親投資信託受益証券	△281	△140
合計	994, 953	△4, 031, 728

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		本円 ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス JPY		256, 689, 158	
	小計 銘柄数:1 組入時価比率:98.6%		34, 166	256, 689, 158 99. 5%	
	合計			256, 689, 158	
親投資信託受益 証券		野村マネーマーケット マザーファ ンド	1, 401, 832	1, 405, 476	
	小計		1, 401, 832	1, 405, 476	
		組入時価比率: 0.5%		0. 5%	
	合計			1, 405, 476	

合計		258, 094, 634	
----	--	---------------	--

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 【野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型】

# (1)【貸借対照表】

- 1	1 > 1					1
- (	E	$_{H}$	位.	•	円	)
١		_	11/.			,

		(単位:円)
	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5, 770, 852	4, 647, 158
投資信託受益証券	420, 051, 762	397, 834, 749
親投資信託受益証券	7, 324, 638	7, 323, 90
流動資産合計	433, 147, 252	409, 805, 81
資産合計	433, 147, 252	409, 805, 814
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	446, 024	411, 57
未払受託者報酬	12, 043	10, 85
未払委託者報酬	341, 212	307, 48
未払利息	6	
その他未払費用	1, 191	1, 07
流動負債合計	800, 476	730, 98
負債合計	800, 476	730, 98
純資産の部		
元本等		
元本	446, 024, 519	411, 576, 12
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△13, 677, 743	$\triangle 2, 501, 29$
(分配準備積立金)	66, 175, 488	59, 566, 29
元本等合計	432, 346, 776	409, 074, 82
純資産合計	432, 346, 776	409, 074, 82
負債純資産合計	433, 147, 252	409, 805, 814

# (2)【損益及び剰余金計算書】

		(1  == 1 1 1 7 /
	前期	 当期
	自 2023年3月16日	自 2023年9月16日
	至 2023年9月15日	至 2024年3月15日
営業収益		
受取配当金	1, 730, 355	1, 579, 360
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	32, 847, 246	12, 178, 756
営業収益合計	34, 577, 602	13, 758, 116
営業費用		
支払利息	1, 173	536
受託者報酬	72,003	67, 272
委託者報酬	2, 040, 104	1, 906, 005

その他費用	7, 137	6, 670
営業費用合計	2, 120, 417	1, 980, 483
営業利益又は営業損失(△)	32, 457, 185	11, 777, 633
経常利益又は経常損失(△)	32, 457, 185	11, 777, 633
当期純利益又は当期純損失(△)	32, 457, 185	11, 777, 633
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△459, 250	△167, 327
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	$\triangle 44,727,912$	$\triangle 13,677,743$
剰余金増加額又は欠損金減少額	928, 472	1, 775, 043
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	928, 472	1, 775, 043
剰余金減少額又は欠損金増加額	46, 686	15, 832
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	46, 686	15, 832
分配金	2, 748, 052	2, 527, 725
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	$\triangle 13,677,743$	$\triangle 2, 501, 297$

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	III Valence of Victoria
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	j.
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち目において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年 9月 16日から 2024年 3月 15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期			当期	
	2023年 9月15日現在			2024年 3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の総数	
		446, 024, 519 □			411, 576, 124 □
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1 定する額	項第 10 号に規	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1 定する額	- 項第 10 号に規
	元本の欠損	13,677,743 円		元本の欠損	2, 501, 297 円
3.	特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額	3.	特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	0.9693 円		1口当たり純資産額	0. 9939 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(9,693円)		(10,000 口当たり純資産額)	(9,939円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

(2) (20)	
前期	当期
自 2023年 3月16日	自 2023 年 9月 16 日

#### 至 2024年3月15日

#### 1. 分配金の計算過程

2023年3月16日から2023年4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	477, 650, 078 円
分配準備積立金額	D	70, 913, 484 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	548, 563, 562 円
当ファンドの期末残存口数	F	464, 868, 454 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11,800円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	464, 868 円

2023年4月18日から2023年5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	285, 305 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	475, 486, 489 円
分配準備積立金額	D	70, 116, 755 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	545, 888, 549 円
当ファンドの期末残存口数	F	462, 747, 321 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,796 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	462,747 円

2023年 5月 16日から 2023年 6月 15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	288, 461 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	472, 781, 090 円
分配準備積立金額	D	69, 531, 139 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	542, 600, 690 円
当ファンドの期末残存口数	F	460, 099, 429 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 793 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	460,099 円

2023年6月16日から2023年7月18日まで

項目

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	285, 431 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	472, 629, 697 円
分配準備積立金額	D	69, 321, 639 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	542, 236, 767 円
当ファンドの期末残存口数	F	459, 938, 228 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,789円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	459, 938 円
2023年7月19日から2023年8月15日まで		

#### 1. 分配金の計算過程

2023年9月16日から2023年10月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	452, 713, 015 円
分配準備積立金額	D	65, 359, 961 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	518, 072, 976 円
当ファンドの期末残存口数	F	440, 517, 102 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,760円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	440, 517 円

2023年10月17日から2023年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	273, 154 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	448, 205, 373 円
分配準備積立金額	D	64, 267, 280 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	512, 745, 807 円
当ファンドの期末残存口数	F	436, 116, 365 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11,757円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	436, 116 円

2023年11月16日から2023年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257, 616 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	424, 850, 138 円
分配準備積立金額	D	60, 810, 752 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485, 918, 506 円
当ファンドの期末残存口数	F	413, 378, 279 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,754円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	413, 378 円

## 2023年12月16日から2024年1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202, 624 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	424, 790, 314 円
分配準備積立金額	D	60, 632, 966 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	485, 625, 904 円
当ファンドの期末残存口数	F	413, 308, 195 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11,749円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	413, 308 円

### 2024年1月16日から2024年2月15日まで

頂日	

費用控除後の配当等収益額	A	0 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	466, 928, 013 円
分配準備積立金額	D	68, 313, 862 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	535, 241, 875 円
当ファンドの期末残存口数	F	454, 376, 500 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,779円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	454, 376 円

2023年8月16日から2023年9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	458, 359, 236 円
分配準備積立金額	D	66, 621, 512 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	524, 980, 748 円
当ファンドの期末残存口数	F	446, 024, 519 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,770円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	446, 024 円

費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	424, 311, 471 円
分配準備積立金額	D	60, 342, 015 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	484, 653, 486 円
当ファンドの期末残存口数	F	412, 830, 540 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,739円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	412,830円

2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	239, 769 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	423, 034, 503 円
分配準備積立金額	D	59, 738, 098 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	483, 012, 370 円
当ファンドの期末残存口数	F	411, 576, 124 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,735円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	411, 576 円

#### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

前期	
自 2023 年 3 /	月 16 日
至 2023 年 9 /	月 15 日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変 動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに さらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

当期 自 2023年9月16日 至 2024年 3月15日

1. 金融商品に対する取組方針

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
2023 年 9月 15 日現在	2024年 3月 15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$\lambda_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

	前期	当期	
自	2023年3月16日	自 2023 年 9 月	16 日
至	至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月	15 目
期首元本額	466, 816, 112 円	期首元本額	446, 024, 519 円
期中追加設定元本額	671,500 円	期中追加設定元本額	540,034 円
期中一部解約元本額	21, 463, 093 円	期中一部解約元本額	34, 988, 429 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	△279, 030	4, 397, 094	
親投資信託受益証券	△730	0	
合計	△279, 760	4, 397, 094	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1 1 1 1 1			

投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス AUD	51, 129	397, 834, 749	
	小計	銘柄数:1	51, 129	397, 834, 749	
		組入時価比率:97.3%		98. 2%	
合計				397, 834, 749	
親投資信託受益 日本円 証券		野村マネーマーケット マザーファ ンド	7, 304, 915	7, 323, 907	
	小計	銘柄数:1	7, 304, 915	7, 323, 907	
		組入時価比率:1.8%		1.8%	
	合計			7, 323, 907	
승카			405, 158, 656		

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信 (豪ドルコース) 年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

(単位	: 円)	
-----	------	--

	第 28 期 (2023 年 9 月 15 日現在)	第 29 期 (2024 年 3 月 15 日現在)	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	726, 237	653, 428	
投資信託受益証券	34, 526, 349	35, 691, 447	
親投資信託受益証券	508, 979	508, 928	
流動資産合計	35, 761, 565	36, 853, 803	
資産合計	35, 761, 565	36, 853, 803	
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金	12, 248	12, 25	
未払受託者報酬	7, 232	5, 830	
未払委託者報酬	204, 843	165, 179	
その他未払費用	674	530	
流動負債合計	224, 997	183, 798	
負債合計	224, 997	183, 798	
純資産の部			
元本等			
元本	12, 248, 765	12, 253, 789	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	23, 287, 803	24, 416, 216	
(分配準備積立金)	20, 703, 302	20, 811, 26	
元本等合計	35, 536, 568	36, 670, 005	
純資産合計	35, 536, 568	36, 670, 008	
負債純資産合計	35, 761, 565	36, 853, 803	

## (2)【損益及び剰余金計算書】

	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日
営業収益		
受取配当金	172, 075	137, 610
有価証券売買等損益	3, 804, 602	1, 165, 047
営業収益合計	3, 976, 677	1, 302, 657
営業費用		
支払利息	207	13
受託者報酬	7, 232	5, 830
委託者報酬	204, 843	165, 179
その他費用	674	536
営業費用合計	212, 956	171, 558

営業利益又は営業損失(△)	3, 763, 721	1, 131, 099
経常利益又は経常損失(△)	3, 763, 721	1, 131, 099
当期純利益又は当期純損失(△)	3, 763, 721	1, 131, 099
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 189, 535	-
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	30, 659, 274	23, 287, 803
剰余金増加額又は欠損金減少額	12, 194	9, 567
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	12, 194	9, 567
剰余金減少額又は欠損金増加額	9, 945, 603	_
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	9, 945, 603	-
分配金	12, 248	12, 253
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	23, 287, 803	24, 416, 216

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益	(里安な云可刀町に体の事項に関す	う任化/
時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。親投資信託受益証券基準価額で評価しております。  ②.費用・収益の計上基準  受取配当金  原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 ②取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。		原則として時価で評価しております。
市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。		時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 2.費用・収益の計上基準 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 配金額を計上しております。		に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
基準価額で評価しております。  2.費用・収益の計上基準  受取配当金  原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。		市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準 受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。		親投資信託受益証券
原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。		基準価額で評価しております。
す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 配金額を計上しております。	2.費用・収益の計上基準	受取配当金
投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分 配金額を計上しております。		原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
配金額を計上しております。		す。 
		投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
有価証券売買等損益		配金額を計上しております。
14 11-11-14 2 - 2 1 4 4 5 1 1 1 1		有価証券売買等損益
約定日基準で計上しております。		約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前	3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
<b>足説明</b>	足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他 当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023 年 9 月 16 日から 2024 年	4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023 年 9月 16 日から 2024 年
3月15日までとなっております。		3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 28 期		第 29 期		
2023 年 9 月 15 日現在			2024年3月15日現在		
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		12, 248, 765 □			12, 253, 789 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	2.9012円		1口当たり純資産額	2. 9925 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(29,012円)		(10,000 口当たり純資産額)	(29, 925 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日				第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程			
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	A	131,811円		費用控除後の配当等収益額	A	120, 218 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	1	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円

収益調整金額	С	21,830,202 円
分配準備積立金額	D	20, 583, 739 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42, 545, 752 円
当ファンドの期末残存口数	F	12, 248, 765 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	34, 734 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12, 248 円

収益調整金額	С	21, 847, 648 円
分配準備積立金額	D	20, 703, 302 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	42,671,168円
当ファンドの期末残存口数	F	12, 253, 789 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	34, 822 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12, 253 円

#### (金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融間面の状況に関する事項	
第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	

さらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制

2 有価証券関係に記載しております。

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

#### 第28期 第29期 2023年9月15日現在 2024年3月15日現在 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し 同左 ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ 2. 時価の算定方法 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期	第 29 期
自 2023年3月16日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

#### 1 元本の移動

	第 28 期	第 29 期	
自	2023年3月16日	自 2023 年 9 月 16 日	
至	2023年9月15日	至 2024年 3月 15日	
期首元本額	18, 159, 253 円	期首元本額	12, 248, 765 円
期中追加設定元本額	7,107円	期中追加設定元本額	5,024 円
期中一部解約元本額	5, 917, 595 円	期中一部解約元本額	0 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2, 493, 035	1, 165, 098
親投資信託受益証券	△102	△51
合計	2, 492, 933	1, 165, 047

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス AUD	4, 587	35, 691, 447	
		銘柄数:1 組入時価比率:97.3%	4, 587	35, 691, 447 98. 6%	
	合計			35, 691, 447	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	507, 609	508, 928	
		銘柄数:1 組入時価比率:1.4%	507, 609	508, 928 1. 4%	
	合計			508, 928	
	合計			36, 200, 375	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。 (注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型】

# (1)【貸借対照表】

( E	单位	円
( <u>Ĕ</u>	- 1-1/	 $\Box$

		(単位:円)
	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21, 416, 183	21, 458, 718
投資信託受益証券	2, 090, 656, 276	1, 951, 546, 320
親投資信託受益証券	26, 146, 582	26, 143, 975
未収入金	24, 825, 300	10, 767, 600
流動資産合計	2, 163, 044, 341	2, 009, 916, 613
資産合計	2, 163, 044, 341	2, 009, 916, 613
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3, 214, 427	2, 961, 268
未払解約金	486, 719	2, 215, 175
未払受託者報酬	58, 883	53, 689
未払委託者報酬	1, 668, 316	1, 521, 130
未払利息	23	5
その他未払費用	5, 878	5, 359
流動負債合計	5, 434, 246	6, 756, 626
負債合計	5, 434, 246	6, 756, 626
純資産の部		
元本等		
元本	3, 214, 427, 570	2, 961, 268, 942
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 1,056,817,475$	△958, 108, 955
(分配準備積立金)	723, 851, 554	656, 353, 933
元本等合計	2, 157, 610, 095	2, 003, 159, 987
純資産合計	2, 157, 610, 095	2, 003, 159, 987
負債純資産合計	2, 163, 044, 341	2, 009, 916, 613
		, , ,

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日	当期 自 2023年9月16日 至 2024年3月15日
営業収益		
受取配当金	14, 596,	990 13, 216, 035
受取利息		10 -
有価証券売買等損益	436, 970,	400 26, 090, 337
営業収益合計	451, 567,	400 39, 306, 372
営業費用		
支払利息	5,	474 2, 681

受託者報酬	340, 979	330, 623
委託者報酬	9, 661, 070	9, 367, 586
その他費用	34, 040	33, 001
営業費用合計	10, 041, 563	9, 733, 891
営業利益又は営業損失 (△)	441, 525, 837	29, 572, 481
経常利益又は経常損失 (△)	441, 525, 837	29, 572, 481
当期純利益又は当期純損失(△)	441, 525, 837	29, 572, 481
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2, 283, 611	△3, 348, 659
期首剰余金又は期首欠損金(△)	$\triangle 1,551,666,841$	$\triangle 1,056,817,475$
剰余金増加額又は欠損金減少額	78, 038, 633	85, 786, 239
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	78, 038, 633	85, 786, 239
剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 527, 619	1, 790, 907
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	2, 527, 619	1, 790, 907
分配金	19, 903, 874	18, 207, 952
期末剰余金又は期末欠損金(△)	$\triangle 1,056,817,475$	△958, 108, 955

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算目
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年9月16日から2024年3月15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期			当期	
	2023年9月15日現在			2024年3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	Ź	1.	特定期間の末日における受益権の総数	Ţ
		3, 214, 427, 570 $\square$			2,961,268,942
2.	投資信託財産計算規則第55条の6第 定する額	1 項第 10 号に規	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第 定する額	1 項第 10 号に規
3.	元本の欠損 特定期間の末日における1単位当たり	1,056,817,475円 の純資産の額	3.	元本の欠損 特定期間の末日における1単位当たり	958, 108, 955 円 の純資産の額
	1口当たり純資産額	0.6712 円		1口当たり純資産額	0.6765 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(6,712円)		(10,000 口当たり純資産額)	(6,765円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

#### 前期 自 2023年3月16日 至 2023年9月15日

#### 当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日

#### 1. 分配金の計算過程

2023年3月16日から2023年4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 470, 785 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 233, 104, 075 円
分配準備積立金額	D	777, 028, 359 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2, 012, 603, 219 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 414, 261, 224 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 894 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 414, 261 円

2023年4月18日から2023年5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 463, 016 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 232, 806, 449 円
分配準備積立金額	D	775, 482, 174 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,010,751,639円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 412, 723, 752 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 891 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	3, 412, 723 円

2023年 5月16日から2023年6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 430, 862 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 205, 652, 926 円
分配準備積立金額	D	757, 201, 841 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 965, 285, 629 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 336, 883, 320 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 889 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	3, 336, 883 円

2023年6月16日から2023年7月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 362, 170 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 185, 905, 275 円
分配準備積立金額	D	743, 653, 712 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 931, 921, 157円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 281, 625, 320 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 887 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	3, 281, 625 円

#### 1. 分配金の計算過程

2023年9月16日から2023年10月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	636, 495 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1, 124, 092, 797 円
分配準備積立金額	D	700, 099, 071 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,824,828,363円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 108, 929, 987 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	5, 869 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 108, 929 円

2023年10月17日から2023年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 227, 874 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1, 117, 281, 981 円
分配準備積立金額	D	693, 088, 126 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,812,597,981円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 089, 500, 672 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 866 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 089, 500 円

2023年11月16日から2023年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 177, 269 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1, 101, 293, 954円
分配準備積立金額	D	682, 085, 248 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 785, 556, 471 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 044, 740, 740 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5,864 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 044, 740 円

### 2023年12月16日から2024年1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 095, 021 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1,091,510,893円
分配準備積立金額	D	674, 909, 005 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 768, 514, 919 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 017, 158, 832 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	5, 861 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 017, 158 円

2023年7月19日から2023年8月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	759, 574 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	1, 172, 498, 960 円
分配準備積立金額	D	734, 075, 225 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1, 907, 333, 759 円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 243, 955, 153 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	5, 879 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 243, 955 円

#### 2023年8月16日から2023年9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 287, 250 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 162, 035, 973 円
分配準備積立金額	D	724, 778, 731 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,889,101,954円
当ファンドの期末残存口数	F	3, 214, 427, 570 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	5, 876 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3, 214, 427 円

2024年1月16日から2024年2月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	485, 030 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 080, 558, 900 円
分配準備積立金額	D	666, 978, 595 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,748,022,525円
当ファンドの期末残存口数	F	2, 986, 357, 932 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	5, 853 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2, 986, 357 円

#### 2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	565, 583 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	1, 071, 676, 686 円
分配準備積立金額	D	658, 749, 618 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,730,991,887円
当ファンドの期末残存口数	F	2, 961, 268, 942 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	5, 845 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2, 961, 268 円

#### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

	前期			
自	2023年	3月	16	日
至	2023年	9月	15	日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を

当期

自 2023年9月16日至2024年3月15日

1. 金融商品に対する取組方針

同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

### (2)金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
2023 年 9 月 15 日現在	2024 年 3 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

2 70 1 - 12 24				
前期			当期	
自 2023 年 3 月 16 日	1	自	2023年9月16日	
至 2023 年 9月 15 日	1	至	2024年3月15日	
期首元本額	3, 415, 368, 290 円	期首元本額		3, 214, 427, 570 円
期中追加設定元本額	6, 395, 052 円	期中追加設定元本額		5, 368, 600 円
期中一部解約元本額	207, 335, 772 円	期中一部解約元本額		258, 527, 228 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	59, 759, 508	△4, 257, 300
親投資信託受益証券	△2, 608	0
合計	59, 756, 900	△4, 257, 300

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス BRL	425, 730	1, 951, 546, 320	
	小計	銘柄数:1	425, 730	1, 951, 546, 320	
		組入時価比率:97.4%		98. 7%	
	合計			1, 951, 546, 320	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	26, 076, 177	26, 143, 975	
	小計	銘柄数:1	26, 076, 177	26, 143, 975	
		組入時価比率:1.3%		1.3%	
	合計			26, 143, 975	
	合計			1, 977, 690, 295	

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 【野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

( E	单位	円
( <u>Ĕ</u>	- 1-1/	 $\Box$

		(単位:円)
	第 28 期 (2023 年 9 月 15 日現在)	第 29 期 (2024 年 3 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 795, 782	1, 701, 001
投資信託受益証券	126, 097, 733	115, 053, 816
親投資信託受益証券	1, 598, 730	1, 598, 571
流動資産合計	129, 492, 245	118, 353, 388
資産合計	129, 492, 245	118, 353, 388
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	43, 401	39, 003
未払受託者報酬	20, 069	19, 955
未払委託者報酬	568, 667	565, 210
未払利息	1	_
その他未払費用	1,949	1, 938
流動負債合計	634, 087	626, 106
負債合計	634, 087	626, 106
純資産の部		
元本等		
元本	43, 401, 373	39, 003, 572
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	85, 456, 785	78, 723, 710
(分配準備積立金)	63, 255, 946	57, 432, 562
元本等合計	128, 858, 158	117, 727, 282
純資産合計	128, 858, 158	117, 727, 282
負債純資産合計	129, 492, 245	118, 353, 388

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日	
	至 2023年9月15日	至 2024年3月15日	
営業収益			
受取配当金	860, 350	798, 570	
有価証券売買等損益	25, 458, 012	1, 817, 224	
営業収益合計	26, 318, 362	2, 615, 794	
営業費用			
支払利息	328	105	
受託者報酬	20, 069	19, 955	
委託者報酬	568, 667	565, 210	
その他費用	1, 949	1, 938	

営業費用合計	591, 013	587, 208
営業利益又は営業損失 (△)	25, 727, 349	2, 028, 586
経常利益又は経常損失 (△)	25, 727, 349	2, 028, 586
当期純利益又は当期純損失(△)	25, 727, 349	2, 028, 586
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	629, 698	100, 429
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	63, 706, 181	85, 456, 785
剰余金増加額又は欠損金減少額	23, 498	25, 149
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	23, 498	25, 149
剰余金減少額又は欠損金増加額	3, 327, 144	8, 647, 378
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	3, 327, 144	8, 647, 378
分配金	43, 401	39, 003
期末剰余金又は期末欠損金(△)	85, 456, 785	78, 723, 710

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な五町万里にかるず気に関う	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023 年 9 月 16 日から 2024 年 9 月 15 日まで トカ・マナルます
	3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

# (貸借対照表に関する注記)

	第 28 期			第 29 期	
	2023 年 9月 15 日現在			2024年3月15日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	<del>ل</del> ا
		43, 401, 373 □			39, 003, 572 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの	純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	2.9690 円		1口当たり純資産額	3.0184 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(29,690円)		(10,000 口当たり純資産額)	(30, 184円)

# (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日			自 2023	5 29 期 年 9月 16 日 年 3月 15 日			
1. 分配金の計算過程 1. 分配金の計算		分配金の計算過程					
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	830, 451 円		費用控除後の配当等収益額	A	605, 105 円
	費用控除後・繰越欠損金補填	В	0 円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	0 円

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	85, 824, 415 円
分配準備積立金額	D	62, 468, 896 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149, 123, 762 円
当ファンドの期末残存口数	F	43, 401, 373 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	34, 359 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10, 000	43, 401 円

後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	77, 144, 822 円
分配準備積立金額	D	56, 866, 460 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	134, 616, 387 円
当ファンドの期末残存口数	F	39, 003, 572 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	34, 513 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39, 003 円

## (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

(1)金融間品の状況に関する事項	
第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変	
動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに	
さらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	

# (2)金融商品の時価等に関する事項

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

第 28 期	第 29 期
2023 年 9月 15 日現在	2024 年 3 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$\lambda_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	

ります。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

	第 28 期	第 29 期	
自	2023年3月16日	自 2023年 9月 16日	
至	2023年9月15日	至 2024年 3月 15日	
期首元本額	45, 787, 468 円	期首元本額	43, 401, 373 円
期中追加設定元本額	16, 483 円	期中追加設定元本額	12,793 円
期中一部解約元本額	2, 402, 578 円	期中一部解約元本額	4,410,594円

# 2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	24, 867, 490	1, 782, 029	
親投資信託受益証券	△319	△159	
合計	24, 867, 171	1, 781, 870	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス BRL	25, 099	115, 053, 816	
		銘柄数:1 組入時価比率:97.7%	25, 099	115, 053, 816 98. 6%	
	合計			115, 053, 816	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	1, 594, 426	1, 598, 571	
	小計	銘柄数:1	1, 594, 426	1, 598, 571	
		組入時価比率:1.4%		1.4%	
	合計			1, 598, 571	

合計		116, 652, 387
----	--	---------------

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 【野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型】

# (1)【貸借対照表】

	1	1.				١ ١
- (	=	∃ /	$\forall$	•	H	

		(単位:円)
	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	429, 181	374, 738
投資信託受益証券	15, 637, 186	15, 706, 17
親投資信託受益証券	116, 969	116, 95
流動資産合計	16, 183, 336	16, 197, 87
資産合計	16, 183, 336	16, 197, 872
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	44, 418	44, 35
未払解約金	952	
未払受託者報酬	448	43
未払委託者報酬	12, 657	12, 12
その他未払費用	35	3
流動負債合計	58, 510	56, 94
負債合計	58, 510	56, 94
純資産の部		
元本等		
元本	22, 209, 147	22, 178, 100
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6, 084, 321	△6, 037, 17
(分配準備積立金)	3, 618, 680	3, 375, 03
元本等合計	16, 124, 826	16, 140, 920
純資産合計	16, 124, 826	16, 140, 920
負債純資産合計	16, 183, 336	16, 197, 87

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 2023年3月16日		自	当期 自 2023 年 9 月 16 日	
	至	2023年9月15日	至	2024年3月15日	
営業収益					
受取配当金		87, 665		86, 860	
有価証券売買等損益		956, 244		298, 289	
営業収益合計		1, 043, 909		385, 149	
営業費用					
支払利息		14		4	
受託者報酬		2, 596		2, 627	
委託者報酬		73, 420		74, 178	
その他費用		207		209	

営業費用合計	76, 237	77, 018
営業利益又は営業損失(△)	967, 672	308, 131
経常利益又は経常損失(△)	967, 672	308, 131
当期純利益又は当期純損失(△)	967, 672	308, 131
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2, 537	2, 973
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	$\triangle 6,744,256$	△6, 084, 321
剰余金増加額又は欠損金減少額	31, 731	41, 322
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	31, 731	41, 322
剰余金減少額又は欠損金増加額	71, 649	32, 313
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	71, 649	32, 313
分配金	265, 282	267, 020
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△6, 084, 321	△6, 037, 174

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(=====================================	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年9月16日から2024年3月15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

# (貸借対照表に関する注記)

	2023 年 9 月 15 日現在		2024年3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数	1.	特定期間の末日における受益権の総数	
	22, 209, 147	$\exists$		22, 178, 100 □
2.	投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規 定する額	2.	投資信託財産計算規則第55条の6第1 定する額	項第 10 号に規
	元本の欠損 6,084,321		元本の欠損	6, 037, 174 円
3.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3.	特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額 0.7260	円	1口当たり純資産額	0. 7278 円
	(10,000 口当たり純資産額) (7,260 円	1)	(10,000 口当たり純資産額)	(7, 278 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期
自 2023年 3月16日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月 15日

#### 1. 分配金の計算過程

2023年3月16日から2023年4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,758円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 870, 050 円
分配準備積立金額	D	3, 853, 254 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 725, 062 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 088, 953 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6, 666 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 177 円

#### 2023年4月18日から2023年5月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3, 374 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 884, 499 円
分配準備積立金額	D	3, 810, 835 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 698, 708 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 110, 693 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6,647円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 221 円

#### 2023年5月16日から2023年6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14, 599 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	10, 899, 466 円
分配準備積立金額	D	3, 769, 988 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 684, 053 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 133, 274 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6,634 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 266 円

## 2023年6月16日から2023年7月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14, 304 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 858, 075 円
分配準備積立金額	D	3,721,675円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 594, 054 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 042, 179 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6,620円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 084 円

#### 2023年7月19日から2023年8月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2, 206 円

#### 1. 分配金の計算過程

2023年9月16日から2023年10月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,876円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 981, 821 円
分配準備積立金額	D	3, 618, 680 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 602, 377 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 229, 857 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6, 568 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 459 円

#### 2023年10月17日から2023年11月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14, 390 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 996, 188 円
分配準備積立金額	D	3, 576, 097 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 586, 675 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 251, 796 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	6, 555 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 503 円

## 2023年11月16日から2023年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14, 235 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	11, 009, 654 円
分配準備積立金額	D	3, 545, 984 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 569, 873 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 272, 401 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6,541 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 544 円

## 2023年12月16日から2024年1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	944 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	11,020,391円
分配準備積立金額	D	3, 515, 675 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 537, 010 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 288, 864 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6, 522 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 577 円

#### 2024年1月16日から2024年2月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,092円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 868, 614 円
分配準備積立金額	D	3,691,895円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 562, 715 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 058, 146 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	6,601円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 116 円

2023年8月16日から2023年9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13, 327 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	10, 968, 219 円
分配準備積立金額	D	3, 649, 771 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,631,317円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 209, 147 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	6, 587 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 418 円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	11,024,021円
分配準備積立金額	D	3, 469, 786 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 494, 899 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 290, 929 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	6, 502 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 581 円

2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13, 396 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	10, 971, 439 円
分配準備積立金額	D	3, 405, 991 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14, 390, 826 円
当ファンドの期末残存口数	F	22, 178, 100 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	6, 488 円
10,000 口当たり分配金額	Н	20 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	44, 356 円

#### (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日

#### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

同左

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期
当期

2023 年 9月 15 日現在	2024年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$h_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	
価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	
ります。	

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

# 1 元本の移動

	前期	当其	<b>朔</b>
É	1 2023年3月16日	自 2023 年	9月16日
至	至 2023 年 9月 15日	至 2024年	3月15日
期首元本額	22, 067, 711 円	期首元本額	22, 209, 147 円
期中追加設定元本額	254, 482 円	期中追加設定元本額	117,530 円
期中一部解約元本額	113,046 円	期中一部解約元本額	148,577 円

# 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	139, 488	177, 568	
親投資信託受益証券	△12	0	
合計	139, 476	177, 568	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー	2, 864	15, 706, 176	

券		ス・アメリカン・リート・ファンド - クラス ZAR			
	小計	銘柄数:1	2, 864	15, 706, 176	
		組入時価比率:97.3%		99. 3%	
合計				15, 706, 176	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファンド	116, 655	116, 958	
	小計	銘柄数:1	116, 655	116, 958	
		組入時価比率: 0.7%		0.7%	
合計			116, 958		
	合計			15, 823, 134	

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第 28 期 (2023 年 9 月 15 日現在)	第 29 期 (2024 年 3 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50, 419	51, 030
投資信託受益証券	1, 479, 775	1, 508, 100
親投資信託受益証券	13, 238	13, 237
流動資産合計	1, 543, 432	1, 572, 367
資産合計	1, 543, 432	1, 572, 367
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	694	694
未払受託者報酬	218	215
未払委託者報酬	7, 166	7,072
その他未払費用	126	120
流動負債合計	8, 204	8, 101
負債合計	8, 204	8, 101
純資産の部		
元本等		
元本	694, 587	694, 843
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	840, 641	869, 423
(分配準備積立金)	356, 118	362, 066
元本等合計	1, 535, 228	1, 564, 266
純資産合計	1, 535, 228	1, 564, 266
負債純資産合計	1, 543, 432	1, 572, 367

# (2)【損益及び剰余金計算書】

				(単位:円)
	自至	第 28 期 2023 年 3 月 16 日 2023 年 9 月 15 日	自至	第 29 期 2023 年 9 月 16 日 2024 年 3 月 15 日
営業収益				
受取配当金		8, 580		8, 310
有価証券売買等損益		92, 566		28, 264
営業収益合計		101, 146		36, 574
営業費用				
受託者報酬		218		215
委託者報酬		7, 166		7, 072
その他費用		126		120
営業費用合計		7, 510		7, 407
営業利益又は営業損失 (△)		93, 636		29, 167

你坐到头里,这你坐自己。(A)	00.000	00.105
経常利益又は経常損失(△)	93, 636	29, 167
当期純利益又は当期純損失(△)	93, 636	29, 167
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	8, 540	_
期首剰余金又は期首欠損金(△)	795, 109	840, 641
剰余金増加額又は欠損金減少額	314	309
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	314	309
剰余金減少額又は欠損金増加額	39, 184	_
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	39, 184	_
分配金	694	694
期末剰余金又は期末欠損金(△)	840, 641	869, 423

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里女な云可刀町に吹る事気に関う	· • E   E
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 9月 16 日から 2024年
	3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 28 期			第 29 期	
	2023 年 9月 15 日現在			2024年3月15日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	Ţ
		694, 587 □			694, 843 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの	り純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	2. 2103 円		1口当たり純資産額	2. 2513 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(22, 103 円)		(10,000 口当たり純資産額)	(22,513円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	自 2023	28期 年 3月16日 年 9月15日			自 2023	5 29 期 年 9 月 16 日 年 3 月 15 日	
1.	分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	A	7,823 円		費用控除後の配当等収益額	A	6, 642 円
	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
	収益調整金額	С	1, 358, 514 円		収益調整金額	С	1, 359, 146 円
	分配準備積立金額	D	348, 989 円		分配準備積立金額	D	356, 118 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,715,326円
当ファンドの期末残存口数	F	694, 587 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	24, 695 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	694 円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,721,906円
当ファンドの期末残存口数	F	694, 843 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	24, 781 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	694 円

#### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

て運用することを目的としております。

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

| 3. 金融商品に係るリスク管理体制

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

同左

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

#### 第 28 期 第 29 期 2023年9月15日現在 2024年3月15日現在 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し 同左 ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ 2. 時価の算定方法 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 第 29 期

自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

第 28 期	第 29 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
期首元本額 730, 450	円期首元本額 694,587円
期中追加設定元本額 289	円期中追加設定元本額 256円
期中一部解約元本額 36,152	円期中一部解約元本額 0円

# 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 29 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	88, 825	29, 838	
親投資信託受益証券	△3	△1	
合計	88, 822	29, 837	

<sup>3</sup> デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

# (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	<b>と</b> 資信託受益証 日本円		275	1, 508, 100	
小計 銘柄数:1		275	1, 508, 100		
		組入時価比率:96.4%		99. 1%	
	合計			1, 508, 100	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	13, 203	13, 237	
	小計	銘柄数:1	13, 203	13, 237	
		組入時価比率: 0.8%		0.9%	
	合計			13, 237	
	合計			1, 521, 337	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# 【野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型】

# (1)【貸借対照表】

(+1\pi \cdot 11)
------------------

	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024年3月15日現在)	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	2, 644, 649	2, 596, 379	
投資信託受益証券	201, 580, 071	196, 816, 802	
親投資信託受益証券	9, 981	9, 980	
流動資産合計	204, 234, 701	199, 423, 161	
資産合計	204, 234, 701	199, 423, 161	
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金	103, 688	99, 012	
未払受託者報酬	5, 705	5, 328	
未払委託者報酬	161, 582	150, 890	
未払利息	2	-	
その他未払費用	560	525	
流動負債合計	271, 537	255, 755	
負債合計	271, 537	255, 755	
純資産の部			
元本等			
元本	103, 688, 431	99, 012, 761	
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)	100, 274, 733	100, 154, 645	
(分配準備積立金)	73, 041, 116	69, 279, 501	
元本等合計	203, 963, 164	199, 167, 406	
純資産合計	203, 963, 164	199, 167, 406	
負債純資産合計	204, 234, 701	199, 423, 161	

# (2)【損益及び剰余金計算書】

	自至	前期 2023年3月16日 2023年9月15日	自至	当期 2023年9月16日 2024年3月15日
営業収益				
受取配当金		391, 060		328, 945
受取利息		1		-
有価証券売買等損益		27, 824, 401		5, 306, 430
営業収益合計		28, 215, 462		5, 635, 375
営業費用				
支払利息		754		169
受託者報酬		36, 292		32, 307
委託者報酬		1, 028, 295		915, 244

その他費用	3, 570	3, 177
営業費用合計	1, 068, 911	950, 897
営業利益又は営業損失(△)	27, 146, 551	4, 684, 478
経常利益又は経常損失(△)	27, 146, 551	4, 684, 478
当期純利益又は当期純損失(△)	27, 146, 551	4, 684, 478
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	2, 167, 353	△63, 191
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	116, 187, 088	100, 274, 733
剰余金増加額又は欠損金減少額	177, 406	128, 518
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	177, 406	128, 518
剰余金減少額又は欠損金増加額	40, 366, 719	4, 392, 272
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	40, 366, 719	4, 392, 272
分配金	702, 240	604, 003
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	100, 274, 733	100, 154, 645

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	III Valence of Victoria
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	j.
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち目において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年 9月 16日から 2024年 3月 15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期			当期	
	2023年 9月 15日現在			2024年3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の総数	
	1	03, 688, 431 □			99, 012, 761 □
2.	特定期間の末日における1単位当たりの網	[資産の額	2.	特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.9671 円		1口当たり純資産額	2.0115円
	(10,000 口当たり純資産額)	(19,671円)		(10,000 口当たり純資産額)	(20,115円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期					当期		
自 2023年 3月16日			自 2023 年 9月 16日				
至 2023 年 9月 15日			至 2024年 3月15日				
1.	1. 分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
2023年 3月 16日から 2023年 4月 17日まで			2023年9月16日から20	23年10月16日	きで		
	項目				項目		

-th trail-tray (/)			th PR 15-PA (// - 273 )   65-5- ) / 5-7		
費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	C	70, 659, 486 円	収益調整金額	С	46, 169, 074 円
分配準備積立金額	D	112, 395, 965 円	分配準備積立金額	D	72, 994, 596 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	183, 055, 451 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119, 163, 670 円
当ファンドの期末残存口数	F	159, 073, 237 □	当ファンドの期末残存口数	F	103, 644, 797 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,507円	10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11, 497 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10円	10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	159, 073 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	103, 644 円
2023年 4月 18 日から 202	3年 5月15日ま	で	2023年10月17日から20	23年11月15日3	まで
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63, 969 円	費用控除後の配当等収益額	A	53, 697 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	52, 764, 982 円	収益調整金額	С	44, 863, 947 円
分配準備積立金額	D	83, 950, 766 円	分配準備積立金額	D	70, 804, 079 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	136, 779, 717 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115, 721, 723 円
当ファンドの期末残存口数	F	118, 743, 775 □	当ファンドの期末残存口数	F	100, 678, 027 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,518円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 494 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10円	10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	118, 743 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	100, 678 円
2023年 5月 16 日から 202	3年 6月 15 日ま	で	2023年11月16日から20	23年12月15日3	まで
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	58, 994 円	費用控除後の配当等収益額	A	53, 512 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	48, 145, 925 円	収益調整金額	С	44, 728, 965 円
分配準備積立金額	D	76, 537, 418 円	分配準備積立金額	D	70, 505, 588 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124, 742, 337 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115, 288, 065 円
当ファンドの期末残存口数	F	108, 291, 313 □	当ファンドの期末残存口数	F	100, 339, 736 □
	G=E/F×10,000	11, 519 円		G=E/F×10,000	11, 489 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円	10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	108, 291 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	100, 339 円
2023年 6月 16日から 202	3年7月18日ま	で	2023年12月16日から20	24年 1月 15日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	56, 684 円	費用控除後の配当等収益額	A	49, 568 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	47, 235, 403 円	収益調整金額	С	44, 722, 285 円
分配準備積立金額	D	74, 998, 808 円	分配準備積立金額	D	70, 409, 629 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122, 290, 895 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	115, 181, 482 円
当ファンドの期末残存口数	F	106, 196, 345 □	当ファンドの期末残存口数	F	100, 290, 749 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 515 円		$G=E/F\times 10,000$	11, 484 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円	10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106, 196 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	100, 290 円
2023年7月19日から202	3年8月15日ま	で	2024年1月16日から202	4年2月15日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	55, 443 円	費用控除後の配当等収益額	A	37, 593 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	47, 296, 713 円	収益調整金額	С	44, 625, 856 円

分配準備積立金額	D	74, 949, 296 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122, 301, 452 円
当ファンドの期末残存口数	F	106, 249, 633 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,510円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	106, 249 円

2023年8	月	16	日から	2023年	9月	15	日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	52, 680 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	46, 172, 335 円
分配準備積立金額	D	73, 092, 124 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119, 317, 139 円
当ファンドの期末残存口数	F	103, 688, 431 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11,507円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	103, 688 円

分配準備積立金額	D	70, 170, 143 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	114, 833, 592 円
当ファンドの期末残存口数	F	100, 040, 815 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11, 478 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	100,040 円
		_

2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	44, 181, 976 円
分配準備積立金額	D	69, 378, 513 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113, 560, 489 円
当ファンドの期末残存口数	F	99, 012, 761 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 469 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	99,012円

## (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変 |動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに さらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2023 年 9 月 15 日現在	当期 2024 年 3 月 15 日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

同左

2. 時価の算定方法

同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

前期		当期	
自 2023 年 3 月	16 日	自 2023 年 9 月	] 16 日
至 2023 年 9月	15 目	至 2024年 3月	15
期首元本額	159, 038, 868 円	期首元本額	103, 688, 431 円
期中追加設定元本額	213,559円	期中追加設定元本額	133,621 円
期中一部解約元本額	55, 563, 996 円	期中一部解約元本額	4,809,291 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	2, 467, 542	△622, 804	
親投資信託受益証券	Δ1	0	
合計	2, 467, 541	△622, 804	

#### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド ークラス USD	10, 738	196, 816, 802	

	] 小計	銘柄数:1	10, 738	196, 816, 802	
		組入時価比率:98.8%		100.0%	
	合計			196, 816, 802	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	9, 955	9, 980	
	小計	銘柄数:1	9, 955	9, 980	
		組入時価比率: 0.0%		0.0%	
合計				9, 980	
승카				196, 826, 782	

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 湯 原 尚

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

	(単位:円)
第 19 期	第 20 期
23 年 9 月 15 日現在)	(2024 年 3 月 15 日現在)

	第 19 期 (2023 年 9 月 15 日現在)	第 20 期 (2024 年 3 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2, 383, 781	1, 947, 660
投資信託受益証券	122, 080, 695	125, 645, 295
親投資信託受益証券	9, 981	9, 980
流動資産合計	124, 474, 457	127, 602, 935
資産合計	124, 474, 457	127, 602, 935
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	58, 609	58, 713
未払受託者報酬	26, 936	20, 186
未払委託者報酬	763, 115	571, 665
未払利息	2	-
その他未払費用	2, 635	1, 959
流動負債合計	851, 297	652, 523
負債合計	851, 297	652, 523
純資産の部		
元本等		
元本	58, 609, 861	58, 713, 415
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	65, 013, 299	68, 236, 997
(分配準備積立金)	31, 483, 852	34, 521, 367
元本等合計	123, 623, 160	126, 950, 412
純資産合計	123, 623, 160	126, 950, 412
負債純資産合計	124, 474, 457	127, 602, 935

## (2)【損益及び剰余金計算書】

				(十17.11)
	自 2023	19期 年3月16日	自	第 20 期 2023 年 9 月 16 日
	至 2023	年 9月15日	至	2024年3月15日
営業収益				
受取配当金		288, 090		205, 650
受取利息		1		-
有価証券売買等損益		21, 559, 373		3, 564, 599
営業収益合計		21, 847, 464		3, 770, 249
営業費用				
支払利息		1, 083		109
受託者報酬		26, 936		20, 186
委託者報酬		763, 115		571, 665

その他費用	2, 635	1, 959
営業費用合計	793, 769	593, 919
営業利益又は営業損失(△)	21, 053, 695	3, 176, 330
経常利益又は経常損失(△)	21, 053, 695	3, 176, 330
当期純利益又は当期純損失(△)	21, 053, 695	3, 176, 330
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	5, 977, 695	4, 946
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	89, 997, 340	65, 013, 299
剰余金増加額又は欠損金減少額	299, 050	267, 568
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	299, 050	267, 568
剰余金減少額又は欠損金増加額	40, 300, 482	156, 541
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	40, 300, 482	156, 541
分配金	58, 609	58, 713
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	65, 013, 299	68, 236, 997

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な五百万里にかるず気に因う	DEPLOY
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 9月 16 日から 2024年
	3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 19 期			第 20 期	
	2023年 9月 15日現在			2024年3月15日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	
		58, 609, 861 □			58, 713, 415 □
2.	計算期間の末日における1単位当たりの網	資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額	2. 1093 円		1口当たり純資産額	2.1622 円
	(10,000 口当たり純資産額)	(21,093円)		(10,000 口当たり純資産額)	(21,622円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 19 期				第 20 期		
自 2023 年 3 月 16 日				自 2023 年 9 月 16 日		
至 2023 年 9 月 15 日				至 2024	年 3月15日	
1. 分配金の計算過程	1.分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	A	208, 238 円		費用控除後の配当等収益額	A	173, 132 円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	300, 352 円
収益調整金額	С	33, 529, 447 円
分配準備積立金額	D	31, 033, 871 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	65, 071, 908 円
当ファンドの期末残存口数	F	58, 609, 861 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 102 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	58, 609 円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	2, 998, 252 円
収益調整金額	С	33, 715, 630 円
分配準備積立金額	D	31, 408, 696 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	68, 295, 710 円
当ファンドの期末残存口数	F	58, 713, 415 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	11,632円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	58, 713 円

## (金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

(1)金融間品の状況に関する事項	
第 19 期	第 20 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスク、金利変	
動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに	
さらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制

なっております。 ○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員

会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

#### 第19期 第20期 2023年9月15日現在 2024年3月15日現在 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し 同左 ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ 2. 時価の算定方法 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期	第 20 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

	第 19 期	第 20 期	
自	2023年3月16日	自 2023 年 9 月	16 日
至	2023年9月15日	至 2024年 3月	15 日
期首元本額	105, 983, 793 円	期首元本額	58, 609, 861 円
期中追加設定元本額	317, 797 円	期中追加設定元本額	245, 425 円
期中一部解約元本額	47, 691, 729 円	期中一部解約元本額	141,871 円

## 2 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第 19 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 20 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	14, 940, 953	3, 564, 600	
親投資信託受益証券	Δ2	△1	
合計	14, 940, 951	3, 564, 599	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド ークラス USD	6, 855	125, 645, 295	
		銘柄数:1 組入時価比率:99.0%	6, 855	125, 645, 295 100. 0%	
	合計			125, 645, 295	
親投資信託受益 証券		野村マネーマーケット マザーファ ンド	9, 955	9, 980	
	小計	銘柄数:1	9, 955	9, 980	
		組入時価比率: 0.0%		0.0%	
	合計			9, 980	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型の2023年9月16日から2024年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型】

# (1)【貸借対照表】

-	111		_			١
- (	単	147	1	•	Н	- 1

		(単位:円)
	前期 (2023 年 9 月 15 日現在)	当期 (2024年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5, 543, 353	3, 028, 90
投資信託受益証券	326, 198, 718	195, 668, 33
親投資信託受益証券	9, 981	9, 98
流動資産合計	331, 752, 052	198, 707, 216
資産合計	331, 752, 052	198, 707, 216
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	647, 053	366, 83
未払受託者報酬	9, 176	5, 69
未払委託者報酬	260, 020	161, 28
未払利息	6	
その他未払費用	905	55
流動負債合計	917, 160	534, 37
負債合計	917, 160	534, 37
純資産の部		
元本等		
元本	215, 684, 474	122, 279, 27
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	115, 150, 418	75, 893, 565
(分配準備積立金)	131, 197, 819	84, 818, 663
元本等合計	330, 834, 892	198, 172, 83
純資産合計	330, 834, 892	198, 172, 83
負債純資産合計	331, 752, 052	198, 707, 216

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期	当期	
	自 2023年3月16日	自 2023年9月16日	
	至 2023年9月15日	至 2024年3月15日	
営業収益			
受取配当金	723, 965	552, 905	
受取利息	1	_	
有価証券売買等損益	74, 606, 676	15, 928, 913	
営業収益合計	75, 330, 642	16, 481, 818	
営業費用			
支払利息	947	505	
受託者報酬	51, 567	44, 155	
委託者報酬	1, 461, 061	1, 250, 992	

その他費用	5, 097	4, 352
営業費用合計	1, 518, 672	1, 300, 004
営業利益又は営業損失 (△)	73, 811, 970	15, 181, 814
経常利益又は経常損失(△)	73, 811, 970	15, 181, 814
当期純利益又は当期純損失 (△)	73, 811, 970	15, 181, 814
<ul><li>一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)</li></ul>	△101, 589	2, 078, 487
期首剰余金又は期首欠損金(△)	51, 303, 387	115, 150, 418
剰余金増加額又は欠損金減少額	750, 424	223, 139
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	750, 424	223, 139
剰余金減少額又は欠損金増加額	6, 806, 048	49, 525, 730
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	6, 806, 048	49, 525, 730
分配金	4, 010, 904	3, 057, 592
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	115, 150, 418	75, 893, 562

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算目
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年9月16日から2024年3月15日までとなって
	おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	2023 年 9月 15 日現在			2024年3月15日現在	
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の総数	
	215, 68	34, 474 □			122, 279, 277 □
2.	特定期間の末日における1単位当たりの純資産	の額:	2.	特定期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額 1	1.5339 円		1口当たり純資産額	1.6207 円
	(10,000 口当たり純資産額) (15	5, 339 円)		(10,000 口当たり純資産額)	(16, 207 円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期		
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16 日		
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月 15日		
1.分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程		
2023年 3月 16日から 2023年 4月 17日まで	2023年 9月 16日から 2023年 10月 16日まで		
項目	項目		

費用控除後の配当等収益額	A	121,838円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	101, 341, 224 円	収益調整金額	С	94, 766, 866 円
分配準備積立金額	D	88, 676, 161 円	分配準備積立金額	D	131, 197, 819 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	190, 139, 223 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	225, 964, 685 円
当ファンドの期末残存口数	F	232, 961, 472 □	当ファンドの期末残存口数	F	215, 765, 330 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 161 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10,472 円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円	10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	698, 884 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	647, 295 円
2023 年 4月 18 日から 202	3年 5月 15日ま	で	2023年10月17日から20	23年11月15日3	まで
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	122, 381 円	費用控除後の配当等収益額	A	113,867円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	5,824,016円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	99, 503, 764 円	収益調整金額	С	94, 774, 404 円
分配準備積立金額	D	86, 447, 651 円	分配準備積立金額	D	130, 432, 029 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	191, 897, 812 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	225, 320, 300 円
当ファンドの期末残存口数	F	228, 651, 046 □	当ファンドの期末残存口数	F	215, 658, 337 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	8, 392 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10,448 円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円	10,000 口当たり分配金額	Н	30円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	685, 953 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	646, 975 円
2023 年 5月 16 日から 202	3年6月15日ま	で	2023年11月16日から20	23年12月15日	まで
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	117,837円	費用控除後の配当等収益額	A	98, 465 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	23, 224, 582 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	5, 156, 865 円
収益調整金額	С	96, 189, 303 円	収益調整金額	С	79, 300, 734 円
分配準備積立金額	D	88, 402, 654 円	分配準備積立金額	D	108, 731, 684 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	207, 934, 376 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	193, 287, 748 円
当ファンドの期末残存口数	F	220, 696, 808 □	当ファンドの期末残存口数	F	180, 351, 021 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	9, 421 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10,717円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円	10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	662, 090 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	541,053円
2023年 6月 16日から 202	3年7月18日ま	で	2023年12月16日から20	24年1月15日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	116, 788 円	費用控除後の配当等収益額	A	73, 157 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	19, 942, 136 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	6, 926, 836 円
収益調整金額	С	95, 969, 156 円	収益調整金額	С	62, 744, 503 円
分配準備積立金額	D	110, 718, 928 円	分配準備積立金額	D	89, 852, 107 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	226, 747, 008 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159, 596, 603 円
当ファンドの期末残存口数	F	220, 071, 655 □	当ファンドの期末残存口数	F	142, 626, 855 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10, 303 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 189 円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円	10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	660, 214 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	427, 880 円
2023年7月19日から202	3年8月15日ま	で	2024年1月16日から202	4年2月15日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	95, 483 円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	978, 914 円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	95, 506, 957 円	収益調整金額	С	62, 736, 830 円

分配準備積立金額	D	129, 385, 322 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	225, 966, 676 円
当ファンドの期末残存口数	F	218, 903, 565 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10, 322 円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	656, 710 円

2023年8	月	16	日から	2023年	9月	15	日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	110,776円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	4, 401, 071 円
収益調整金額	С	94, 682, 186 円
分配準備積立金額	D	127, 333, 025 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	226, 527, 058 円
当ファンドの期末残存口数	F	215, 684, 474 🏻
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	10,502円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	647, 053 円

分配準備積立金額	D	96, 310, 651 円				
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	159, 047, 481 円				
当ファンドの期末残存口数	F	142, 517, 501 □				
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11, 159 円				
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円				
収益分配金金額	I=F×H/10,000	427, 552 円				

2024年2月16日から2024年3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	63, 045 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	2, 803, 115 円
収益調整金額	С	53, 862, 719 円
分配準備積立金額	D	82, 319, 340 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	139, 048, 219 円
当ファンドの期末残存口数	F	122, 279, 277 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	11,371円
10,000 口当たり分配金額	Н	30 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	366, 837 円

#### (金融商品に関する注記)

#### (1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月 15日

### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第 4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし て運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。

これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変 |動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに さらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員 同左 会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把 握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま す。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

1. 金融商品に対する取組方針

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
2023 年 9 月 15 日現在	2024 年 3 月 15 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。

親投資信託受益証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

同左

2. 時価の算定方法

同左

## (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

前期		当期	
自 2023 年 3 月 16 日	1	自 2023 年 9 /	月 16 日
至 2023年 9月 15日	1	至 2024年 3.	月 15 日
期首元本額	232, 811, 547 円	期首元本額	215, 684, 474 円
期中追加設定元本額	1,791,315円	期中追加設定元本額	437, 534 円
期中一部解約元本額	18, 918, 388 円	期中一部解約元本額	93, 842, 731 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	前期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	当期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)	
投資信託受益証券	4, 696, 488	5, 370, 126	
親投資信託受益証券	△1	0	
合計	4, 696, 487	5, 370, 126	

#### 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券		ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド ークラス MXN	12, 878	195, 668, 332	

小計		銘柄数:1	12, 878	195, 668, 332	
		組入時価比率:98.7%		100.0%	
	승計			195, 668, 332	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	9, 955	9, 980	
		銘柄数:1	9, 955	9, 980	
		組入時価比率: 0.0%		0.0%	
	合計			9, 980	
合計			195, 678, 312		

<sup>(</sup>注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

<sup>(</sup>注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2024年5月31日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原 尚 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)年2回決算型の2023年9月16日から2024年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)年2回決算型の2024年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制 を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注 記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査 人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファ ンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 【野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型】

# (1)【貸借対照表】

資産の部 流動資産	8, 431, 555	
コール・ローン		2, 429, 780
投資信託受益証券	201, 964, 926	178, 483, 918
親投資信託受益証券	9, 981	9, 980
流動資産合計	210, 406, 462	180, 923, 678
資産合計	210, 406, 462	180, 923, 678
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	91, 151	75, 130
未払解約金	4, 913, 573	-
未払受託者報酬	34, 620	29, 357
未払委託者報酬	980, 837	831, 691
未払利息	9	-
その他未払費用	3, 401	2,870
流動負債合計	6, 023, 591	939, 048
負債合計	6, 023, 591	939, 048
純資産の部		
元本等		
元本	91, 151, 931	75, 130, 561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	113, 230, 940	104, 854, 069
(分配準備積立金)	99, 803, 962	93, 744, 574
元本等合計	204, 382, 871	179, 984, 630
純資産合計	204, 382, 871	179, 984, 630
負債純資産合計	210, 406, 462	180, 923, 678
(2)【損益及び剰余金計算書】		()VII. TT)
		(単位:円)
	第 19 期 自 2023 年 3 月 16 日	第 20 期 自 2023 年 9 月 16 日
	至 2023年9月15日	至 2024年3月15日
営業収益		
受取配当金	488, 430	379, 400
有価証券売買等損益	50, 829, 064	10, 516, 691
営業収益合計	51, 317, 494	10, 896, 091
営業費用		
支払利息	695	244
受託者報酬	34, 620	29, 357
委託者報酬	980, 837	831, 691

(単位:円)

その他費用	3, 401	2, 870
営業費用合計	1, 019, 553	864, 162
営業利益又は営業損失(△)	50, 297, 941	10, 031, 929
経常利益又は経常損失(△)	50, 297, 941	10, 031, 929
当期純利益又は当期純損失(△)	50, 297, 941	10, 031, 929
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	6, 446, 133	$\triangle 1, 475, 972$
期首剰余金又は期首欠損金(△)	84, 476, 685	113, 230, 940
剰余金増加額又は欠損金減少額	531, 749	56, 427
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	531, 749	56, 427
剰余金減少額又は欠損金増加額	15, 538, 151	19, 866, 069
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	15, 538, 151	19, 866, 069
分配金	91, 151	75, 130
期末剰余金又は期末欠損金(△)	113, 230, 940	104, 854, 069

# (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女な五百万里にかるず気に因う	DEPLOY
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
	に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
	市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金
	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま
	す。
	投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分
	配金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 9月 16 日から 2024年
	3月15日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第 19 期			第 20 期	
	2023 年 9月 15 日現在			2024年3月15日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数		1.	計算期間の末日における受益権の総数	:
	91, 151,	931 □			75, 130, 561 $\square$
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の	額	2.	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額
	1口当たり純資産額 2.2	2422 円		1口当たり純資産額	2. 3956 円
	(10,000 口当たり純資産額) (22,4	122 円)		(10,000 口当たり純資産額)	(23,956円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期			第 20 期			
自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日				自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日		
1. 分配金の計算過程			1.	1.分配金の計算過程		
項目			項目			
費用控除後の配当等収益額 A 429, 196 円			費用控除後の配当等収益額	A	352, 690 円	

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	37, 207, 326 円
収益調整金額	С	30, 886, 383 円
分配準備積立金額	D	62, 258, 591 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130, 781, 496 円
当ファンドの期末残存口数	F	91, 151, 931 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	$G=E/F\times 10,000$	14, 347 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	91, 151 円

費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	11, 155, 211 円
収益調整金額	С	25, 500, 438 円
分配準備積立金額	D	82, 311, 803 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	119, 320, 142 円
当ファンドの期末残存口数	F	75, 130, 561 □
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F×10,000	15,881 円
10,000 口当たり分配金額	Н	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	75, 130 円

## (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

(1)金融間面の仏תに関する事項	
第 19 期	第 20 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9 月 16 日
至 2023 年 9月 15日	至 2024年 3月15日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、REIT の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変	
動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに	
さらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
j.	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理   注意性リスクに関しては、	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	

## (2)金融商品の時価等に関する事項

把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

第19期	第 20 期
2023 年 9 月 15 日現在	2024年3月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	同左
ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
$\lambda_{\circ}$	
2. 時価の算定方法	2. 時価の算定方法
投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
親投資信託受益証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載して	
おります。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時	

価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期	第 20 期
自 2023 年 3 月 16 日	自 2023 年 9月 16日
至 2023年 9月 15日	至 2024年 3月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

第 19 期		第 20 期	
自 2023 年 3月 16 日		自 2023 年 9月 16日	
至 2	023年9月15日	至 2024年 3	月 15 日
期首元本額	110, 983, 220 円	期首元本額	91, 151, 931 円
期中追加設定元本額	689, 800 円	期中追加設定元本額	45,772 円
期中一部解約元本額	20, 521, 089 円	期中一部解約元本額	16, 067, 142 円

### 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

種類	第 19 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2023 年 9 月 15 日	第 20 期 自 2023 年 9 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	44, 232, 016	12, 040, 675	
親投資信託受益証券	$\triangle 2$	△1	
合計	44, 232, 014	12, 040, 674	

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証 券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズーノー ス・アメリカン・リート・ファンド ークラス MXN	11, 747	178, 483, 918	
		銘柄数:1 組入時価比率:99.2%	11, 747	178, 483, 918 100. 0%	
	合計			178, 483, 918	
親投資信託受益 証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド	9, 955	9, 980	
	小計	銘柄数:1	9, 955	9, 980	
		組入時価比率: 0.0%		0.0%	
	合計			9, 980	

合計 178, 493, 898

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### (参考)

「野村北米REIT投信(通貨選択型)」の各ファンドは「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネーマーケット マザーファンド

### 貸借対照表

(単位:円)

113, 308

43, 498, 570

43, 498, 570

43, 498, 575

	(2024年3月15日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20, 444, 553
特殊債券	23, 032, 608
未収利息	17, 859
前払費用	3, 555
流動資産合計	43, 498, 575
資産合計	43, 498, 575
負債の部	
流動負債	
未払利息	5
流動負債合計	
負債合計	5
純資産の部	
元本等	
元本	43, 385, 262

## 注記表

剰余金

純資産合計

負債純資産合計

元本等合計

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期末剰余金又は期末欠損金 (△)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券
	原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

### 2024年3月15日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.0026 円

(10,000 口当たり純資産額)

(10,026円)

#### (金融商品に関する注記)

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023 年 9月 16日 至 2024 年 3月 15日

### 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

#### 2024年3月15日現在

#### 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法

#### 特殊債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年3月15日現在	
期首	2023年9月16日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	46, 471, 378 円
同期中における追加設定元本額	0 円
同期中における一部解約元本額	3, 086, 116 円
期末元本額	43, 385, 262 円
期末元本額の内訳*	
野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型	6, 330, 625 円
野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型	7, 304, 915 円
野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型	26, 076, 177 円
野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型	116,655 円
野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型	1,401,832 円
野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型	507, 609 円
野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型	1, 594, 426 円
野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型	13, 203 円

野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型	9,955円
野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型	9,955 円
野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型	9,955 円
野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型	9,955 円

\*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2024年3月15日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年3月15日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	青券 日本円 日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第213回		10, 000, 000	10, 002, 608	
		日本高速道路保有・債務返済機構債 券 政府保証債第222回	13, 000, 000	13, 030, 000	
	小計	銘柄数:2	23, 000, 000	23, 032, 608	
		組入時価比率:53.0%		100.0%	
	合計			23, 032, 608	

(注 1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。 第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

野村北米REIT投信(円コース)毎月分配型

2024年4月30日現在

I	資産総額	320, 758, 848円
Π	負債総額	1, 669, 258円
Ш	純資産総額 (I – II)	319, 089, 590円
IV	発行済口数	367, 888, 530 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.8674円

野村北米REIT投信(円コース)年2回決算型

2024年4月30日現在

Ι	資産総額	247, 089, 880円
П	負債総額	311, 258円
Ш	純資産総額 (I – II)	246, 778, 622円
IV	発行済口数	109, 443, 725 □

V 1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2548円
-------------------	----------

### 野村北米REIT投信(豪ドルコース)毎月分配型

#### 2024年4月30日現在

Ι	資産総額	411, 952, 030円
Π	負債総額	1,016,262円
Ш	純資産総額 (I – II)	410, 935, 768円
IV	発行済口数	409, 731, 774 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.0029円

## 野村北米REIT投信(豪ドルコース)年2回決算型

#### 2024年4月30日現在

Ι	資産総額	37, 093, 493円
П	負債総額	44, 889円
Ш	純資産総額 (I – II)	37, 048, 604円
IV	発行済口数	12, 257, 357 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	3.0226円

## 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

### 2024年4月30日現在

I	資産総額	1, 965, 523, 785円
П	負債総額	1, 281, 401円
Ш	純資産総額 (I – II)	1, 964, 242, 384円
IV	発行済口数	2, 916, 572, 023 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	0. 6735円

## 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

## 2024年4月30日現在

Ι	資産総額	112, 769, 667円
Π	負債総額	420, 313円
Ш	純資産総額 (I – II)	112, 349, 354円
IV	発行済口数	37, 331, 551 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	3.0095円

## 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

### 2024年4月30日現在

I	資産総額	16, 394, 231円
Π	負債総額	6, 274円
Ш	純資産総額 (I – II)	16, 387, 957円
IV	発行済口数	22, 219, 451 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	0.7376円

### 野村北米REIT投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

2024年4月30日現在

Ι	資産総額	1, 592, 932円
Π	負債総額	1,928円
Ш	純資産総額 (I – II)	1,591,004円
IV	発行済口数	695, 093 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2889円

## 野村北米REIT投信(米ドルコース)毎月分配型

2024年4月30日現在

Ι	資産総額	203, 681, 181円
П	負債総額	78, 999円
Ш	純資産総額 (I – II)	203, 602, 182円
IV	発行済口数	98, 707, 503 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2.0627円

## 野村北米REIT投信(米ドルコース)年2回決算型

2024年4月30日現在

Ι	資産総額	128, 735, 406円
П	負債総額	155, 788円
Ш	純資産総額 (I – II)	128, 579, 618円
IV	発行済口数	57, 955, 994 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	2. 2186円

## 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)毎月分配型

2024年4月30日現在

I	資産総額	197, 697, 995円
П	負債総額	77, 124円
Ш	純資産総額 (I – II)	197, 620, 871円
IV	発行済口数	122, 042, 190 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	1. 6193円

## 野村北米REIT投信(メキシコペソコース)年2回決算型

2024年4月30日現在

Ι	資産総額	173, 088, 764円
П	負債総額	219, 664円
Ш	純資産総額 (I – II)	172, 869, 100円
IV	発行済口数	72, 092, 011 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	2. 3979円

## (参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

### 2024年4月30日現在

Ι	資産総額	43, 500, 115円
П	負債総額	—円
Ш	純資産総額 (I – II)	43, 500, 115円
IV	発行済口数	43, 385, 262 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1. 0026円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

- (3) 受益権の譲渡
  - ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録 されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認 めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の 実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法 令等にしたがって取り扱われます。

#### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

2024年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### (2)会社の機構

#### (a) 会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等 委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

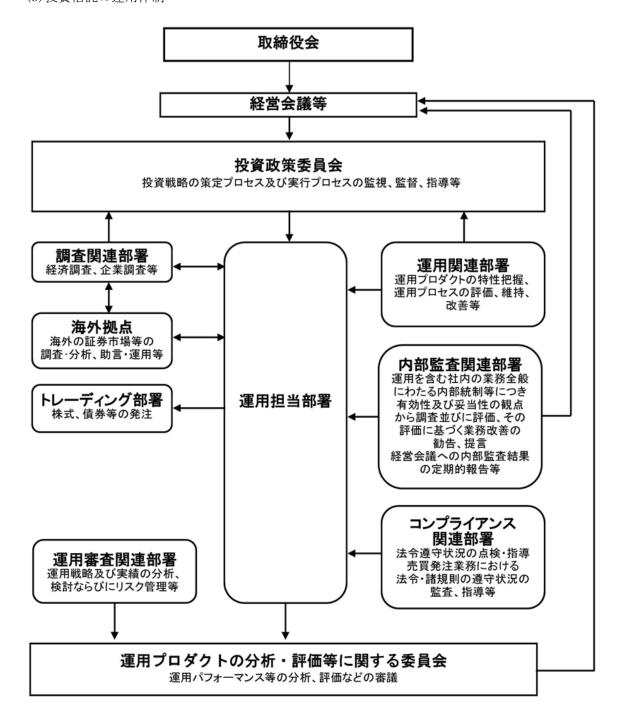
取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

#### 代表取締役 \* 業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。 また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議 が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれ ます。

#### 監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年3月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	999	54, 367, 722
単位型株式投資信託	170	648, 033
追加型公社債投資信託	14	7, 027, 080
単位型公社債投資信託	445	870, 253
合計	1,628	62, 913, 087

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

- 2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

尚

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 湯 原

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態 及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示してい るものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

湯原 尚

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 水 永 真太郎

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、 「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年 4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(2023年4月 1日から2023年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間 損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査 を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財 務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現 在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2023年4月1日から2023年9 月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監 査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従っ て、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して いる。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準 拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬によ る重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判 断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

# (1)【貸借対照表】

			業年度 3月31日)	当事 (2023 年 3	業年度 2 日 31 日)	
区分	注記番号		百万円)	金額(百万円)		
(資産の部)						
流動資産						
現金・預金			2,006		1, 865	
金銭の信託			35, 894		42, 108	
有価証券			29, 300		21, 900	
前払金			11		11	
前払費用			454		775	
未収入金			694		1, 775	
未収委託者報酬			27, 176		26, 116	
未収運用受託報酬			4, 002		3, 780	
短期貸付金			1,835		1, 001	
未収還付法人税等			-		2, 083	
その他			57		84	
貸倒引当金			△15		△15	
流動資産計			101, 417		101, 486	
固定資産						
有形固定資産			1,744		1, 335	
建物	<b>※</b> 2	1, 219		906		
器具備品	<b>※</b> 2	525		428		
無形固定資産			5, 210		5, 563	
ソフトウェア		5, 209		5, 562		
その他		0		0		
投資その他の資産			16, 067		16, 336	
投資有価証券		2, 201		1, 793		
関係会社株式		9, 214		10, 025		
長期差入保証金		443		520		
長期前払費用		13		10		
前払年金費用		1, 297		1, 553		
繰延税金資産		2, 784		2, 340		
その他		112		92		
固定資産計			23, 023		23, 235	
資産合計			124, 440		124, 722	

			業年度 3月31日)	当事美 (2023 年 3	美年度 月 31 日)
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(百	百万円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17, 615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8, 357		8, 409	
関係会社未払金		8, 149		8, 911	
その他未払金		1, 089		500	
未払費用	<b>※</b> 1		9, 512		9, 682
未払法人税等			1, 319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4, 416		3, 635
その他			121		46
流動負債計			33, 127		32, 414
固定負債					
退職給付引当金			3, 194		2, 940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1, 123		1, 123
固定負債計			4, 905		4, 659
負債合計			38, 033		37, 074
(純資産の部)					
株主資本			86, 232		87, 419
資本金			17, 180		17, 180
資本剰余金			13, 729		13, 729
資本準備金		11, 729		11, 729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55, 322		56, 509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54, 637		55, 823	
別途積立金		24, 606		24, 606	
繰越利益剰余金		30, 030		31, 217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86, 407		87, 648
負債・純資産合計			124, 440		124, 722

## (2)【損益計算書】

			業年度 年4月1日	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日		
			年3月31日)	至 2023年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(	百万円)	金額(音	百万円)	
営業収益						
委託者報酬			115, 733		113, 491	
運用受託報酬			17, 671		18, 198	
その他営業収益			530		331	
営業収益計			133, 935		132, 021	
営業費用						
支払手数料			39, 087		38, 684	
広告宣伝費			804		1, 187	
公告費			0		0	
調査費			26, 650		29, 050	
調査費		4, 867		6, 045		
委託調査費		21, 783		23, 004		
委託計算費			1, 384		1, 363	
営業雑経費			3, 094		3, 302	
通信費		72		89		
印刷費		918		903		
協会費		79		83		
諸経費		2, 023		2, 225		
営業費用計			71, 021		73, 587	
一般管理費						
給料			12, 033		11, 316	
役員報酬		229		226		
給料・手当		7, 375		7, 752		
賞与		4, 427		3, 337		
交際費			47		78	
寄付金			73		115	
旅費交通費			65		283	
租税公課			1,049		963	
不動産賃借料			1, 432		1, 232	
退職給付費用			1, 212		829	
固定資産減価償却費			2, 525		2, 409	
諸経費			11, 116		12, 439	
一般管理費計			29, 556		29, 669	
営業利益			33, 357		28, 763	

			業年度	当事業年度		
			年 4 月 1 日 丰 3 月 31 日)		<b>年4月1日</b> €2月21日)	
EZ /\	注記			至 2023 年 3 月 31 日) 金額(百万円)		
区分	番号	金額()	百万円)	金額(自	1 万円)	
営業外収益						
受取配当金	<b>※</b> 1	3, 530		7, 645		
受取利息		10		45		
為替差益		_		49		
その他		1, 268		637		
営業外収益計			4, 809		8, 377	
営業外費用						
金銭の信託運用損		1, 387		1, 736		
時効後支払損引当金繰入額		12		10		
為替差損		23		-		
その他		266		8		
営業外費用計			1, 689		1, 755	
経常利益			36, 477		35, 385	
特別利益						
投資有価証券等売却益		26		10		
株式報酬受入益		53		46		
固定資産売却益		9		_		
資産除去債務履行差額		141		_		
特別利益計			230		57	
特別損失						
投資有価証券等売却損		0		16		
関係会社株式評価損		727		_		
固定資産除却損	<b>※</b> 2	374		52		
資産除去債務履行差額		0		_		
事務所移転費用		54		_		
特別損失計			1, 158		69	
税引前当期純利益			35, 549		35, 374	
法人税、住民税及び事業税			10, 474		8, 890	
法人税等調整額			171		419	
当期純利益			24, 904		26, 064	

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本									
		資本剰余金									
	資本金	資 本 準備金	その他 資本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他和 別 途 積立金	利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計		
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	31, 395	56, 686	87, 596		
当期変動額											
剰余金の配当							△26, 268	△26, 268	△26, 268		
当期純利益							24, 904	24, 904	24, 904		
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	_	_	_	ı	_	_	△1, 364	△1, 364	△1, 364		
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	30, 030	55, 322	86, 232		

(単位:百万円)

	評価・換	算差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	57	57	87, 654
当期変動額			
剰余金の配当			△26, 268
当期純利益			24, 904
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1, 247
当期末残高	174	174	86, 407

(単位:百万円)

		株主資本									
		Z J	資本剰余金			利益剰余金					
	資本金	資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利益準備金	その他を 別 途 積立金	利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計		
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	30, 030	55, 322	86, 232		
当期変動額											
剰余金の配当							△24, 877	△24, 877	△24, 877		
当期純利益							26, 064	26, 064	26, 064		
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	_	_	_	_	_	_	1, 186	1, 186	1, 186		
当期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	24, 606	31, 217	56, 509	87, 419		

(単位:百万円)

	評価・換算差額等		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	174	174	86, 407
当期変動額			
剰余金の配当			△24, 877
当期純利益			26, 064
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1, 240
当期末残高	229	229	87, 648

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない

… 時価法

株式等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方

- 3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法
- 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準
- 5. 固定資産の減価償却の方法

時価法

時価法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取 得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得 した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しており

主な耐用年数は以下の通りであります。

6年 附属設備 6~15年 器具備品 4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によ っております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企 業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末 までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっ ております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

#### [会計方針の変更]

#### (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

#### [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

# [注記事項]

# ◇ 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度	末
(2022年3月31日	∃)	(2023年3月3	31 日)
※1. 関係会社に対する資産及び負	債	※1. 関係会社に対する資産及び	び負債
区分掲記されたもの以外で名	ト科目に含まれている	区分掲記されたもの以外	で各科目に含まれている
ものは、次のとおりであります	•	ものは、次のとおりでありる	ます。
未払費用	1,223 百万円	未払費用	1,350 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減	插償却累計額	※2. 有形固定資産より控除した	た減価償却累計額
建物	589 百万円	建物	901 百万円
器具備品	618	器具備品	657
合計	1, 207	合計	1, 559

# ◇ 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2021年4月1	日	(自 2022年4月1	目
至 2022年3月31	日)	至 2023年3月31	日)
※1. 関係会社に係る注記		※1. 関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	3,525 百万円	受取配当金	7,634 百万円
※2. 固定資産除却損		   ※ 2 . 固定資産除却損	
建物	346 百万円	建物	0 百万円
器具備品	28	器具備品	0
ソフトウェア	_	ソフトウェア	52
合計	374		52

#### ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額26,268 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額5,100 円基準日2021 年 3 月 31 日効力発生日2021 年 6 月 30 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,877 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,830 円基準日2022 年 3 月 31 日効力発生日2022 年 6 月 30 日

## 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

効力発生日

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,877 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,830 円基準日2022 年 3 月 31 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

2022年6月30日

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782 百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830 円基準日2023 年 3 月 31 日効力発生日2023 年 6 月 30 日

#### ◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(1 2 1 17 1 17
	貸借対照表	貸借対照表 時価	
	計上額		
(1)金銭の信託	35, 894	35, 894	_
資産計	35, 894	35, 894	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	121	121	
負債計	121	121	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払 法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度(百万円)
市場価格のない株式等 (※) 1.2	9, 529
組合出資金等	1,886
合計	11, 415

- (※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
  - 2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5 年超	10 年超
	1 中以四	5年以内	10 年以内	10 平旭
預金	2,006	_	_	_
金銭の信託	35, 894	-	_	_
未収委託者報酬	27, 176	-	-	_
未収運用受託報酬	4, 002	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29, 300	_	_	_
短期貸付金	1, 835			
合計	100, 215	_	_	_

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	1, 736	_	1,736
(%)				
資産計	_	1, 736	_	1, 736
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	121	_	121
負債計	_	121	_	121

(※) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	42, 108	42, 108	_
資産計	42, 108	42, 108	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	46	46	_
負債計	46	46	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払 法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略して おります。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度(百万円)
市場価格のない株式等(※)	10, 261
組合出資金等	1, 557
合計	11, 819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

#### (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			(   <u> </u> -   -   -   -   -   -   -   -   -   -	·
	1 年以内	1年超	5年超	10 年超
		5年以内	10 年以内	
預金	1,865	-	-	_
金銭の信託	42, 108	_	_	-
未収委託者報酬	26, 116	_	_	_
未収運用受託報酬	3, 780	_	_	I
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21, 900	_	_	_
短期貸付金	1,001			
合計	96, 772	_	_	-

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル 1	レベル2	レベル 3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	42, 108	_	42, 108
資産計	_	42, 108	_	42, 108
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	46	_	46
負債計	_	46	_	46

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ◇ 有価証券関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2022年3月31日) 該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2022年3月31日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9, 107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0			
株式	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	29, 300	29, 300	_
小計	29, 300	29, 300	_
合計	29, 300	29, 300	_

※市場価格のない株式等(貸借対照表計上額 315 百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額 1,886 百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日) 該当事項はありません。 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 売買目的有価証券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9, 919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

	貸借対照表	取得原価	差額
区分	計上額		
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0			
株式	_	_	_
小計	_	_	_
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	21, 900	21, 900	_
小計	21, 900	21, 900	_
合計	21, 900	21, 900	_

※市場価格のない株式等(貸借対照表計上額235百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,557百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	_	16
合計	66	_	16

# ◇ デリバティブ取引関係

- 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

# 前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

# 当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

## 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23, 270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	$\triangle 904$
その他	$\triangle 14$
	21, 967

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19, 687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19, 687
	$\triangle 879$
非積立型制度の退職給付債務	3, 159
未積立退職給付債務	2, 279
未認識数理計算上の差異	$\triangle 489$
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3, 194
前払年金費用	$\triangle 1,297$
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 896

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	$\triangle 454$
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 45$
確定給付制度に係る退職給付費用	959

### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

0.9%

退職一時金制度の割引率

0.6%

長期期待運用収益率

2.35%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

## 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	$\triangle 1,476$
退職給付の支払額	$\triangle 1$ , 133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20, 314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19, 378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19, 378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2, 927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	$\triangle 1,553$
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1, 387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	$\triangle 462$
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	$\triangle 52$
確定給付制度に係る退職給付費用	653

#### (5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

合計	100%
その他	21%
生保特別勘定	7%
生保一般勘定	11%
株式	27%
債券	34%
十亚贯座目时间的 / O工水为频母v22中域、	

#### ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

1. 4% 1. 1%

退職一時金制度の割引率 長期期待運用収益率

2.35%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

## ◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末		当事業年度末			
(2022年3月31日)		(2023年3月31日)			
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の		
内訳		内訳			
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円		
賞与引当金	1, 381	賞与引当金	1, 138		
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911		
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010		
未払事業税	285	未払事業税	227		
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11		
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331		
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184		
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505		
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78		
資産除去債務	348	資産除去債務	348		
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85		
その他	84	その他	44		
操延税金資産小計	5, 376	繰延税金資産小計	4,878		
評価性引当額	△1, 795	評価性引当額	△1,696		
繰延税金資産合計	3, 581	繰延税金資産合計	3, 181		
操延税金負債		繰延税金負債			
資産除去債務に対応する除去費用	$\triangle 233$	資産除去債務に対応する除去費用	△171		
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84		
その他有価証券評価差額金	<u></u> 57	その他有価証券評価差額金	△102		
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481		
操延税金負債合計	<u>∠796</u>	繰延税金負債合計	△840		
操延税金資産の純額	2, 784	繰延税金資産の純額	2, 340		
-					
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人利	兄等の負担率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人			
との差異の原因となった主な項目別の内訳	21 22/	との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%		
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.3%		
い項目	$\triangle 2.9\%$	い項目	$\triangle 6.4\%$		
タックスへイブン税制	1.8%	タックスへイブン税制	2.1%		
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%		
外国子会社からの受取配当に係る外国	△0.0/0	外国子会社からの受取配当に係る外国	△0.070		
源泉税	0.4%	源泉税	0.7%		
	0.4%	その他	0.7 % △0.8%		
₹ (/ )411		T C ₹2 IPs	△0.0/0		
その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%		

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## ◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:百万円)

				(	
		前事業年度	当事業年度		
	自	2021年4月1日	自	2022年4月1日	
	至	2022年3月31日	至	2023年3月31日	
期首残高		1, 371		1, 123	
有形固定資産の取得に伴う増加		48		_	
資産除去債務の履行による減少		△296		-	
期末残高		1, 123		1, 123	

## ◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 1 /K   /	1 1 1 = = = = 1 = /1 = 1 1 / 1
	前事業年度
区分	(自 2021年4月1日
	至 2022年3月31日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬(注)	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	当事業年度
区分	(自 2022年4月1日
	至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

- (注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度 末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関す る情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

## ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。 当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

## (イ) 子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	11= -						資金の貸付	3, 427	短期貸付金	1, 835
子会社	ナンス・イン	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の返済	1, 709		
	<i>þ</i>						貸付金利息	9	未収利息	4

#### (ウ) 兄弟会社等

		( ) / )									
	種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
•	親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)		未払手数料	6, 013

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## 1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等 該当はありません。

## (イ) 子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	,,= _						資金の貸付	5, 736	短期貸付金	1,001
子会社	ナンス・イン	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の返済	6, 489		
	<i>þ</i>						貸付金利息	44	未収利息	11

## (ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	ı	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27, 180	未払手数料	5, 773

# (エ) 役員及び個人主要株主等 該当はありません。

- (注)1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表該当はありません。

# ◇ 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度		
(自 2021年4月1日		(自 2022年4月1日		
至 2022年3月31日	)	至 2023年3月31	日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭	
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	については、潜	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜		
在株式が存在しないため記載しておりま	ません。	在株式が存在しないため記載しておりません。		
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基础	遊	
損益計算書上の当期純利益	24,904 百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064 百万円	
普通株式に係る当期純利益	24,904 百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064 百万円	
普通株主に帰属しない金額の主要な	内訳	普通株主に帰属しない金額の主要	な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。		
普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株	普通株式の期中平均株式数	5, 150, 693 株	

## 中間財務諸表

# ◇ 中間貸借対照表

/ 中间具旧对忠权		
		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7, 755
金銭の信託		42, 741
未収委託者報酬		28, 981
未収運用受託報酬		5, 565
短期貸付金		747
その他		1, 398
貸倒引当金		$\triangle 17$
流動資産計		87, 173
固定資産		
有形固定資産	<b>※</b> 1	1, 140
無形固定資産		5, 519
ソフトウェア		5, 518
その他		0
投資その他の資産		16, 784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10, 025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23, 444
資産合計		110, 617

		2023 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29, 900
未払金		12, 829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9, 305
関係会社未払金		2, 395
その他未払金	<b>※</b> 2	1, 085
未払費用		10, 122
未払法人税等		2, 521
賞与引当金		1, 993
その他		201
流動負債計		57, 568
固定負債		
退職給付引当金		2, 855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1, 123
固定負債計		4, 579
負債合計		62, 148
(純資産の部)		
株主資本		48, 142
資本金		17, 180
資本剰余金		13, 729
資本準備金		11, 729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17, 232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16, 547
繰越利益剰余金		16, 547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48, 468
負債・純資産合計		110, 617

# ◇ 中間損益計算書

刊以 <b>业</b> 印		自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59, 892
運用受託報酬		10, 062
その他営業収益		156
営業収益計		70, 111
営業費用		
支払手数料		20, 743
調査費		15, 670
その他営業費用		2, 845
営業費用計		39, 259
一般管理費	<b>※</b> 1	15, 475
営業利益		15, 376
営業外収益	<b>※</b> 2	7, 161
営業外費用	<b>※</b> 3	715
経常利益		21, 822
特別利益	<b>※</b> 4	11
特別損失	<b>※</b> 5	10
税引前中間純利益		21, 823
法人税、住民税及び事業税		4, 781
法人税等調整額		536
中間純利益		16, 505

# ◇ 中間株主資本等変動計算書当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資 本準備金	その他本金	資本 剰余金 計	利益準備金	別途	益剰余金 繰 越 利 益	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17, 180	11, 729	2,000		685	積立金 24,606	剰余金 31,217	56, 509	87, 419
当中間期変動額	17, 100	11, 729	2,000	13, 723	000	24,000	31, 217	30, 303	01, 419
剰余金の配当							△55, 782	△55, 782	△55, 782
中間純利益							16, 505	16, 505	16, 505
別途積立金の取崩						△24, 606	24, 606	_	_
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純 額)									
当中間期変動額合計		_	_	_	_	△24, 606	△14, 669	△39, 276	△39, 276
当中間期末残高	17, 180	11, 729	2,000	13, 729	685	_	16, 547	17, 232	48, 142

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	229	229	87, 648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55, 782
中間純利益			16, 505
別途積立金の取崩			_
株主資本以外の項目の	96	96	96
当中間期変動額(純額)			
当中間期変動額合計	96	96	△39, 179
   当中間期末残高	325	325	48, 468

#### [重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない … 移動平均法による原価法

株式等

- 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法
- 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準
- 5. 固定資産の減価償却の方法

時価法

時価法

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円 貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

 建物
 6年

 附属設備
  $6\sim15$ 年

 器具備品
  $4\sim15$ 年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

6. 引当金の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

#### ① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

### ② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### ③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

#### [注記事項]

## ◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在

※1 有形固定資産の減価償却累計額

1,754 百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の 「その他未払金」に含めて表示しております。

## ◇ 中間損益計算書関係

		自 2023年4月1日
		至 2023年9月30日
<b>※</b> 1	減価償却実施額	
	有形固定資産	196 百万円
	無形固定資産	958 百万円
<b>※</b> 2	営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	6, 692 百万円
<b>%</b> 3	営業外費用のうち主要なもの 金銭の信託運用損	627 百万円
<b>※</b> 4	特別利益の内訳 株式報酬受入益	11 百万円
<b>※</b> 5	特別損失の内訳	

## ◇ 中間株主資本等変動計算書関係

固定資産除却損

自	2023年4月1日
至	2023 年 9 月 30 日

10 百万円

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5, 150, 693 株	_	_	5, 150, 693 株

## 2 配当に関する事項

配当金支払額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額

55,782 百万円

(2) 1株当たり配当額

10,830円

(3) 基準日

2023年3月31日

(4) 効力発生日

2023年6月30日

#### ◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(十匹・口2717)
	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	42, 741	42, 741	_
資産計	42, 741	42, 741	_
(2)その他 (デリバティブ取引)	60	60	_
負債計	60	60	_

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未 払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略し ております。
- (注 2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表に は含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額
	(百万円)
市場価格のない株式等(※)	10, 266
組合出資金等	1, 621
合計	11, 888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (単位:百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	_	42, 741	_	42, 741
資産計	_	42, 741	_	42, 741
デリバティブ取引 (通貨関連)	_	60	_	60
負債計	_	60	-	60

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 (2023年9月30日)

- 売買目的有価証券(2023年9月30日)
   該当事項はありません。
- 満期保有目的の債券(2023年9月30日)
   該当事項はありません。
- 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	9, 919
関連会社株式	106

- 4. その他有価証券(2023年9月30日) 該当事項はありません。
- ◇ デリバティブ取引関係
  - 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
- (1) 通貨関連

当中間会計期間 (2023年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	_	△60	△60

# ◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位:百万円)

	自 2023年4月1日
	至 2023年9月30日
期首残高	1, 123
有形固定資産の取得に伴う増加	_
時の経過による調整額	_
中間期末残高	1, 123

#### ◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

1 /P(   0 1 ) ( / 1 V ) 2 <u></u>	0 1 - 113 1 Pr
	当中間会計期間
区分	(自 2023 年 4 月 1 日
	至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

- (注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。
- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### ◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
- ① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

# ◇ 1株当たり情報

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日

1株当たり純資産額 9,410円05銭

1株当たり中間純利益 3,204円61銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益 16,505 百万円

普通株主に帰属しない金額

普通株式に係る中間純利益16,505 百万円期中平均株式数5,150 千株

# 4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める 行為

# 5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

#### (野村北米 REIT 投信(円コース)毎月分配型)

#### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド クラス JPY 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を

中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

# 追加型証券投資信託

# 野村北米 REIT 投信(円コース)毎月分配型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

#### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

# (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

# (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

#### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則と して受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

# (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合 計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総 額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

# (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

# (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 12 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

# (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10.000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金 (第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。) は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

#### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

- ⑤ **書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。**
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

# (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

# (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

## (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

# (野村北米 REIT 投信 (円コース) 年2回決算型)

# 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラスJPY 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

#### 追加型証券投資信託

# 野村北米 REIT 投信 (円コース) 年2回決算型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

#### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

# (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

# (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

# (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス JPY 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

#### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

# (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

# (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月 16日から9月 15日までおよび9月 16日から翌年3月 15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年3月 15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

# (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

# (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

# (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

#### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記 によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

# (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

# (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(円コース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

# 2. 別に定める条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型)

# 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス AUD 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

# 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

### 野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)毎月分配型

約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合 計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総 額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 12 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

### (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10.000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金 (第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。) は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

- ⑤ **書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。**
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

## (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

### http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

## 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

## 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)年2回決算型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス AUD 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)年2回決算型

約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス AUD 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月 16日から9月 15日までおよび9月 16日から翌年3月 15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年3月 15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

# (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

### (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

## (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記 によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

## (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

### http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

## 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(円コース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

## 2. 別に定める条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラスBRL受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

### 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

## (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間と し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合 計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総 額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

## (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 12 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

### (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10.000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金 (第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。) は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

## (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

- ⑤ **書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。**
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

# (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

## (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所
  - サンパウロの銀行
  - ・ブラジル商品先物取引所

## (野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラスBRL受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます。

## (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス BRL 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

#### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

## (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月 16日から9月 15日までおよび9月 16日から翌年3月 15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年3月 15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

# (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

## (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

# (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記 によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

# (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(円コース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

# 2. 別に定める条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所
  - サンパウロの銀行
  - ・ブラジル商品先物取引所

## (野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド クラス ZAR 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

# (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

## (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

## (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 21 年 12 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10.000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、

第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金 (第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。) は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

# (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。 ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

- ⑤ **書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。**
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

# (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

## (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

## http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

# (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款 によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

### (野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド クラス ZAR 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、 $\pm 1,500$  億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

# (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益 証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな 記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関 等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿 への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

# (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 第1項および前項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則と して受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

## (受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

## (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス ZAR 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

#### (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

## (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支 払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール 市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券 等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月 16日から9月 15日までおよび9月 16日から翌年3月 15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成22年3月 15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

# (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、 当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当す る金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配 することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることが できます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞

なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

## (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金および償還金については第33条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替

機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、

信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

# (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記 によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

# (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

# http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

### (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の

支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

# 2. 別に定める条件

約款第12条第4項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信 (米ドルコース) 毎月分配型)

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス USD 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

# (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に 定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に

相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
- ⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ① 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及び口に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス USD 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

## (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

## (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 7 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報

告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間

終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

# (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

# (信託の一部解約)

第36条 受益者 (販売会社を含みます。以下本条において同じ。) は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に、1 口単位もしくは1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を 請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替 機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

# http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年6月9日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(豪ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型)

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス USD 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス USD 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

# 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

# (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に 定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に

相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
- ⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ① 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

# (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス USD 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケットマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

## (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

## (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

# (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

## (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者

に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間 終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞 なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

## (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

## (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に、1 口単位もしくは1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を 請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

#### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

## (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を 解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記 によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を 行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる9数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

## (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

### http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年6月9日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型)

# 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンド クラス MXN 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

# (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に 定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に

相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
- ⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ① 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

# (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス MXN 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

## (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

## (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券 の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

#### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日より平成 26 年 7 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報

告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間

終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

# (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

# (信託の一部解約)

第36条 受益者 (販売会社を含みます。以下本条において同じ。) は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に、1 口単位もしくは1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を 請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替 機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

## (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

# http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年6月9日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (円コース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(ブラジルレアルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)毎月分配型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(メキシコペソコース)毎月分配型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

## (野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型)

### 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

### (2) 投資態度

- ① ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券 および野村マネーマーケット マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス MXN 受益証券への投資を中心とします※が、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性 および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- ※ 通常の状況においては、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス MXN 受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- ② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③ デリバティブの直接利用は行ないません。
- ④ 株式への直接投資は行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

### 追加型証券投資信託

## 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれ を引き受けます。

# (信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

## (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成36年9月17日までとします。

## (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

### (当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属しま す。

### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口

数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

## (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### (受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に 定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に

相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ③ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
- ⑤ 第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
- ⑥ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金 を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

# (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権 が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場

合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

# (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である、ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドークラス MXN 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

### (利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。)、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指 図を行ないます。

## (公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

### (信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### (混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### (有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

### (再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

# (資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### (損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

### (受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

## (信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年9月16日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

## (信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

## (収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の 末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収 益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者

に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間 終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞 なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、 第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。 以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日 目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

### (収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

# (信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に、1 口単位もしくは1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を 請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、 原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

#### (信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定する この信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい 損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の

口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を 行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる9数をもって行ないます。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

### (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

## (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第44条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### (信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

## (公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

### http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約 款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成26年6月9日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行

# 1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(円コース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (豪ドルコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米REIT投信(ブラジルレアルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(南アフリカランドコース) 年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信(米ドルコース)年2回決算型

追加型証券投資信託 野村北米 REIT 投信 (メキシコペソコース) 年2回決算型

# 2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第36条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

- ・申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
  - ニューヨークの銀行
  - ・ニューヨーク証券取引所

# (野村マネーマーケット マザーファンド)

# 運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

# 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

## 2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
- ① 本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として 運用を行ないます。
- ② 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① 株式への投資は行ないません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④ スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

# 野村マネーマーケット マザーファンド

約款

### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。 ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金2,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第36条第1項、 第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

## (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券(第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。)の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

### (受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

### (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については2,000万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

## (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## (受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)

- 第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
- ⑤ 前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。 この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
- ⑥ 第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行 しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。
- ⑦ 委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を 発行しません。
- ⑧ 第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。
- ⑨ 第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る 受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出 された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

# (受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、 出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。)の種類は、次に 掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

## イ. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 15 条及び第 16 条に定めるものに限ります。) に係る権利
- ハ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- ニ. 金銭債権(イ及びいに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形

## (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券 とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資する ことを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3. 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付 社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であ って当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、 ならびに会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債(総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に 定めるものに限る)
- 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。) なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を 有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
- 1. 預金

- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (利害関係人等との取引等)

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条および第18条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条 第3項の通知は行ないません。

### (運用の基本方針)

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引

と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション 取引に含めるものとします(以下同じ。)。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする 有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引 に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内と します。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月まで に受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げ る金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

# (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するもの

とします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

### (公社債の借入れ)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

## (信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
- 1. 信託財産の保存に係る業務
- 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### (混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### (有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等 およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

### (損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

### (受託者による資金の立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

### (信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年9月16日から翌年9月15日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年9月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

### (信託財産に関する報告等)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

### (信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

# (信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

### (利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

## (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

## (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (信託の一部解約)

第33条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、 当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

### (信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると 認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす る旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

### (償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

# (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 違反して信託財産に著しい 損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、 裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更等)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及 び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以 下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその 内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること ができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他の投資信託との併合を行なうことはできません。

## (反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第41条 この信託は、受益者が第33条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## (利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第42条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第44条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (信託約款に関する疑義の取扱い)

第45条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成21年10月21日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号 受託者 株式会社りそな銀行